

自己点検・評価報告書

2012年9月18日

立命館大学大学院法務研究科

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	9
1-4	法科大学院の自主性・独立性	13
1-5	情報公開	15
1-6	学生への約束の履行	17
第2分野	入学者選抜	19
2-1	入学者選抜 入学者選抜等の規定・公開	19
2-2	既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開	29
2-3	入学者の多様性の確保	34
第3分野	教育体制	39
3-1	教員体制・教員組織(1) 専任教員の必要数及び適格性	39
3-2	教員体制・教員組織(2) 教員の確保・維持・向上	45
3-3	教員体制・教員組織(3) 専任教員の構成	48
3-4	教員体制・教員組織 教員の年齢構成	51
3-5	教員のジェンダーバランス	53
3-6	担当授業時間数	55
3-7	研究支援体制	61
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	65
4-1	FD活動	65
4-2	学生評価	72
第5分野	カリキュラム	77
5-1	科目構成(1) <科目設定・バランス>	77
5-2	科目構成(2) <科目の体系性・適切性>	80
5-3	科目構成(3) <法曹倫理の開設>	84
5-4	履修(1) <履修選択指導等>	87
5-5	履修(2) <履修登録の上限>	90
第6分野	授業	93
6-1	授業	93
6-2	理論と実務の架橋(1) 理論と実務の架橋	125
6-3	臨床教育(2) 臨床科目	130
第7分野	学習環境	136

7-1	学生数(1) クラス人数	136
7-2	学生数(2) 入学者数	138
7-3	学生数(3) 在籍者数	139
7-4	施設・設備の確保・整備	140
7-5	図書・情報源の整備	145
7-6	教育・学習支援体制	150
7-7	学生支援体制(1) 学生生活支援体制	152
7-8	学生支援体制(2) 学生へのアドバイス	161
第8分野	成績評価・修了認定	164
8-1	成績評価 厳格な成績評価の実施	164
8-2	修了認定 修了認定の適切な実施	170
8-3	異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続	173
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	175
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成<法曹養成教育>	175
別紙1	学生数及び教員に関するデータ(「学生・修了者数の推移」・「教員一覧」)	
別紙2	教員個人調書	

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名 立命館大学院大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称
法務研究科専門職学位課程法曹養成専攻
3. 開設年月 平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
氏名 松宮 孝明
所属・職名 法務研究科
教授(研究科長)
連絡先 075-813-8270
5. 認証評価対応教員・スタッフ
氏名 松本 克美
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己点検・評価責任者
連絡先 075-813-8270
氏名 北村 和生
所属・職名 法務研究科
教授(副研究科長)
役割 教務責任者
連絡先 075-813-8270
氏名 山田 泰弘
所属・職名 法務研究科
教授(副研究科長)
役割 入試・学生担当責任者
連絡先 075-813-8270
氏名 藤原 猛爾
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己評価の教学担当
連絡先 075-813-8270
氏名 山口 直也
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己評価の教学担当

連絡先	075-813-8270
氏名	和田 真一
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己評価の教学担当
連絡先	075-813-8270
氏名	吉村 良一
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己評価の FD 担当
連絡先	075-813-8270
氏名	前川 善彦
所属・職名	プロフェッショナルスクール事務室
役割	事務長
連絡先	075-813-8270
氏名	山城 光裕
所属・職名	プロフェッショナルスクール事務室
役割	事務長補佐
連絡先	075-813-8270

〒604-8520
京都市中京区西ノ京朱雀町 1
立命館大学
プロフェッショナルスクール事務室

rits-ls@st.ritsume.ac.jp
075-813-8270
Fax075-813-8271

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2012年4月24日開催の2012年度第1回自己評価委員会（委員長・松本克美、委員：北村和生、藤原猛爾、山口直也、山田泰弘、吉村良一、和田真一）にて、自己点検・自己評価報告書の分野別執筆担当部署（執行部及び各種委員会）及び自己評価委員会内の点検担当者、作成スケジュールを決定した。また、各科目の担当教員からの集約が必要な項目については、5月18日を集約締切として、アンケートを実施した。各担当部署から集約した自己点検・評価書記述案を、第2回自己評価委員会（5月22日）、第3回自己評価委員会（6月19日）、第4回自己評価委員会（6月19日）で点検・調整し、第5回自己評価委員会（7月17日）に7月17日の教授会に提出する第1回原案を作成した。7月17日の教授会で補正点などにつき意見交換の上、同日開催の第6回自己評価委員会にて補正方針、今後のスケジュールを決定し、第6回自己評価委員会（9月4日）で第2原案を審議決定の上、9月11日開催の教授会に提出した。同日の教授会で審議の上、さらに第7回自己評価委員会（9月11日）で最終案を作成し、9月18日の教授会で審議の上、自己点検・自己評価報告書を確定した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

立命館大学法科大学院入学試験の受験者用に毎年発行しているパンフレット(以下、法科大学院パンフレットと略す)にも記載した通り¹、立命館大学は、「私立京都法政学校」から始まる100年以上の法学教育の歴史と伝統をもちつつ、常に改革を進め多彩な教育・研究資産をもつ総合大学として社会の最先端の課題に取り組んできた。立命館大学法科大学院(以下、本法科大学院という)は、こうした立命館大学の伝統と実績、総合性・多様性と進取の精神を受け継ぎ、「21世紀地球市民法曹」の養成を目指している。この「21世紀地球市民法曹」とは、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において公共性の担い手として活動する法曹を意味する。

第1に、「21世紀地球市民法曹」は、グローバルな視点を有する法曹である。グローバル化の進展によって、世界をフィールドに活躍する法曹が求められているだけでなく、地域に奉仕する法曹であっても、身近に起こる法的問題を地球規模の広がりの中でとらえ対応することが求められている。市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹こそ、今ももっとも必要とされている。

第2に、「21世紀地球市民法曹」は、法曹としてのさまざまな専門分野をもって活躍する法曹である。社会の法に対する需要が増大、多様化する21世紀においては、法曹は、国際取引、知的財産法、税、環境保護、刑事弁護、家事法務等々、なんらかの専門分野をもつ必要があり、さらに、今後は、狭義の法曹としてだけでなく、企業や官庁において活躍する法曹も増えるであろう。本法科大学院は、院生が各自の描く専門法曹になっていくために専門性を身につける仕組みを有している。

第3に、「21世紀地球市民法曹」は、鋭い人権感覚を有し、公共性の担い手として活躍する法曹である。法曹は、鋭い人権感覚、すなわち「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性(司法制度改革審議会意見書)を有していなければならないし、法の定立・運用に関わることは公共性の実現に関わることであるという自覚がなければならない。

¹【A2】2013年度法科大学院パンフレット2頁。

法の役割がますます重要なものとなる今日、法曹にはこうした資質がますます求められている。本法科大学院が養成すべき法曹像に「市民」という用語を用いている意味はここにもある。

(2) 法曹像の周知

こうした「21世紀地球市民法曹」という本法科大学院の法曹像は、法科大学院開設前から、ブックレット²の刊行を通じて社会的に打ち出してきたが、開設後は、毎年刊行する法科大学院パンフレットや、³法科大学院ホームページ、履修要項⁴等で周知している。

ア 教員への周知，理解

このような養成しようとする法曹像は、教授会における周知のほか、学内から出講する教員、客員・非常勤教員および事務職員についても、上記の法科大学院パンフレットや法科大学院のホームページ等を通じて、周知と理解を図っている。

イ 学生への周知，理解

学生についても、このような養成しようとする法曹像は、上記の「法科大学院パンフレット」や法科大学院のホームページ、履修要項等を通じて、さらには入学式での研究科長の言葉やその後のオリエンテーション等を通じて、周知と理解を図っている。

ウ 社会への周知

社会一般などの学外についても、上記の法科大学院パンフレットや法科大学院ホームページ等を通じて、周知と理解を図っている。また、法科大学院進学希望者に対しては、各種の進学相談会で、本法科大学院が養成しようとしている法曹像を、毎回、伝えている。

なお、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生は、今のところ、存在しない。

(3) 特に力を入れている取り組み

上記(2)ア、イ、ウで述べたように、本学法科大学院が養成しようとする法曹像につき、教員、学生、社会への周知に積極的に取り組んでいる。

(4) その他

特になし。

²【C1】法科大学院ガイド編集委員会編『立命館大学法科大学院』（日本評論社、2003年）。

³ <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/goaisatsu.htm>

⁴【A4】2012年度履修要項2頁。

2 点検・評価

本法科大学院の養成しようとする法曹像である「21世紀地球市民法曹」は明確なものであると考えている。また、この法曹像は、法科大学院パンフレット、ホームページ（HP）、履修要項その他で十分周知されている

3 自己評価

A

4 改善計画

法曹像の明確化・具体化と周知については、とくに改善を要するところはない。

1 - 2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 貴法科大学院の特徴

上記の養成すべき法曹像である「地球市民法曹」の養成を、本法科大学院の特徴としている。そして、これを実現するために、教学内容と関連するものであるが、第1のグローバルな視点の養成に関しては、アメリカン大学からの派遣教員による英米法の講義や、その協力の下にワシントンで実施している外国法務演習、シドニー大学と共同で開講している京都セミナーおよび単位外となるが東京セミナーといった科目によって、その実現を図っている⁵。

第2の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の8単位プログラム・パック制(ただし、現在は、1パック履修が必修ではない。)により、講義4単位と演習4単位をセットで履修できることとすることで、その実現を図っている⁶。

第3の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、リーガルクリニック ・ およびエクスターンシップという臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。本法科大学院の特徴として、受験生、院生、社会にアピールしている⁷。

それを追求すべき特徴として設定している理由は、上記の1-1-1-(1)に示した通りである。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

上記1-2-1-(1)に示した特色ある授業が、そのための取り組みである。

(3) 取り組みの効果の検証

上記1-2-1-(1)に示した授業での成績評価のほか、各授業につき、参加者あるいは受入機関からアンケートまたは報告書を提出してもらっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

リーガルクリニック ・ とエクスターンシップを選択必修制にして、すべての院生に現場の感覚を身に付けてもらうことに、本法科大学院は特に力を入れている。また、アメリカン大学との提携を強化して、将来的には、そのLLMのコースに、希望する修了生を送り出すことを計画している。

⁵ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット3頁、18-19頁。

⁶ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット11-15頁。

⁷ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット16-17頁。

(5) その他

とりわけリーガルクリニック ・ やエクスターンシップの実施のために、クリニックを実施する地方公共団体との連携⁸やマス・メディアを通じた宣伝⁹、実習受入先確保のための京都・大阪・奈良の3弁護士会との協定の締結¹⁰を行っている。

2 点検・評価

「地球市民法曹」の具体的内容であるグローバルな視点、専門性、人権感覚と公共性の意識という3つの能力を養成するために行っている上記1-2-1に示した取り組みは、他の法科大学院にあまりない、本学の優れた特徴と自負している。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

⁸【B1】「2012年度宇治市との覚書」、「2010年豊中市との協定書」参照。

⁹【B2】「2011年11月5日のリビング京都誌での紹介」、「2010年10月30日の京都新聞広告」参照。

¹⁰【B3】「大阪弁護士会」、「京都弁護士会」、「奈良弁護士会」との協定書参照。

1 - 3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本学法科大学院における自己改革にかかわる組織・体制は、内部的には次の2本立てになっている。一つは、法科大学院教授会のもとにおかれる各種の恒常的な委員会、今ひとつは、適宜、教授会に設置されるワーキンググループ(WG)や、プロジェクトチーム(PT)である。

各種委員会

本学法科大学院教授会(正式名称は、法務研究科教授会)には、法科大学院の教務に関する事項を審議し、必要な議題を教授会に提案、報告する教務委員会が置かれており¹¹、日常的な教務事項の処理にあたるだけでなく、教育システム(教育内容・方法)の改善、改革に向けた検討を行っている。教務委員会は各専門分野のバランスに考慮して構成されており、委員長には教務担当の副研究科長があたることによって、法科大学院執行部(研究科長と2人の副研究科長で構成)との連携が図られている。教務委員会は、法科大学院執行部と連携しながら、毎年度、教学総括文書(教授会の議を経て、全学の教学委員会に提出)を作成するとともに、教授会に教育システムの改革提案を行い、教授会での議論を踏まえながら改革を実現してきた。2007年度以降の具体的な改革の内容としては、社会や在学生のニーズに応じて数次にわたって取り組んでいるカリキュラム改革等が挙げられる。

入学者選抜に関しては、法科大学院の入学政策に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う入学政策委員会が、法科大学院教授会の下に設けられている¹²。入学政策委員会の委員長には、法科大学院入学試験担当の副研究科長があたることによって、法科大学院執行部との連携を図っている。入学政策委員会は毎年度、入学者選抜の実状を分析する文書を作成すると共に、入学試験のあり方に関する改革提案を教授会に対して行い、教授会での議論を踏まえて入学者選抜制度を改革してきた。たとえば、既修者向け法律科目試験の変更を決定した(2-1-1参照)。

また、2005年度より、法科大学院の自己評価活動および認証評価機関から認証評価を受けることにかかわって必要な準備・作業をすすめる自己評価委員会を、法科大学院教授会の下に設置している¹³。自己評価委員会は、具体的には、

¹¹【A5】法科大学院常設委員会内規(以下、「常設委員会内規」という)2条。

¹²【A5】常設委員会内規9条。

¹³【A5】常設委員会内規12条。

(ア)法科大学院の自己評価にかかわる事項を検討整理し、教授会に報告するとともに、(イ)認証評価機関から認証評価を受けるに際して必要な準備・作業をすすめ、(ウ)自己評価のための報告書を作成し、教授会に提出する。自己評価委員会は、教授会での審議を経た上で毎年度の自己評価報告書を作成してきた。また、本自己評価報告書の作成の作業を継続してきた。

各年度の自己評価報告書は、教務委員会、入学政策委員会、図書委員会など各委員会が執筆した原案につき自己評価委員会が検討を加えて作成されている。自己評価報告書は教授会において了承されることによって確定する。各委員会は、自己評価報告書とその後の委員会活動、とりわけ改革案の検討に活かしている。

各種WG , P T

上記の常設の検討体制とともに、適宜、諸改革のためのWGやP Tを立ち上げてきた。教学改革や入試改革はそれぞれの項目のところで述べているので、ここでは、学生定員問題に関するWGについて触れておく。本法科大学院では、2010年度に入学定員をそれ以前の150名から130名に削減した。この改革にあたっては、まず、2008年度後期に「入学定員問題WG」を立ち上げて¹⁴、検討を行い、2009年度前期に、このWGの報告を受けた教授会において審議の上¹⁵、上記のような入学定員削減の決定をした。また、直近では、「立命館大学法科大学院における学生定員およびカリキュラムならびに教員定数のあり方に関するP T」を設置し、改革課題を検討している(2012年度第8回法科大学院教授会)。

アドバイザー・コミッティー

なお、学外からの意見を聴取する仕組みとして、学外の識者によるアドバイザー・コミッティーを設置している¹⁶。委員は、園部逸夫(元最高裁判事)、諸石光熙(元住友化学工業専務。司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員等を歴任)、赤木文生(元日弁連副会長)の各氏であり、立命館大学学長が任命している。アドバイザー・コミッティー委員に対しては、研究科長がそれぞれ年2回程度、本法科大学院の実状を説明し、意見を伺っている。また、法科大学院入学記念式典や法科大学院パンフレット¹⁷で委員から新入生に法科大学院生としての心構えを説いていただいたりもしている。

(2) 組織・体制の活動状況

教務委員会は、毎月2回程度、開催されている。主として、カリキュラム改革や毎年開設科目の確認、成績評価や修了判定に関する異議の申し立て等を審査し、その結論を、執行部を通じて、教授会に提案する。毎回の議事録は作

¹⁴【A6】2008年度立命館大学法科大学院第17回法科大学院教授会議事録2頁。

¹⁵【A6】2009年度第3回法科大学院教授会議事録2頁。

¹⁶【A5】立命館大学法科大学院アドバイザー・コミッティー規程

¹⁷【A2】2013年度法科大学院パンフレット3頁。

成しており、一年を通じた活動は、毎年自己評価報告書で報告している。

入学政策委員会は、入試の構造や執行方法等を含む入学者確保のための政策を審議する委員会である。開催密度は入試の時期との関係で季節により異なるが、通年で6回程度開催している。議事録を作成し、一年を通じた活動は、毎年自己評価報告書で報告している。

自己評価委員会は、主として、本法科大学院の自己評価・点検を担当する委員会である。評価報告書の作成時期を中心として、年に3回程度開催している。議事録を作成し一年を通じた活動は、毎年自己評価報告書で報告している。

WGやPTは、課題に応じて適宜設置され、短期間(数か月)に集中して検討を行い、教授会に報告するという活動形態である。

アドバイザー・コミッティーは、学外の委員から本法科大学院の状況を聴取する機関である。上記のように、研究科長がそれぞれ年2回程度、本法科大学院の実状を説明し、意見を伺っている。

(3) 組織・体制の機能状況

上記の各委員会からの提案は、教授会で審議し、必要と判断すれば、具体的な改革に取り組んでいる。入学者選抜については、入学政策委員会を中心に、法曹にとって優れた資質を持つ入学者の確保のための施策を提案し、実施している。具体的には、入試時期と学部の定期試験時期の重複を避けるための入試日程の工夫を行い、また、教務委員会と連携して、法科大学院での訴訟法教育の強化のために、入試科目から民法・刑法を外し¹⁸、反対に、既修者についても、両科目を基礎から学べるカリキュラムの改革を行った¹⁹。教務委員会では、入学後の教育の実を挙げ修了者の質を確保するため、2010年度から、従来の履修前提制に代えて、進級制度ないし原級留置制度(いわゆる「留年制度」)を導入し²⁰、2度の原級留置者には、進路変更を強く勧告している。同時に、必修科目にあった再試験制度を廃止している²¹。

加えて、原級留置者への、場合によっては進路変更勧告をも含んだ面談を実施している²²。

公開された情報に対する評価や改善提案には、常に、エビデンスに基づいた対応を心掛けている。

社会の法曹に対する要請の変化については、本法科大学院では、一方で、司法試験を中心とする伝統的な法曹の能力を養うとともに、他方で、企業や地方自治体に関わる法的紛争の増加を見越した新しい需要に応え、かつ、新規需要を開拓する能力を養うという、二正面の作戦を展開せざるを得ないと考えてい

¹⁸ 【A7】2013年度入試要項 14頁参照。

¹⁹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット 11頁参照。

²⁰ 【B4】2010年度履修要項 24頁。

²¹ 【B5】2011年度履修要項では、同年度からの入学者に対して再試験制度の廃止を反映させている(34頁)。2010年度入学者までは再試験を存続(40頁)。

²² 【B6】「2011年度前期 単位僅少者・原級留置者に対する面談実施について」参照。

る。

そのため、修了者の進路（法曹三者，企業，官公庁等への多様な職域への進路をいい，過去5年間の司法試験の合格状況も含まれる。）を把握するため、本法科大学院は、その同窓会および旧司法試験以来の立命館法曹会という同窓会組織と協力して、司法試験に合格せずに他の進路に進んだ修了生も含めて、その把握に努めている²³。

この法曹に対する社会の要請の変化に対応するために、本法科大学院でも、学部段階での法曹志望者の発掘・進路開拓のための取り組みをお願いしている²⁴加えて、今後は、立命館学園の付属高校等を中心として、入学ガイダンスを通じた法曹志願者の発掘に取り組む予定である。

なお、上記検証等に対する全教員の参加・取り組み・共有状況であるが、研究者教員のほとんどは、教務委員会、入学政策委員会、自己評価委員会のいずれかに所属しており、実務家教員のうち任期制教員も同じ状況である²⁵。また、各委員会からの提案は必ず教授会で審議されるので、これを通じて、専任教員には、すべて、課題が共有される仕組みとなっている。これを通じて、カリキュラムや入試、定員削減等の改善措置が、スムーズに実施されてきている。

（4）特に力を入れている取り組み

上記の各委員会での議論のほか、教授会でも、それぞれの時宜に応じたテーマを決めて、議論の時間を設けている。これを通じて、教授会を形骸化させることなく、そこでの実質審議を担保することにしている²⁶。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

上記の通り、自己改革を目的とした組織・体制が整備されており、改革も具体化、実現している。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

²³ 【B7】法務研究科修了生 進路別内訳 参照

²⁴ 【B8】2012年7月4日の本学OB弁護士4名を招いて「弁護士なう」企画を立命館大学法学部学部で実施した。同チラシを参照。

²⁵ 【B9】2012年度法科大学院役職者表

²⁶ 【A6】教授会での審議条項については、各教授会の議事録参照..

1 - 4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

立命館大学法科大学院(立命館大学大学院法務研究科)は独立研究科であり、学部や他の研究科から独立して運営されている。そこで、教員の採用・選考等の人事に関する事項、入学者選抜に関する事項、カリキュラム内容に関する事項、成績評価に関する事項、修了認定に関する事項、施設管理に関する事項(主として教室の割当)等の重要事項については、法科大学院教授会において審議され決定されている²⁷。もちろん、カリキュラム改革等で法務研究科研究科則の改正が必要となる場合や新任教員を任用する場合には、全学の調整機関である大学協議会²⁸において了承される必要がある。だが、大学協議会においては各学部、研究科の自主性を尊重した運営がなされている。また、新任教員の人事は最終的には学校法人の理事会において決定される必要があるが、これまで大学教員の人事について理事会が拒否をしたことはない。

なお、法科大学院の教育には法学部教員の応援も得ている一方、法科大学院教員も一定、法学部・法学研究科での教育に関わっていることから、法科大学院と法学部・法学研究科との連携が重要である。そこで、法科大学院教授会と法学部教授会との連絡調整のため、ほぼ月1回、両者の「連合教授会」を開催している²⁹。しかし、これはあくまでも情報交換、連絡調整のためのものであり、決定権限を有してはならず、その存在によって法科大学院の自主的な運営が損なわれることはない。

(2) 理事会等との関係

上記のように、カリキュラム改革等で法務研究科研究科則の改正が必要となる場合や新任教員を任用する場合には、全学の調整機関である大学協議会において了承される必要があるが、大学協議会においては各学部、研究科の自主性を尊重した運営がなされており、また、新任教員の人事は最終的には学校法人の理事会において決定される必要があるが、これまで大学教員の人事について理事会が拒否をしたことはない。

(3) 他学部との関係

かつて、他学部との関係において教授会の意向が反映されなかった例はない。

²⁷ 【A5】法務研究科教授会規程4条。

²⁸ 【A5】大学協議会規程

²⁹ 【A5】「法学部教授会と法科大学院教授会の連合的運営に関する申し合わせ事項」 参照

(4) 特に力を入れている取り組み

上記のように、教育について、科目によっては法学部教員の応援も得ている³⁰。一方、法科大学院教員も一定、法学部・法学研究科での教育に関わっていることから³¹、「連合教授会」等を通じて、法学部教授会にも、法科大学院教授会の意向や考え方を深く理解してもらうよう、努めている。

(5) その他

法学部との「連合教授会」を円滑に開催するために、不定期に連合執行部会議を開いている。

2 点検・評価

法科大学院の自主性・独立性には、まったく問題はない。むしろ、その情報を全学で共有して、財政面を含め、全学からの支援の輪を広げることが肝要である。

3 自己評定

合

4 改善計画

特になし。

³⁰ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット25-26頁参照。

³¹ HP掲載の法学部・法学研究科オンラインシラバス参照

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm>。

1 - 5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

養成しようとする法曹像、入学者選抜に関する事項、本法科大学院のカリキュラム、教育方法等の教育内容等に関する事項、教員に関する事項、修了者の進路等に関する事項、施設等学生の学習環境に関する事項、自己改革の取り組みを紹介する法科大学院パンフレット³²を作成するとともに、その内容を反映させた立命館大学法科大学院のホームページ³³を作成し、適宜更新している(成績評価に関しては、在学生の個人情報特定されるおそれなど、学外一般への公開にはなお微妙な問題があるため、試験講評等を通じて在学生にのみ公開している)。FD活動の内容については、毎年度1回、FDニューズレター³⁴を刊行しているほか、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムの報告を随時(2011年度は3回)ホームページに掲載している³⁵。また、2004年度より本法科大学院の教育活動等について総合的に分析する自己評価報告書を作成し、ホームページにて公開している³⁶。

また、研究科長が立命館大学法科大学院・法学部の広報誌である立命館ロー・ニューズレターに積極的に寄稿している³⁷。

本法科大学院の潜在的志願者に対しては、各種の入学説明会やオープンキャンパス(年1回)³⁸において、合格者・入学予定者に対しては、入学前ガイダンス(10月、3月実施)³⁹⁴⁰において、教育活動について情報を提供し、質問に回答している。

(2) 公開の方法

上記の通り、主として法科大学院パンフレットとホームページ、入試要項で公開している(各年度の法科大学院パンフレットおよび本学ホームページ、入試要項参照)。

³² 【A2】2013年度法科大学院パンフレット。

³³ <http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/gr/hoka/>

³⁴ 【A13】2011年度FDニューズレター6号、2010年度FDニューズレター5号等参照。

³⁵ http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm

³⁶ http://www.ritsumeimei.ac.jp/acd/gr/hoka/jiko_hyoka.htm

³⁷ 【C2】松宮孝明「正念場を迎える法科大学院」立命館ロー・ニューズレター63号2頁(2010年)【C3】同「今は、法曹進路開拓のチャンス」立命館ロー・ニューズレター67号2頁(2011年)。

³⁸ 【B10】2012年度実施のオープンキャンパス・入試説明会案内。

³⁹ 【B11】2011年10月16日実施の入学前ガイダンス資料。

⁴⁰ 【B12】2012年3月10日 実施の入学前ガイダンス資料

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

⁴¹ホームページ上にQ&Aを掲載しているほか、カリキュラム・入試情報等については、法科大学院事務室で常時対応している。改善提案については、執行部で対応し、必要と判断すれば、教務委員会、入学政策委員会に具体的な改善提案を諮問している。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記の通りである。

(5) その他

2012年3月10日に、地元のKBS京都テレビの司法制度改革をテーマとする番組において、京都弁護士会と協力し、本法科大学院の法廷教室を用いて、裁判員裁判劇を放映するとともに、当該番組内で、研究科長が、京都弁護士会会長らとともに、裁判員裁判制度の見直しに向けた座談会を行った。市民に向けて司法制度改革をアピールし、その中で本法科大学院の教育についても理解してもらうために、今後も、このような企画に積極的に取り組む予定である。

2 点検・評価

成績評価に関しては、なお、慎重に検討する必要があると思量する。それ以外では、情報公開につき、すでに適切に行われていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

⁴¹ http://www.ritsumeiji.ac.jp/acd/gr/hoka/index_nyushi.htm

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院の法科大学院パンフレットおよびホームページ、履修要項において紹介している教育内容、教育方法、学習環境は、開設科目、その担当者、利用可能な自習設備および図書館、コピー機等の設備・備品、授業料、奨学金である⁴²。

(2) 約束の履行状況

上記の約束事項については、現に、その通り実施、実現している。院生に対するサポート体制については、履修要項および法科大学院パンフレットにあるように、クラス担任制を敷き⁴³、TA(ティーチング・アシスタント)をおいている⁴⁴。もっとも、TAについては、法学研究科の博士後期課程の院生が少ないことから、必ずしもすべての授業に保証しているわけではなく、かつ、授業補助を超えて院生の学習上の質問に応じることができる力量のある者の採用が困難である。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

本法科大学院の院生は院生自治会である院生協議会を組織しており、法科大学院側との研究科懇談会を実施するなどして、教育内容・方法、学習条件等についての院生の側の意見をまとめ要望を提出している。これらの要望のうち、実施を約束した教育活動等の重要事項は、すべて適切に実施している。

(4) 特に力を入れている取り組み

定期試験終了後に院生協議会主催の懇親会が開かれるときには、これに、教授会メンバーが積極的に参加し、懇親を深めるよう呼びかけている(もちろん、義務ではない)。この懇親の場を利用して、教員と院生との間の心理的な距離を縮め、円滑な意思疎通のための下地を作るためである。

⁴² 詳細は、【A2】2013年度法科大学院パンフレット 27頁、前記ホームページ、【A4】2012年度履修要項 92頁参照。

⁴³ 【A4】2012年度履修要項 40頁。

⁴⁴ 【A4】2012年度履修要項 100頁。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

記述のように、学生に約束した教育活動等の重要事項はすべて適切に実施している。

3 自己評価
合

4 改善計画
特になし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜 入学者選抜等の規定・公開

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院は、市民的感觉をそなえながら、地球的な規模で考え、行動する『地球市民法曹』の養成を目指している。グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹の養成である。21世紀に求められる法曹像を「地球市民法曹」と捉えて、多様なバックグラウンドをもった学生が、豊かな人間性と、鋭い人権感覚、幅広い教養とともにグローバルな視点と高い専門性を有する法曹となっていけるよう教育しようとしているのである⁴⁵。このような人材を養成すべく、本法科大学院の入学者選考方針は、法科大学院パンフレットに掲載する「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」において以下のように簡潔に示されている⁴⁶。

「立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成をめざします。

そのために、1学年に法学未修者を40名程度、法学既修者を90名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、知的財産権分野における国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れて、理科系学部出身者も入学できるように努めています。さらに、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生についても重視しています。また、複雑化する現代社会に対応できる法曹を排出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の3割程度は受け入れたいと考えています。」

(2) 選抜基準と選抜手続

選抜にあたっては、未修者枠と既修者枠を設け、それぞれ、書類選考と科目による選考(以下、「科目選考」と表記する。)により入学者選抜(前期日程、後

⁴⁵ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット2頁、【A4】2012年度履修要項3頁、法科大学院HP「本学の目指す法曹養成(教育目標・人材養成目標)」<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/goaisatsu.htm>。

⁴⁶ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット29頁、【A4】2012年度履修要項4頁【A7】2013年度入試要項・見返し頁、法科大学院HP「法科大学院の3方針」<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/policy.htm>。

期日程)を行っている⁴⁷。未修者枠については、A方式試験、既修者枠については、B方式試験とし、前期日程にあつては、両者の併願を認めている。法科大学院入試に求められる公平性、開放性および多様性の確保という観点から、書類選考においては、書類選考により法科大学院が求める上記の能力の判定を行い、科目選考にあつては、未修者に対しては小論文、既修者に対しては法律論文試験によって選考している。

とりわけ、入学者の多様性確保という観点からは、法学未修者として3年修了での学習を志望する者のうち、一定の実務経験のある者⁴⁸については社会人特別入試を設けている。

未修者枠の入学試験(A方式試験)は、次の通りである⁴⁹。書類選考にあつては、エントリーシート(志願理由、自己アピール)20点、外国語能力30点⁵⁰、適性試験100点(法科大学院全国統一適性試験第1部～第3部の成績300点満点を1/3に圧縮し、小数点未満を切り捨て)の合計150点、科目選考にあつては、小論文300点で、総合計450点満点で合否判定を行っている。未修者選抜にあつては、多様なバックグラウンドや能力を有し、法曹としての資質がある者を選抜するために書類選考と科目選考を総合評価して合格者を決定している。もっとも、書類選考については、その合計点、適性試験得点、またはエントリー得点の最低基準を設定し、それらが最低基準点以下の場合には、科目選考の採点対象としないという扱いとしている。科目試験である小論文では、「書いて説得する力」を試している⁵¹。出題は、政治や経済、文化、科学技術などさまざまな分野にかかわる政策の当否に関する問題が中心となり、法律知識の有無や多寡を問うものではない。なお、本学法科大学院のHPにおいては、過年度の問題は公表していなかったが、2012年度実施分より、実施試験問題および採点講評を公開している⁵²。

既修者枠(B方式試験)は次の通りである⁵³。書類選考にあつては、未修者枠(A方式試験)と同様に、エントリーシート(志願理由、自己アピール)20点、外国語能力30点⁵⁴、適性試験100点(法科大学院全国統一適性試験第1部～第3部の成績300点満点を1/3に圧縮し、小数点未満を切り捨て)の合計150点満点とする。科目選考については、法律科目試験を実施する。試験科目は、憲法(100点満点)行政法(50点満点)民法(120点満点)商法(50点満点)刑法(100点満点)の5科目である。既修者選抜にあつては、法科大学院の法律基本科目29単位を既修と認定できるだけの学力を有するかの判断が重要で

⁴⁷【A7】2013年度入試要項参照。

⁴⁸出願資格については、【A7】2013年度入試要項1-2頁。

⁴⁹【A7】2013年度入試要項10頁以下。

⁵⁰【A7】2013年度入試要項参照4頁

⁵¹【A2】2013年度法科大学院パンフレット29頁。試験時間は120分であり、配点は300点。

⁵²http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_kakomon.htm

⁵³【A7】2013年度入試要項14頁以下。

⁵⁴【A7】2013年度入試要項5頁

ある。そのため、書類選考については、その合計点、適性試験得点、志願理由書の得点につき最低基準を設定し、それらが最低基準点以下の場合には、科目選考の採点対象としないという扱いとし、最終的な合否判定は、科目選考の合計点のみで行っている⁵⁵。各法律科目試験については、最低基準点を設定し、一つの法律科目でも、最低基準点を満たさない場合には、不合格としている。これは、科目試験に対応する法科大学院の法律基本科目につきそれぞれ単位認定しうるかを厳格に判断するためである。各科目ごとの最低基準点を超えないものについては、科目選考の総合点による合否判定によらず、不合格となる。科目試験の試験時間は、公法（憲法、行政法）で90分、民法（民法、商法）で105分、刑法（刑法）で60分である。各科目について、重要な条文、基本的な概念、制度趣旨といった法律学の基本的能力を有するかを論述式によって試している。試験問題および採点講評は、HPに公開している⁵⁶（試験問題⁵⁷、採点講評⁵⁸）。

未修者枠、既修者枠の書類選考の採点は、法科大学院専任教員が行い、エントリーシートは複数名によって採点される。エントリーシートの評価には最低基準点を設定しており、それを下回る場合には不合格がある旨を2013年度入試要項で示している⁵⁹。

適性試験得点についても最低基準点を設定している⁶⁰。2012年度入試にあつては、本研究科は、事前に、適性試験に関する最低基準点を開示していない。これは、適性試験の得点のみで一義的に法曹としての資質を判断することは困難であり、書類選考、科目試験の得点と総合的に判断する必要があつたからである。2012年度の適性試験の最低基準点は300点満点中130点であり（130点未満は科目試験の結果等によらず不合格となる）試験終了後に、適性試験の最低基準点については、法科大学院のHPで開示した⁶¹。130点は、適性試験受験者の下位10%に相当する点数である。2012年度入試の最低基準点の運用状況を踏まえて、2013年度入学試験にあつては、適性試験の最低基準点を「おおよそ下位10%に相当する点数」として事前に公表している⁶²。

なお、本学では、全学の統一的な対応として、授業料不払いにより除籍となつた者または退学をした者につき、除籍または退学をした年度から数えて2年間以内であれば、申請に基づき退学・除籍時の所属・回生に再入学することを認める再入学試験制度を2010年度から設けている⁶³。2010年度以前は、退学者

⁵⁵ 【A7】2013年度入試要項5頁

⁵⁶ <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/kekkanituite.htm>

⁵⁷ http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_kakomon.htm

⁵⁸ <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/kekkanituite.htm>

⁵⁹ 【A7】2013年度入試要項4頁-5頁。

⁶⁰ 【A7】2013年度入試要項4頁-5頁。

⁶¹ 立命館大学法科大学院HP「受験生の皆様へ 試験科目と配点」

http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_data/nyushi_data_2012.htm

⁶² http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_score.htm

⁶³ 【A4】2012年度履修要項83頁。

または除籍者につき学籍異動として一定の範囲で復学申請を認めるとして本学では運用されていた(復学時に学生担当の副研究科長により面談を実施)。2010年度段階で、手続や選考基準を明確化させることを目的として入学試験の一類型として全学共通の再入学制度が設けられた。再入学は、すでに一度、学力審査を経て入学を許可した者を対象とする制度であるから、この再入学申請にあつては、再入学志願票を提出させ、その書類審査と面接とで、選考を行い、再入学を認めるかは教授会で判断している。本研究科では、再入学試験制度が設けられる前には、2009年度後期に、1名が学籍異動として再入学した。現行の再入学制度の下では、2012年度前期に1名が再入学している。

(3) 学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針、選抜基準、選抜手続については、法科大学院のHP⁶⁴、法科大学院パンフレット、入学試験要項で公開している。入試について変更がなされる場合には、先行して、法科大学院HPの「News 新着情報」で告知している。2013年度入試においても、転入学試験の新設を行うという制度変更をするが、この点の告知は、2012年3月13日にその概要を告知している⁶⁵。入学試験要項、入学パンフレットは、各年度6月初旬に刊行し、配布を行っている。

入試の広報としては法科大学院パンフレット度入学試験要項の配布、HPでの広報のほか、オープンキャンパスの開催、数度の大学院説明会を行い、さらに広告会社を通じた新聞紙上等での広告を行っている。

なお、選抜基準の内容について、内部で規定されている程度と公開されている程度とに差はない。もっとも、エントリーシート、各科目試験の最低基準点については、事前・事後にHPで公開はしていないが、入試成績の個人別得点の照会制度において、希望者には開示している⁶⁶。適性試験の最低基準点につき、2012年度入学試験にあつては最低基準点を事後的に開示していたが、2013年度入学試験からは、適性試験の最低基準点につき、事前におおよその基準を法科大学院のHPで公表している⁶⁷。

なお、退学者・除籍者を対象とした再入学試験については、再入学制度の存在や出願期間・選考手続は、履修要項に掲載され⁶⁸、在籍者には周知されている。退学者・除籍者のうち再入学を希望し、本研究科事務室へ申請する者に対し、再入学試験要項・再入学志願票用紙を配布している。

(4) 選抜の実施

⁶⁴ http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/index_nyushi.htm

⁶⁵ http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/news/news_120313.htm

⁶⁶ 【A7】2013年度入試要項 18頁、法科大学院HP「個人別得点の照会について」

<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/tokutenkekka.htm>

⁶⁷ 立命館大学法科大学院HP「受験生の皆様へ 試験科目と配点」

http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_score.htm

⁶⁸ 【A4】2012年度履修要項 83～84頁。

本法科大学院の入学試験の執行は、法科大学院教授会の責任の下に実施される。入学試験要項の内容の確定、試験日程の確定、出題者、採点委員の委嘱といった入試に関する基本的な事項については、すべて教授会で審議される⁶⁹。研究科長（その代行者として入試担当副研究科長が指定される）を執行責任者として、入試問題の作成、入試広報、オープンキャンパス、試験執行、採点等の作業を行い、教授会において合否を決定する。入学試験の執行事務は、法科大学院の事務室が担当している。出願願書の整理等は、外部の専門会社に委託して処理を行う。委託契約の中には個人情報保護の取扱いに関する事項も含まれる。

エントリーシートの採点は、専任教員が担当し、法律科目の採点には法学部より応援を委嘱することもある。採点者の主観が入りやすいエントリーシート、小論文、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。採点基準に従って採点されるが、評価が大きく異なる場合には協議の上決定される。法律科目試験の採点は研究者教員によってなされるが、エントリーシートは、研究者教員と実務家教員との共同による評価を基本としている。

入試の公正性を図る上では、入試の採点基準などの情報開示を行うことが重要となるが、法律科目試験ではすでに問題と採点講評が HP で公開され、2012年度入学試験より、A 方式および社会人特別入試（未修者試験）の科目である小論文試験についても問題と採点講評を HP で公開している⁷⁰。

合否は客観的に得点順に決定される。エントリーシートや法律科目試験では、それぞれにつき最低基準点が設定され、その他の要因は一切考慮されない。判定は教授会の審議事項である。

なお、退学者・除籍者を対象とした再入学試験については、書類審査と面接により選考を行っている。再入学は、すでに一度、学力審査を経て入学を許可した者を対象とする制度であるから、この再入学申請にあっては、再入学志願票を提出させ、その書類審査と面接とで、選考を行い、再入学を認めるかは教授会で判断している。

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
467	290	1.61倍	525	262	2.00倍	403	221	1.82倍

2010年度入試は、2段階選抜を実施しており、受験者数は2次試験の受験者及び1次選考不合格者である。

退学者・除籍者を対象とする再入学者は、退学または除籍の時の学年に編入されることから、上記表には含めていない。対象年度のうち、2012年度に1

⁶⁹ 【A5】立命館大学法務研究科教授会規程4条1号。

⁷⁰ http://www.ritsumeiji.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_kakomon.htm

名の再入学者がいる。

本研究科の入試にあっては、入学者選抜試験の受験者数が入学定員を下回ることはないが、2011年度入試を除いて、競争倍率（受験者数÷合格者数）が2倍を下回り、決して高い状況とはいえない。法曹養成という目的に照らして、入学を認めるのが相当な者を選抜するために、本研究科では、未修者枠、既修者枠、社会人入試のいずれについても、エントリーシートの評価または適性試験の得点につき、最低基準点を設け、いずれか一方が最低基準点を下回る場合には不合格としている⁷¹。このほか、既修者枠（B方式）については、科目試験の各科目について最低基準点を設け、最低基準点をクリアできない者は、不合格としている⁷²。これらにより、法曹養成の目的に照らして、入学を認めることが相当でない者は入学させないことを制度的に担保している。

法科大学院の入試の結果については、合否にかかわらず個人別の得点の照会に依拠している⁷³。2010年度～2012年度入試における照会者人数の推移は次の通りである。

方式名	2012 前期	2012 後期	2011 前期	2011 後期	2010 後期	2010 前期	総計
A方式	12	2	20	4	2	31	71
B方式	43	10	86	15	21	73	248
社会人特別	2	-	4	-	-	5	11
総計	57	12	110	19	23	109	330

社会人特別入試は前期のみ実施の入試の為、後期には得点照会者はない。

このほか、投書や口頭でのクレームなどは一切なく、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は存在しない。

（5）特に力を入れている取り組み

受験者の最大の母体となる法学部新卒者の入試時の学習状況を踏まえ、受験者層を確保しつつ入学者の質を担保するために、入学試験がいかにあるべきか、常に問いかけ、教学改革の一体的に不断の改革を行っている。

2009年度入試においては既修者枠につき、単位認定を行う法律基本科目と入試科目とを整合化させるため、入試科目増を行った。これについては、受験を希望し、既修単位認定を望む者の準備が必要となることから、2年前（2007年）にその骨子をHPで告知し、法科大学院パンフレット⁷⁴で情報を提供した。

⁷¹【A7】2013年度入試要項4頁。

⁷²【A7】2013年度入試要項4頁。

⁷³【A7】2013年度入試要項18頁。立命館大学法科大学院HP「個人別得点の照会について」

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/tokutenkekka.htm>。

⁷⁴【B13】2008年度入学者用パンフレット30頁。

2011 年度入試にあっては、既修者選抜（B 方式）に関し、試験時間、配点につき若干の変更を行い、未修者枠（A 方式試験）については、それまで実施していたグループディスカッションを廃止し、書類選考と小論文のみとし、小論文を 2 時間 300 点満点と変更した。また、A 方式、B 方式ともに二段階選抜方式を廃止し、書類選考における、適性試験配点を 100 点満点から 80 点満点に変更し、学部成績 GPA⁷⁵配点を 40 点満点から 20 点満点に変更した。2011 年度入試の変更点については、2010 年 4 月 19 日に法科大学院 HP 新着情報において重要なお知らせとして受験者に告知し⁷⁶、入試要項⁷⁷、法科大学院パンフレット⁷⁸でも情報を提供した。

2012 年度入試にあっては、既修者枠（B 方式）について民事訴訟法、刑事訴訟法を既修者選抜の入試科目から外し⁷⁹、それらにつき既修単位認定を行わないこととした⁸⁰。これは、既修者選抜を受験する層が法学部新卒者（4 回生）であることをふまえ、入学者の学習状況に即した教育指導を行うためには、既修者選抜時に民事訴訟法、刑事訴訟法の学習状況を問うよりは、入学後の学習を充実させる方が適当であろうと判断したことによる。また、書類選考において、学部成績の加点を廃止する一方、適性試験配点を 80 点満点から 100 点満点に戻した⁸¹。学部成績の加点を廃止したのは、大学間において成績評価のばらつきがあり、GPA による画一的な評価では必ずしも志願者が法曹養成にふさわしい学修を学部において実施していたかの判別ができないからである。このほか、「法科大学院修了者」に受験資格を認めないこととした⁸²。「法科大学院修了者」に受験資格を認めないこととしたのは、司法試験の受験資格が法科大学院修了後 5 年間 3 回の受験により消滅するとした、司法試験制度の理念の趣旨を踏まえてのことである。2012 年度入試における既修者選抜に関する変更は、2011 年 2 月 2 日に法科大学院 HP の新着情報において重要なお知らせとして告知し、法科大学院パンフレット⁸³、入試要項⁸⁴でも情報を提供している。2012 年度入学試験から、受験資格の変更を行い、法科大学院修了者（本研究科であるか他の研究科であるかを問わない）に受験資格を認めないこととした。この点については、まず、2010 年 4 月 19 日に法科大学院 HP のニュース欄で告知し⁸⁵、再度、2011 年 2 月 2 日に案内している⁸⁶。

⁷⁵ 入学出願資格との関係での GPA の計算方式については、【B14】2011 年度入試要項 5 頁、6 頁参照。

⁷⁶ 立命館大学法科大学院 HP http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/news/news_100419.htm

⁷⁷ 【B14】2011 年度入試要項の 1-7 頁参照。

⁷⁸ 【B15】2011 年度法科大学院パンフレット 25 頁

⁷⁹ 【B16】2012 年度入試要項 14 頁。

⁸⁰ 【A4】2012 年度履修要項 57 頁参照、【A7】2013 年度入試要項 15 頁

⁸¹ 【A7】2013 年度入試要項 4 頁。

⁸² 【B16】2012 年度入試要項 1 頁、【A7】2013 年度入試要項 1 頁。

⁸³ 【B17】2012 年度法科大学院パンフレット 29 頁参照

⁸⁴ 【B16】2012 年度入試要項 14 頁。

⁸⁵ http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/gr/hoka/news/news_100419.htm

⁸⁶ http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/gr/hoka/news/news_110201.htm

2013年度入試にあっては、転入学試験の創設を決定し、2012年3月13日に⁸⁷法科大学院のHPで受験生に告知している。

これまでの入試改革が入学者選抜として十分に機能しているかという点については、各年度の入試総括を作成し、入学政策委員会、教授会において検討をしている。2010年度は、2011年度入試より未修者枠（A方式）の試験につき、グループディスカッションを廃止し、小論文試験の配点を増加させることとしたことを踏まえて、小論文の出題内容を見直すワーキンググループを設置し、小論文試験の法曹養成にふさわしい人材かを見極める精度を向上させる改革を行った。2012年度はさらに研究科の入学政策委員会においてワーキンググループを作り、既修者入試につき入試成績と在学時の成績との相関性等を検証し、2013年7月3日の教授会において検証結果を報告している。

（6）その他

2011年度の前期・後期の合計584名（科目試験受験者525名）に対し、2012年度は444名（科目試験受験者403名）であり、減少率は76.03%（科目試験受験者76.62%）であった。法科大学院受験志願者全体を示す適性試験の受験者数の減少比率（2011年度大学入試センター実施分7898名、2012年度統一適性試験7211名）の91.30%と比較しても、本学の落ち込みが進み、非常に厳しい環境が続いている。法学部の学生実態を調査するため、本学法学部と協力して調査・検討を行っている。これを受けて、受験母体層の拡大のため、法曹や法科大学院を周知させるための企画を実施するよう努めている。

2 点検・評価

学生受入方針は、立命館大学法科大学院のアドミッション・ポリシーとして明確に規定され、立命館大学法科大学院の基本方針（コンセプト）である、「時代が求める専門性を持った地球市民法曹の養成」に合致し、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れて、英語等外国語能力や多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学にも配慮している。

選抜基準も、アドミッション・ポリシーを反映して、社会人の入学を促進するために、社会人枠（社会人入試）を設け、多様な人材の確保を目的とする未修者枠（A方式）においては外国語能力の配点を30点とする書類点を合格判定の基礎資料とし、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成という本研究科のコンセプトに合致する人材を獲得することを目指している。選抜手続にあっては、採点者の主観が入りやすいエントリーシート、小論文、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。各採点は、採点基準に従って行われ、評価が大きく異なる場合には協議の上決定される。小論文については問題と講評を法科大学院HPで開示し、法律科目試験では問題

⁸⁷ http://www.ritsumeiji.ac.jp/acd/gr/hoka/news/news_120313.htm

と採点講評とを HP で開示もしている。合否判定は客観的に得点順に決定され、その他の要因は一切考慮せず、判定は教授会の審議事項とし、公平・公正に明確な手続を有し、実施している。

選抜基準・手続は、本研究科のコンセプトに合致しているだけでなく、本研究科の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みともなっている。具体的には、エントリーシート、適性試験得点、書類点の合計点、および、法律科目試験の各科目試験（既修者枠・B 方式）につき、最低基準点を設け、不適格者を合格させない仕組みが採用され、運用されている。

学生受入方針、選抜基準および選抜手続の内容の公開については、すでに述べたように、原則として、入試要項、法科大学院パンフレット、法科大学院 HP で公開している。エントリーシートおよび法律科目試験の各科目ごとの最低基準点については、公開をしていないが、個人別の得点照会申請に対しては開示し、一定数が申請をしている。また、選抜方式等の変更をする場合も志願者に不利とならないように、十分な準備がとれるよう、事前に開示している。本研究科の学生受入方針、選抜基準および選抜手続の内容の公開は、適正な時期に適正な方法で公開されていると考える。

選抜方法や選考結果については、入試総括を入学政策委員会、教授会で検討し、毎年度、検証をしている。今年度は、入試成績と学内成績、司法試験の合否との相関性を検証するワーキング・グループを設置し、検証も行った。

未修者選抜においては、出題は、政治や経済、文化、科学技術などさまざまな分野にかかわる政策の当否に関する問題が中心となり、問題点の発見能力や「書いて説得する力」をためすものであり、法律知識の有無や多寡を問うのではない。

適性試験の結果については、最低基準点を設け、一定水準に達しない者は入学させない体制を整備している。なお、2012 年度入試にあっては、適性試験の最低基準点は、適性試験の総受験者の下位 15% に相当する得点ではなく、下位 10% に相当する得点（130 点）を採用した。これは、総受験者の得点分布状況によっては下位 15% という一律の基準では、法曹としての資質がないとまではいえない者もふるい落としかねないことを懸念した結果であり、また、適性試験の得点のみで一義的に法曹としての資質を判断することは困難であると認識した結果である。最低基準点の設定にあっては、適性試験の得点分布状況や、書類選考の得点や、科目試験の得点などを総合的に評価して、設定している。

その他、本研究科に限らず、法科大学院志願者の数の減少は大きな問題であり、学部生の状況を調査し、志願者確保のための方策を検討している。

3 自己評定

A

4 改善計画

入学者選抜にあっては、志願者確保が最重要の課題であるが、法科大学院進学希望者の減少、適性試験受験者の減少という中で、志願者確保が大変難しい時代を迎えている。限られた法曹志願者の中で、本研究科のコンセプトに適し、法曹養成にふさわしい人材を確保するために、選抜方式のあり方については、今後とも検討をしていく。

2-2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

本法科大学院における法学既修者の選抜は、2-1 に述べた基準および手続に従って行う。すなわち、書類選考については、その合計点、適性試験得点、またはエントリー得点の最低基準を設定し、それらが最低基準点以下の場合には、科目選考の採点対象としないという扱いをし、最終的な合否判定は、科目選考の合計点のみで行っている⁸⁸。さらに、各科目ごとに最低基準点を設定し、1科目でも最低基準点以下の場合には、科目試験の総合点によらず、不合格としている⁸⁹。

既修単位認定は、教授会の審議事項であり、既修者枠の入学試験（B方式）に合格した者に対して、教授会において単位を認定するための審議を行い認めている。その手続は2012年3月31日廃止前立命館大学専門職大学院学則第31条、第32条（2012年4月1日施行の大学院学則44条、58条）⁹⁰による。これまで、すべてこの基準および手続に従って実施されてきた。形式的基準によるものであり、個別の審査を実施するものではない。

なお、2009年度、2010年、2011年度入試にあつては、憲法、民法、刑法、行政法（総論）、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の7科目を入試科目とした⁹¹。2009年度は、それに対応する1年次配当科目である法律基本科目28単位につき、既修認定を行った⁹²。2010年度、2011年度は、1年次の法律基本科目の学習の強化を図る目的で6単位が加増されたことを受けて、34単位を認定している⁹³。2012年度入試にあつては、民事訴訟法、刑事訴訟法を既修者選抜の入試科目から外し⁹⁴、かつ、それらにつき既修単位認定を行わないこととした。これは、既修者選抜を受験する層が法学部新卒者（4回生）であることをふまえ、入学者の学習状況に即した教育指導を行うためには、既修者選抜時に民事訴訟法、刑事訴訟法の学習状況を問うよりは、入学後の学習を充実させる方が適当であろうと判断したことによる。これにより、2012年度入学試験以降の既修者

⁸⁸ 【A7】2013年度入試要項4-5頁。

⁸⁹ 【A7】2013年度入試要項4-5頁。

⁹⁰ 【A5】立命館大学専門職大学院学則第31条、第32条 大学院学則44条、58条参照

⁹¹ 【B18】2009年度入試要項17頁、【B19】2010年度入試要項17頁、【B14】2011年度入試要項15頁。

⁹² 【A6】2009年度第1回法科大学院教授会議事録2頁。

⁹³ 【A6】2010年度第1回法科大学院教授会議事録2頁、2011年度第1回法科大学院教授会議事録2頁。

⁹⁴ 【A7】2012年度入試要項14頁。

選抜の入試科目は、憲法、民法、刑法、行政法（総論）、商法の5科目となり⁹⁵、既修単位認定は、1年次配当の法律基本科目29単位（2010年度入試における既修単位認定科目のうち、民事訴訟法、刑事訴訟法に関する分を除いたもの）につき行った⁹⁶。

（2）基準・手続の公開

法学既修者の選抜基準・手続や既修単位の認定基準・手続は、入試要項⁹⁷で、法学未修者1年次に配当している法律基本科目のうち、刑事訴訟法科目・民事訴訟法科目を除く、憲法・民法・商法・刑法・行政法科目について入学時に単位認定をすることを示している⁹⁸。入試要項、法科大学院パンフレットは、毎年度6月に作成し、受験者に対し開示している。このほか毎年度4月に学生に配布している履修要項にあっても同様に、法学未修者1年次に配当している法律基本科目のうち、刑事訴訟法科目・民事訴訟法科目を除く、憲法・民法・商法・刑法・行政法科目の29単位につき、単位認定を行うことを示している⁹⁹。

2013年度入試から民事訴訟法、刑事訴訟法につき既修認定科目とすることを廃止し、既修者についても民事訴訟法、刑事訴訟につき本研究科で未修科目として講義形式の授業を行うとのカリキュラム改革をした際には、担当教員を中心に授業の実感等から、既修者単位認定につき変更すべきとの理解に至った。

（3）既修者選抜の実施

2-1で述べたように、本法科大学院の入学試験の執行は、法科大学院教授会の責任の下に実施される。

採点者の主観が入りやすいエントリーシート、法律科目試験の採点はすべて複数の採点者によってなされる。採点基準に従って採点されるが、評価が大きく異なる場合には協議の上決定される¹⁰⁰。法律科目試験の採点は研究者教員によってなされるが、エントリーシートは、研究者教員と実務家教員との共同による評価を基本としている。法律科目試験では問題と採点講評がHPで公開されている¹⁰¹。合否は客観的に得点順に決定される。エントリーシートや法律科目試験では、それぞれにつき最低基準点が設定され、その他の要因は一切考慮されない¹⁰²。判定は教授会の審議事項である¹⁰³。

既修単位認定も、教授会の審議事項であり、既修者枠の入学試験（B方式）

⁹⁵ 【A7】2012年度入試要項14頁。

⁹⁶ 【A6】2012年度第1回法科大学院教授会議事録2頁及び付属資料。

⁹⁷ 【A7】2013年度入試要項15頁。

⁹⁸ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット11頁。

⁹⁹ 【A7】2013年度入試要項15頁。

¹⁰⁰ 【B20】「2011年度LS入試エントリーシート採点要領・基準」及び「法律科目試験の採点にあたっての注意事項」参照。

¹⁰¹ <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/kekkanituite.htm>

¹⁰² 【A7】2013年度入試要項4-5頁。

¹⁰³ 【A5】立命館大学法務研究科教授会規程4条1号。

に合格した者に対して、教授会において単位を認定するための審議を行い認めている。単位の認定は形式基準（B方式に合格した者であること）であり、一律に判断し、個別の審査を実施するものではない。

2010年度			2011年度			2012年度		
受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)
346	193	1.79倍	340	176	1.93倍	265	159	1.67倍

2010年度入試は、2段階選抜を実施しており、受験者数は2次試験の受験者及び1次選考不合格者である。

既修者選抜にあっては、過去3年、競争倍率は2倍を下回り、入学者選抜が競争的環境を担保しうる状況とは言い難い。しかし、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者として入学を認めることが相当な者を選抜するよう、法律科目試験の総合点で最終的な合否を判定することとし、さらに、法律科目試験の各科目について最低基準点を設定し、それに満たない者を科目選考の合計点での合否判定によらず不合格とすることとしている¹⁰⁴。

	2010年度		2011年度		2012年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	133名	87名	107名	76名	87名	66名
学生数に対する割合	100%	65.4%	100%	71.03%	100%	75.86%

これまで、既修者選抜・既修者認定は、すでに述べた基準及び手続に従って実施しており、疑義等が述べられたことは一切なく、意見を聴取したこともない。

(4) 特に力を入れている取り組み

本学の既修コースの入試の競争倍率は、2倍に達していないが、本学法科大学院の2年の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを

¹⁰⁴【A7】2013年度入試要項4頁参照。

身に付けうる素質を有する者かを判別するために、書類選考にあって志願理由等のエントリーシートを記載させるとともに、前述のようにエントリーシート、法律科目の各科目につき最低基準点を設定している。

(5) その他

2012年度から、未修コース2年次の院生と既修コース1年次の院生とで、1年次配当科目(憲法、民法、刑法、商法、行政法(総論))につき、実力を比較し、指導に役立てるために、4月のオリエンテーション期間中に実力確認テスト(短答式)を実施することとした¹⁰⁵。実力確認テスト(短答式)は、日弁連法務研究財団=商事法務が実施する法科大学院既修者認定試験(法学既修者試験)の過年度実施分を利用し、その結果については、未修コース2年次の院生と既修コース1年次の院生の全体での順位を院生に開示し、自身の法律知識の理解度が全体の中でどのくらいの位置にいるのかをわかるようにしている¹⁰⁶。実力確認テストの結果を検証し、教授会で検討を行い、入試の選抜基準のあり方や選考結果を検証する材料としても活用している¹⁰⁷。

このほか、選考結果とその後の研究科での学修等の相関性を検証するワーキンググループを研究科入学政策委員会に2012年度に設置し、2012年7月3日の教授会において、検証結果を報告した¹⁰⁸。

2 点検・評価

2009年度入学試験以降、本研究科は、既修単位認定を行う科目の全てにつき、既修者選抜の入試科目において論述式の試験を課し、各科目ごとに最低基準点を設定している¹⁰⁹。2010年度～2012年度につき、既修者選抜の競争倍率は2倍を下回るが、各科目ごとに最低基準点を設定し、1科目でも最低基準点未満の者は、科目試験の総合点による合否反転によらずに不合格としている。これにより、既修単位認定を求める入学希望者が本研究科の1年次配当の法律基本科目を受講したことと同等の能力を有するかを十分に判断できている。

選抜基準・単位認定基準は、毎年6月初旬に刊行する入学試験要項¹¹⁰、法科大学院パンフレット¹¹¹によって告知し、公開し、入試の科目試験の成績により、大学院学則・研究科則・入試要項に基づく手続に則り、形式的に合否判定をし、受験者につき個別に認定していない。

以上の通り、既修者単位を認定する科目について論文試験を実施、試験を实

¹⁰⁵ 【B21】入学オリエンテーション期間中の実力確認テストの実施について

¹⁰⁶ 【B22】2012年度 実力確認テスト結果報告

¹⁰⁷ 【A6】2012年度第5回法科大学院教授会議事録3頁。

¹⁰⁸ 【A6】2012年度第7回法科大学院教授会議事録2頁

¹⁰⁹ 【A7】2013年度入試要項4-5頁。

¹¹⁰ 【A7】2013年度入試要項。

¹¹¹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット29頁。

施しない科目について単位認定をすることもしていない。また、既修者選抜¹¹²、既修単位認定¹¹³は、公開する基準によって一律に客観的に実施し、公正・公平に実施している。選考結果についても、前述のように実力確認テストを入学後のオリエンテーション期間中（4月）に実施することで、未修2年次生の法学知識の修得状況と比較・検証し、さらに、研究科での学修との相関性を教授会において検証している。

3 自己評定

A

4 改善計画

既修者選抜、既修単位認定のあり方については、既修者としての入試志願者・入学者の多くが法学部新卒者であることを踏まえて、その選考結果と研究科での学修との相関性を検証することで、各法律科目試験の出題方針や内容について、法学既修者制度の趣旨および法曹養成という法科大学院の目的により合致する選抜を行えるよう、不断の見直しを実施していきたい。

¹¹² 【A7】2013年度入試要項14頁以下（B方式（既修者コース）入学試験要項。

¹¹³ 【A6】2012年度第1回法科大学院教授会議事録2頁。「2012年度既修者の入学時単位認定について」

2-3 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

「他学部出身者」を、本研究科では、文字通り、法学部以外の学部出身者と定義し、文部科学省に対する「法科大学院入学者選抜実施状況調査」の報告においては、この基準に従い、報告をしている¹¹⁴。

(2) 実務等の経験のある者の定義

本評価基準にある「実務等の経験のある者」の意味について明らかにすることが必要である。専門職大学院設置基準第19条及び平成15年文科省告示53号第3条においても、その定義は示されていない。本法科大学院においては、「社会人」を「大学卒業後あるいは大学院修了後1年以上経過し、かつ、23歳以上の者」とし、「実務等の経験のある者」を「収入を目的とする仕事に就いた経験のある者。主婦などは実務経験に含む」と定義している。これは、「社会人」または「実務等の経験」については、人それぞれに経験の深さ等は多様であることから、広く評価でき、形式的に判断できることを重視した結果である。文部科学省に対する「法科大学院入学者選抜実施状況調査」の報告においては、この基準によりこの数値を報告している¹¹⁵。

他方、多様なバックグラウンドを有する非法学部出身者あるいは社会人は、法学未修者の枠で受け入れることになることを捉え、本研究科では、2009年度入試より、未修者枠試験の特別入試として、社会人特別入学試験を設けている。社会人特別入試は、本法科大学院での定義に該当する者のうち、とりわけ、社会経験や法学以外の分野における職業知識を習得していると考えられる、「実務経験3年以上」を有する者に特にアピールし¹¹⁶、より一層の入学者の多様性を確保することを目的としている。社会人特別入試の出願資格は、一般的な出願要件に加え、「実務経験3年以上」を課す。実務経験とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた経験を指し、NPOやそれに準ずる非営利団体での活動などを含む、としている¹¹⁷。特別入試を設定し、通常の未修者試験(A方式)に加え、面接により選抜を行うことを考慮して、特別入試により確保すべき学生は、本学の社会人、実務経験者の要件を満たす者の

¹¹⁴ 【B23】2012年度入試実施状況調査報告書。

¹¹⁵ 【B23】2012年度入試実施状況調査報告書。

¹¹⁶ 【B24】立命館大学大学院法務研究科2008年度自己評価報告書」7頁。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/pdf/hokoku2008.pdf>

¹¹⁷ 【A7】2013年度入試要項2頁。

中でも特に多様性を維持する上で重要な者に限ることになっている。

なお、社会人特別入試の出願資格を有する者の他方式（既修者枠[B方式]、未修者枠[A方式]）への出願を妨げていないが、社会人特別入試と他方式入試を同時併願することはできない¹¹⁸。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

本学の定義に従い、文部科学省に対する「法科大学院入学者選抜実施状況調査」として報告している数値（実務等経験者を「収入を目的とする仕事に就いた経験のある者。主婦などは実務経験に含む」という基準での数値）を示すとともに、日弁連法務研究財団の評価基準である「最終学歴卒業後3年を経過し、社会活動をなした者」を実務経験者としてカウントした数値を示す。

文部科学省提出の数値による表（実務経験1年以上か他学部）

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者 又は他学部出身者
入学者数 2012年度	87名	25名	3名	28名
合計に対する 割合	100.0%	29%	3%	32%
入学者数 2011年度	107名	17名	7名	24名
合計に対する 割合	100.0%	16%	6%	22%
入学者数 2010年度	133名	25名	20名	45名
合計に対する 割合	100.0%	19%	15%	34%
3年間の入学者数	327名	67名	30名	97名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	20%	10%	30%

¹¹⁸ 【A7】2013年度入試要項5頁。

少数点以下は四捨五入を基本としているが、四捨五入した表同士の合計値に矛盾が出る場合は、四捨五入以下でも端数調整し列間の矛盾がでないよう調整している。

日弁連法務研究財団
 (実務経験年数3年以上か他学部出身)実務経験はエントリーシートの勤務年数による

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者 又は他学部出身者
入学者数 2012年度	87名	18名	4名	22名
合計に対する割合	100.0%	21%	4%	25%
入学者数 2011年度	107名	17名	7名	24名
合計に対する割合	100.0%	16%	6%	22%
入学者数 2010年度	133名	25名	15名	40名
合計に対する割合	100.0%	19%	11%	30%
3年間の入学者数	327名	60名	26名	86名
3年間の合計に対する割合	100.0%	16%	10%	26%

少数点以下は四捨五入を基本としているが、四捨五入した表同士の合計値に矛盾が出る場合は、四捨五入以下でも端数調整し列間の矛盾がでないよう調整している

以上の表において数値を示したように、本研究科の定義に従えば、2011年度入学者を除いて入学者の3割が実務経験者または他学部出身者を占め、過去3年間の合計でも30%を占める。もっとも、日弁連法務研究財団の基準に従えば、3割の確保はできていないが、入学者の2割以上を実務経験者または他学

部出身者が占め、3年間の合計で見れば、26%を占める。実務経験者または他学部出身者が入学者に占める割合が3割以上となることを目標として、すでに2-3 1現状(2)「実務等の経験のある者の定義」で述べたように、前期日程にあって、2009年度入試より、未修者枠につき社会人特別入試を設けた。これにより、実務経験のある社会人に訴求するよう努力している。社会人特別入試は、通常の未修者試験(A方式)に面接を付加するものであり、独自に10名程度の確保を行うことを公表している¹¹⁹。2010年度は、受験者12名(1次試験合格者)、合格者11名、入学者5名を確保した。2011年度は受験者14名、合格者5名であったが、入学者は0名であった。2012年度は、受験者12名、合格者7名であり、入学者は3名である。

入学者の選抜の実施状況は、受験者、合格者、入学者につき、他学部出身者、社会人(「大学卒業後あるいは大学院修了後1年以上経過し、かつ、23歳以上の者」)、男女別の人数を法科大学院HP¹²⁰、および法科大学院パンフレット¹²¹で公表している。

(4) 多様性を確保する取り組み

A方式入試(法学未修者)につき、社会人特別入試を設け、社会人につき別枠で、通常書類審査・科目試験に加え、面接審査を課すことで、その者の特色ある学歴・職歴・社会経験を評価して、入試選抜を行うことで、実質的にも多様な人材を選抜するための取り組みをしている。また、書類選考にあってはエントリーシートに社会活動や社会人の職務内容から自己アピールをさせ、それを評価している¹²²。多様な人材確保の受け皿となる未修者枠については、志願理由書と自己アピールの書類点についても合否判定の資料とすることで、多様な人材の確保をしうる体制を整備している。

(5) 特に力を入れている取り組み

前述のようにA方式入試(法学未修者)につき、社会人特別入試を設け、社会人につき別枠で採用することとし、本学のHPなどで告知し、社会人の入学志願者を増やすべく努力している。

(6) その他

本学の法学部のみならず、法学部以外の学部にも所属する学生や父母に対しても、法科大学院の存在や法曹が進路先であることを周知すべく、全学のオープンカレッジでは、大学院進学説明会で独自のブースを設け説明を実施し¹²³(2012

¹¹⁹ 【A7】2013年度法科大学院入試要項12頁、【A2】2013年度法科大学院パンフレット29頁参照

¹²⁰ 2007年度～2012年度「志願者・合格者状況」http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/nyushi_data.htm

¹²¹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット30頁。

¹²² 【A7】2013年度入試要項別冊のエントリーシートの自己アピール参照。

¹²³ 【B25】2012年5月22日「オープンカレッジ案内」参照。

年6月20日) また、全学の大学院進学説明会¹²⁴(2012年5月8日)にも参加し、広報をしている。

2 点検・評価

法学部以外の学部出身者、実務等の経験のある者につき本研究科で定義を示し、それらの者の入学者を確保するよう広報をしている。しかし、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合は、本研究科の基準では過去3年間の合計では30%となる。もっとも、日弁連法務研究財団の評価基準に基づけば、過去3年間の合計でも26%にすぎない。

この状況を踏まえ、2009年度入試より、社会人特別枠を設け、特別入試として社会人入試を実施している。

実質的にも多様な人材を選抜するために、その受け皿となる未修者枠(A方式)の入試にあっては、社会活動・職務経験からの自己アピールを合否判定の資料としている。これにより、医師、看護師の経験のある入学者や、ルーマニアの日本大使館で勤務していた者や、JICAの職員としてハンガリーに滞在し、ハンガリーにおける日本企業の進出のコンサルティングを行っていた者、商社勤務の者など、実質的にも多様な人材を選抜している。

その他、法学部以外の学部出身者を入学者として確保すべく、上述のように、全学向けの入試説明会を実施している。

以上から、入学者中法学部以外の学部の出身者や社会人が占める割合は、日弁連法務研究財団の評価基準に基づけば、3割以上となるのは、2010年度の入学者のみであるが、入学者の多様性を確保すべく努力している、と評価できる。

3 自己評定

C

4 改善計画

本学の法学部以外の学部に対しても、入試説明会など広報の機会を今まで以上に設け、多様な人材の確保に努めたい。

¹²⁴【B26】2012年5月8日 「立命館大学大学院研究科合同入試説明会案内」参照。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織(1) 専任教員の必要数及び適格性

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

1 現状

(1) 専任教員の数と教員適格

本法科大学院の収容定員数は2012年度時点で410名(収容定員(2010年度150名、2011年度130名、2012年度130名)合計410名)であり、専任教員総数は36名である¹²⁵。なお13名の実務家教員のうち、認証評価上の専任教員として算入できるみなし専任教員数が4名(後述の必要な実務家教員数6名の3分の2)のみを専任教員数に加えるとしても、専任の研究者教員23名、専任の実務家教員4名(井垣敏生教授、田中恒好教授、永井ユタカ教授、藤原猛爾教授)みなし専任教員4名の合計31名である。したがって、本法科大学院の専任教員は、12人以上おり、かつ、収容定員410名に対し学生15人に対し1人以上の数、すなわち、28名以上の教員が所属するという基準を満たしている。本法科大学院の専任教員の適格性についての検証の基準については以下のとおりである。まず、採用時について法科大学院教員選考規程¹²⁶(2003年11月27日制定、規程第585号、2004年4月1日から施行)に基づいて行われている。すなわち、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者、という基準に基づいて選考される。

さらに、本学では、2010年より、上記の規定内容を具体化した、「法科大学院担当資格審査内規」を設け(2010年3月30日教授会で決定)採用時だけでなく、毎年、全専任教員につき、法科大学院担当資格審査委員会(同内規7条)により教員の適格性を審査している¹²⁷。法科大学院担当資格審査委員会では、研究者教員については、過去5年間に公刊された「高度の法学専門教育を行う能力」を示す「論文」が3本以上あることや「高度の教育上の能力を」があるかを審査される(5年以上の法学教育の経験を必要とする)。実務家教員については、「とくに優れた知識及び経験」につき、実務家としての5年以上の経験と、法律基本科目を担当するためには、その担当能力を示す研究業績が審査される。

本法科大学院においては、すべての研究者教員は、採用時点において、全員が法学部や法学研究科等で、法律基本科目に関して5年以上の教育経験を有する。

¹²⁵ 専任教員と担当科目の一覧表については【A1】教員調書参照。

¹²⁶ 【A5】法科大学院教員選考規程第1条

¹²⁷ 【B28】2012年度法科大学院教員資格審査結果報告書

また、実務家教員についても、既に触れた「法科大学院担当資格審査内規」により、研究業績や教育経験が審査されている。

なお、各教員の個別の業績については、別紙教員調書を参照¹²⁸のこと。

また、本法科大学院には、1名の助教(憲法)と2名の特任教授(憲法1名、刑法1名)、1名の特命教授(民事訴訟法)が所属し、講義を担当しているが¹²⁹、法科大学院教授会定足数を構成していないので¹³⁰、以下では専任教員数には含めていない。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

別紙教員調書や以下の表のとおり、法律基本科目を担当する本法科大学院の専任教員については必要な人数を超えている。各分野について、以下で具体的な点を述べる¹³¹。

憲法

憲法を担当する2名の専任教員のうち市川教授は2004年以来法科大学院での教育経験を有する。倉田教授は2009年から3年以上法科大学院での教育経験を有する。いずれの教員も法学部・法学研究科での10年を超える教育経験を持ち、過去5年間に、憲法における、高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する。

行政法

行政法を担当する2名の教員のうち、北村教授は2004年以来法科大学院での教育経験を有する。湊准教授は、8年以上の法学部での教育経験を有し、2011年度から本学法務研究科で勤務している。いずれもが過去5年間に行政法における、高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する

民法

民法を担当する、和田教授、松本教授は2004年以来法科大学院での教育経験を有する。吉村教授は、2008年に、生熊教授は2007年に本法科大学院に赴任し、いずれも、法務研究科で3年以上の教育経験がある。また、これら4名の教授は法学部・法学研究科での10年以上の教育経験を持つ。また、本年度赴任した中山准教授は2006年度から6年間法学部での教育経験がある。5名の教員いずれもが、過去5年間に、民法における、高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する。

商法

商法を担当する山田教授は2009年度以来3年以上本法科大学院で教育を行っており、また、2003年度から、法学部での教育経験を有する。村田教授は、2007

¹²⁸ 【A1】教員調書

¹²⁹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット26頁参照。

¹³⁰ 【A5】立命館大学特別任用教授規程5条4項、立命館大学特命教授規程5条3項、立命館大学法務研究科教授会規程3条参照。

¹³¹ 以下の記述の根拠については、【A1】各教員の教員個人調書参照。

年度より5年以上本法科大学院で教育を行っている。島田准教授は、2010年度より本法科大学院で教育を行っているが、2005年度から2009年度まで5年間の法学部での教育経験がある。

3名の教員いずれもが過去5年間に商法における、高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する。

民事訴訟法

民事訴訟法を担当する3名の教授のうち、加波教授は本法科大学院及び他大学の法科大学院で5年以上の教育経験があり、法学部・法学研究科での10年を超える教育経験を持つ。また、過去5年間に高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する

井垣教授は、実務家教員であり、本学法科大学院で2009年度以来3年を超える教育経験があり、担当科目について高度の法学専門教育を行う能力がある。永井教授については、本年からの赴任であり、3年間の法科大学院での教育経験はないが、裁判官として司法修習生を指導した経験を有し、また、著書・論文から、高度の法学専門教育を行う能力がある。

刑法

刑法を担当する、松宮教授、上田教授、浅田教授はいずれも法科大学院で3年を超える教育経験があり、また、法学部・法学研究科での10年を超える教育経験を持つ。大下准教授は、2011年度に本法科大学院に赴任したが、それまで5年以上の法学部での教育経験を持つ。

4名の教員いずれもが過去5年間に刑法における、高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する。

刑事訴訟法

刑事訴訟法を担当する5名の教員のうち、高田教授、淵野教授、山口教授はいずれも法科大学院で3年以上の教育経験があり、また、法学部・法学研究科での5年以上の教育経験を有し、過去5年間に刑事訴訟法における、高度の法学専門教育を行う能力を示す研究業績を有する。

森下教授（みなし専任）と小田教授（みなし専任）は実務家教員であり、刑事訴訟法では実務家教員と研究者教員が担当している科目があるが、両教授とも、3年以上の法科大学院での教育経験があり、実務上の実績から、理論と実務を架橋する教育を行う能力があると判断される。

本学は、入学定員が101人以上200人未満の法科大学院である。したがって、法律基本科目の、必要教員数と実員数は以下ようになる。

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟 法	刑 法	刑事訴訟 法
必要 教員数	1~2名	1~2名	2名	1~2名	1~2名	1~2名	1~2名
実員数	2名	2名	5名	3名	3名	4名	5名

(3) 実務家教員の割合

法令上必要とされる実務家教員の数は、本学の入学定員を前提とすると、以下の式で計算される

(入学定員(130+130+150名)×3)÷15=必要専任数(28名)少数点以下切り上げ、必要専任数×20%=(5.6名)=必要実務家数 少数点以下切り上げ

したがって、本法科大学院の必要な実務家教員の人数は6人である。本法科大学院には、別紙資料の通り、13名の実務家教員が所属しており、そのうち、認証評価上の専任教員は4名、加えて、認証評価上の専任教員として算定できるみなし実務家教員(必要な実務教員数の3分の2)が4名の合計8名であり、法令上必要とされる基準を満たしている。実務家教員の一般的な選考プロセスは、3-1-4において詳述する法科大学院教員選考規程1条2項に基づく、「法科大学院教員選考規程第1条第2項による教員任用基準(申し合わせ)2003年11月27日制定」¹³²によって定められている。同申し合わせ第3条によると、経験の評価については、以下の基準に基づく者と定められている。第1に、実務家としての能力と経験だが、これについては、担当科目に関連する十分な能力と経験を有することとされ、実務経験は原則として5年以上とされている。第2に、教育実績と教育能力については、大学や司法研修所等での教育実績、その他教育能力を示す経験や教育への意欲を有することと定められている。また、既に見た「法科大学院担当資格審査内規」により具体的な検証を行っている。

その結果最も実務経験が短い教員であっても21年(平井教授の2012年時点での経験年数)の実務家経験を持ち、すべての実務家教員が5年以上の実務経験を有している。

また、個別の教員の実務経験については、詳細は調書にあるとおりである。また、数多くの実務家教員が、本学あるいは他学部法学部や法学研究科での教育経験、司法研修所、他大学法科大学院での教育経験を有している。

(4) 教授の数

本法科大学院における「教授」の資格要件と認定手続きは以下のとおりである。

本法科大学院における「教授」の資格要件は、既に触れたところだが、法科

¹³² 【A5】法科大学院教員選考規程1条2項、法科大学院教員選考規程第1条第2項による教員任用基準(申し合わせ 参照

大学院教員選考規程 1 条により、以下のように定められている。すなわち、「法科大学院に所属する教員を任用するにあたっては、専門職大学院設置基準第 5 条により、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があることを基準として選考する。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」

また、実務家教員については、法科大学院教員選考規程第 1 条第 2 項による教員任用基準(申し合わせ)により、実務家教員として任用する教員は、狭義の法曹(裁判官、検察官、弁護士)、法律職公務員などの官公庁関係者、企業法務・知的財産部所属の企業人、税理士・公認会計士などの経験を有する者とし(同基準 2 条) さらに、第 3 条において、経験の評価については、(1)実務家としての能力と経験については、担当科目に関連する十分な能力と経験を有すること。実務経験は原則として 5 年以上とする、(2)教育実績と教育能力については、大学や司法研修所等での教育実績、その他教育能力を示す経験や教育への意欲を有することと規定されている。

認定手続は、法科大学院教員選考規程(2003 年 11 月 27 日規程第 585 号)により、以下のように定められている。採用においては、教授会は、研究科長の提議により 3 名以上の教員からなる選考委員会を組織するとともに、ひろく候補者をもとめるものとし(同規定 2 条) 次に、選考委員会は、上で見た選考基準(同規定 1 条)にもとづき、候補者について適否を審査し、教授会にその結果を報告する。教授会が、選考委員会から審査の結果につき報告を受けたときは、審査のうえ、投票によってその採否を決議し(特別契約教員を除いて教授会を構成する教員の 4 分の 3 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得る) 研究科長より学長にこれを報告、さらに、学長は、この報告を受けたときは、大学協議会にこれを付議し、その承認を得た上で、理事会に具申するものとされている(同規定 5 条)。

専任教員全員の数と、その内の教授の数を表にすると、以下のとおりである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	32名	4名	36名	13名	0名	13名
計に対する割合	89%	11%	100%	100%	0%	100%

(5) 特に力を入れている取り組み

既に述べたように、「法科大学院担当資格審査内規」に基づく資格審査を毎年行っている。研究業績や教育経験は毎年変わるものであり、教員の異動もあり、このような検証を毎年行うことに力を入れている。

(6) その他

上記の通りであり、追加する点はない。

2 点検・評価

・本法科大学院の専任教員は、12人以上おり、かつ、収容定員390名に対し学生15人に対し1人以上の数、すなわち、26名以上の36名の専任教員が所属している。

・法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいる。

・すべての実務家教員が5年以上の実務経験を有しており、専任教員数の2割を超えている。

・専任教員の半数以上が教授である。

3 自己評定

合

すべての基準に適合している。

4 改善計画

・本法科大学院は、現在、本評価基準に基づく基準を充足しており、今後の人事においても、基準の充足を継続するよう配慮している。今後の採用等において教員適格を適切に検証していくこととする。

3-2 教員体制・教員組織(2) 教員の確保・維持・向上

(評価基準) 継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

(1) 専任教員確保のための工夫

本法科大学院では、十分な数の専任教員を確保するため、毎年、人事計画を策定し教授会に提出し、当該計画に基づいて計画的な採用を行っている¹³³。定年による補充については数年前から、人事計画に基づき計画的に補充を行っている。例えば、2011年度末に定年退職となった教員(国際私法)の補充人事は既に2010年度後期に決定していた¹³⁴。

本法科大学院では、発足以来、計画的・段階的に、いわゆる「ダブルカウント」教員を減らし、2010年度中に、すべての「ダブルカウント教員」は廃止された。

若手教員については、助教については、教授とともに講義を行う機会を設けるなどして(例:憲法演習や公法実務総合演習)、必要な教育能力を得る機会を与えている。また、新任教員については、後述するように、原則として他の教員の講義の参観を行い必要な教育能力を与える機会を与えている。また、新任教員の講義を他の教員が参観し、適切なアドバイスを行うなどしている。

(2) 継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

継続的な教員確保のための工夫については、上記のような計画的な人事を行うことによる取り組みを行っている。

研究者を志す法科大学院生のための取り組みとしては、本法科大学院のカリキュラム上、研究指導を行う科目として、「法曹資格を持つ、実定法領域における将来の研究者の育成を目的とし、研究者を志す者について、希望する研究分野の教員より研究指導を受けながら、1万字ないし2万字の研究論文(研究論文)を完成させる」科目である「特定研究」を設け、研究者への進路を目指す学生がある場合には開講している¹³⁵(同講義は該当者がいるときのみ開講されるため2012年度のシラバスには記載がない)。

2010年度より、法科大学院を卒業し新司法試験を合格し司法修習を経た者を、任期5年の助教として採用する制度を発足させている¹³⁶。同制度は、「法務博士の学位を有する者を法学研究者として育成し早期に自立させること」を目的と

¹³³ 【A6】2012年度第1回法科大学院教授会議事録2頁。

¹³⁴ 【A6】2010年度第13回法科大学院教授会議事録2頁。

¹³⁵ 【A4】2012年度履修要項55頁。

¹³⁶ 【A5】立命館大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程1条の3第4号。附則(2010年3月24日法科大学院に所属する助教の追加に伴う一部改正)

したものである¹³⁷。同制度に基づく助教は司法試験に合格していることを任用基準とし、5年間の任期制教員として、本法科大学院で教育・研究を行う。現在、1名の助教（憲法専攻）が勤務している。このような制度を通じて研究者を志す法科大学院生を研究者として養成することとしている。

（３）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本法科大学院の教員の教育に必要な能力を評価する制度については以下のとおりである。

まず、採用においては、3-1で触れた法科大学院教員選考規程に基づき、採用する予定の教員が教育に必要な能力を有するかを同規定に定められたてつづきに基づいて検証する。採用においては、法科大学院での教育経験がない教員については、模擬授業を実施させることがある。また、准教授から教授への昇任についても同様の手続がとられ、必要な能力を評価することとなる。

さらに、採用後においても、既に3-1で触れた「法科大学院担当資格審査内規」による検証を全専任教員について行う。資格審査は毎年、法科大学院担当資格審査委員会によって行われ、以上の手続により、毎年、教員の適格性を検証している。

教員の採用時や昇任以外においても、後述のようなFD活動を通じて、教員の教育に必要な能力を向上させる試みがとられている。

（４）特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、FD活動を通じ教育能力の活用の他に、上記の資格審査を毎年全専任教員に実施することで教員の能力水準を確保するよう取り組んでいる。

（５）その他

上記の他に特にない。

2 点検・評価

・上記のように採用及び承認に際して教員の教育に必要な能力を評価する制度が整備されている。

・法科大学院担当資格審査やFD活動を通じて、教員の教育に必要な能力を維持・発展させるための取り組みや若手教員の教育能力を向上させる取り組みがなされている。

・助教制度のように、将来研究者を目指す学生への対応がなされている。

¹³⁷【A5】2010年2月9日教授会で確認された法科大学院助教内規第1条による。

3 自己評定

A

4 改善計画

改善すべき点は特にない。今後とも計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力を適切に評価するものとする。

3-3 教員体制・教員組織（3）専任教員の構成

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本法科大学院の専任教員は、以下の表のように、法律基本科目だけではなく法律実務基礎科目や先端・展開科目、基礎法学・隣接科目につきバランスよく配置されている。基礎法学・隣接科目については、専任教員数の延べ数が少ないが、クラス数自体が少ないことによる。また、受講している学生の平均数を見れば明らかであるが、各科目の履修者の平均は20人前後である¹³⁸。基礎法学・隣接科目についてはやや受講生が多いが、少人数の演習クラスが少ないことによるものである。

また、2012年度の各科目別の受講数を見ても、70人に達する科目が先端・展開科目に2つ見られるが（公共法務 と金融法）それを除けば、受講生はすべて60人未満である。したがって、教員数に比して受講生が著しく多いクラスはない。

なお、先端・展開科目の一部の科目においては、受講生が少ないものも見られるが、本学の目指す「豊かな人間性と、鋭い人権感覚、幅広い教養と共に、グローバルな視点と高い専門性」を有する法曹を養成するためには、一定の科目の多様性が必要であることによるものである。

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。 みなし専任 含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	79	69	20.2	20.4
法律実務基礎 科目	35	64	19.1	21.0
基礎法学・隣接 科目	7	4	25.5	34.7
先端・展開科目	71	45	18.5	18.8

（2）教育体制の充実

充実した教育体制を維持できるよう、まず、受講整数が多い科目については、先端・展開科目であっても複数のクラスを設置している（公共法務、コーポ

¹³⁸ 【A19】2011年度科目別登録者数、2012年度前期・科目別登録者数。

レートロー先端演習)。公法系、民事系、刑事系各系の専任教員数はバランスがとれており、特定の系の人数が少ないということもない。また、FD活動において(4-1)で示すように、授業参観や各種FD活動(例:FDフォーラムへの参加)により、教育体制の充実を図っている。また、各科目毎に担当者会議を開き、教育の充実を図っている。FD活動への専任教員の参加状況の記述は4-1に後述するが、これらの取り組みにより、本学法科大学院の専任教員を中心とした「教員団」として充実した教育を提供する取り組みがなされている。

実務基礎科目の実務総合演習では、公法系・民事系・刑事系すべてにおいて、研究者教員と実務家教員が協働して講義を行う体制が築かれている¹³⁹。法律基本科目においては刑事訴訟法演習においても同じく研究者教員と実務家教員が協働で講義を行っている。先端・展開科目についても、公共法務では、研究者教員と実務家教員が、リレー型ではあるが協働している。これらの、協働により、実務と理論の架橋という教育体制の充実に資するものである。

新任の教員については、3-1や4-2に示されているように、授業参観やFDフォーラムでの議論への参加等によりサポートする体制が築かれている。また、新任教員の赴任前年度から、使用教材・シラバス・レジュメ・授業資料を交付する、あるいは、LET上のレジュメや教材を提示することが行われ、前年度から授業準備を行うことができるように配慮されている。さらに、赴任後は、民法や刑法といった部門毎の会議において、授業の運営や使用教材についてのサポートが行われている。授業参観も、新任教員自身が他の教員の授業を参観するだけでなく、他の教員が新任教員の授業を参観することでアドバイスを行うといった取り組みが行われている¹⁴⁰。

今後も人事計画や教員の教育力の充実を図るFD活動を通じて、適切に配置された教員数を今後も維持できるよう配慮している。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、2010年度以降すべての法律基本科目の演習科目を6クラス化し、1演習あたりの学生人数を削減し、教育条件の充実を図った。このような少人数化を進める取り組みを行っている。

本法科大学院では(2)で見たように、実務家教員と研究者教員が連携協働して行う授業が各系で見られ、法律実務基礎科目以外でも見られる。これらの授業では、授業自体を両者で行うにとどまらず、授業の準備や教材作成についても実務家教員と研究者教員で連携して行われており、このような取り組みを通じて実務と理論を架橋する法科大学院の充実した教育体制を図っている。

¹³⁹ 【A16】各科目のシラバス参照。

¹⁴⁰ 【A13】「2012年度前期 授業参観の実施について」

(4) その他

特に追加する点はない。

2 点検・評価

各系の科目の規模や学生の人数に照らし、バランスを失した分野は特になく、適切な人数の専任教員が配置されている。

法律基本科目に偏ることなく、先端・展開科目や法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目にまんべんなく専任教員が配置されている。

各系・各科目毎に適切に配置された教員数は今後も維持できる。

FD活動や各科目別の担当者会議を通じて専任教員を中心とした「教員団」として充実した教育を提供する取り組みを図っている。新任教員へのサポートも同時に行われている。

3 自己評定

A

4 改善計画

改善すべき点として、新任教員に対するサポートは各部門や個別の対応が行われており、特に問題は生じていない。しかし、法務研究科全体での組織的な取組がなされているわけではないことから、今後は、特に法務研究科での教育経験の乏しい教員について組織的なサポートのしくみを作ることが必要と考えられる。

その他、特に改善すべき点はない、今後とも、バランスのとれた教員構成を維持し、充実した教育体制を確保する。

3 - 4 教員体制・教員組織 教員の年齢構成

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

平成 24 年 5 月 1 日現在における状況は以下の (1) の表のとおりである。

(1) 教員の年齢構成

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	5 名	5 名	5 名	8 名	0 名	23 名
		22%	22%	22%	34%	0%	100.0%
	実務家教員	0 名	2 名	3 名	8 名	0 名	13 名
		0%	15%	23%	62%	0%	100.0%
合計		5 名	7 名	8 名	16 名	0 名	36 名
		14%	19%	22%	44%	0%	100.0%

(2) 特に力を入れている取り組み

ある時期において、年齢構成のバランスがとれているとしても、その後の対応を適切に行わない限り、バランスは次第に崩れることになるが、本法科大学院では、新任教員の採用においても、年齢構成に配慮している。たとえば、平成 24 年 4 月 1 日には研究者教員・実務家教員を併せて 4 名の教員を採用したが、30 歳代が 1 名、40 歳代が 1 名、60 歳代が 2 名であり、年齢構成バランスが偏らないよう配慮している。

(3) その他

新規採用にとどまらず、立命館大学法学部からの移籍人事を含めて¹⁴¹、年齢構成のバランスが偏らないよう配慮している。

2 点検・評価

本法科大学院では、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から、教員の年齢構成をバランスのとれたものとする必要があることを平成 16 年の設置段階から意識してきた。その結果、前回の評価時点と同様、上記 1 (1) の表に見られるように、本法科大学院の専任教員の年齢構成は、研究者教員につ

¹⁴¹ 2008 年度に立命館大学法学部から 1 名 (商法) の移籍があった。2013 年度にも法学部から 1 名 (民事訴訟法) の移籍を決定している (【A6】2011 年度第 14 回法科大学院教授会議事録 2 頁)。

いても実務家教員についても 70 歳をこえる者はなく、また、39 歳以下の教員が 5 名おり、40 歳代と 50 歳代の教員の割合も約 2 割であり、低年齢層や高年齢層のいずれについても偏っていない。各年代につきバランスのとれたものとなっていると評価することができる。

3 自己評定

A

上記の通り、現在の本法科大学院教員の年齢構成については、特に問題は無いと考えられる。

4 改善計画

今後も、上記のような年齢構成バランスを維持できるよう人事面での配慮を継続する。

3-5 教員のジェンダーバランス

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

2012年4月1日現在における教員の男女比は以下のとおりである。

区分 性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	21	12	19	11	63
	91.3%	92.3%	73.1%	84.6%	84.0%
女	2	1	7	2	12
	8.7%	7.7%	26.9%	15.4%	16.0%
全体における女性の割合	8.3%		23.1%		

(2) 特に力を入れている取り組み

現状では専任教員において女性教員の占める割合が高くないことから、新任教員の人事にあたっては、教育、研究能力はもとより、ジェンダーバランスに重点をおいた採用を行っている。2010年度、2012年度にそれぞれ女性教員の採用を行っているが、今後の人事においても同様の取り組みを継続する。

(3) その他

専任教員での女性教員の比率はいまだ低いですが、客員教授、兼務担当教員、非常勤講師については、9名の女性教員を任用し、ジェンダーバランスに配慮している¹⁴²。

2 点検・評価

本学法科大学院において女性教員の占める割合は、上記の表のとおりである。2010年度、2012年度に、それぞれ女性の研究者教員が1名ずつ赴任し、現在、専任教員36名中で女性が3名(実務家教員1名、研究者教員2名)であり、その比率は8.3%である。また、兼任・非常勤教員については、39名中9名が女性で、その比率は23.1%である。全体としてみると、全教員75名

¹⁴²【A2】2013年度法科大学院パンフレット25-26頁参照。

中 12 名が女性で、その比率は 16.0%であり、教育の多様性、教育・研究水準の維持発展の観点から見て、ジェンダーバランスに配慮した数字に改善されつつある。

3 自己評定

C

4 改善計画

2013 年度に、女性専任教員 1 名を採用することが決定している。これにより、専任教員中女性の占める割合は 10%を超える。もっとも専任教員に占める女性教員の割合はそれでも十分とは言えないので、今後の人事計画において、さらなる配慮をする予定である。

3 - 6 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

2010年度、2011年度の各学期毎に、教員の担当コマ数(授業時間単位)の最高、最低及びその平均値は以下のとおりである。

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

2010 前期	教員 区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任 教員	兼任		備考
		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
	最高	6.00	4.00	6.00	1.00	0.00	1コマ 90分
	最低	0.00	3.00	1.00	1.00	0.00	
	平均	2.77	3.67	3.05	1.00	0.00	

2010 後期	教員 区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任 教員	兼任教員		備考
		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
	最高	6.84	5.00	8.00	2.00	0.00	1コマ 90分
	最低	0.00	3.00	1.00	1.00	0.00	
	平均	3.30	4.00	4.50	1.25	0.00	

2011 前期	教員 区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任 教員	兼任教員		備考
		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
	最高	7.00	4.00	6.00	2.00	0.00	1コマ 90分
	最低	0.00	2.00	2.00	1.00	0.00	
	平均	2.79	3.00	3.15	1.33	0.00	

2011 後期	教員 区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任 教員	兼任教員		備考
		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
	最高	7.20	5.00	7.00	2.00	0.00	1コマ 90分
	最低	0.00	3.00	1.00	1.00	0.00	
	平均	3.07	4.00	4.40	1.20	0.00	

2012 前期	教員 区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任 教員	兼任教員		備考
		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
	最高	5.00	3.00	6.00	2.00	0.00	1コマ 90分
	最低	0.00	0.00	2.00	1.00	0.00	
	平均	2.37	1.75	3.57	1.54	0.00	

2012 後期	教員 区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任 教員	兼任教員		備考
		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
	最高	6.20	6.00	6.00	2.00	0.00	1コマ 90分
	最低	0.00	3.00	2.00	1.00	0.00	
	平均	2.77	5.25	4.63	1.25	0.00	

(注)

- 1) 上記には学外研究中の教員の教員は含み、休職中の教員は除く。
- 2) 2012年度後期は暫定値(2012年度7月時点)

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

2010 年度	教員 区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最高	6.00	7.84	5.00	6.00	6.00	8.00	1コマ 90分	
最低	0.00	2.00	3.00	4.00	1.00	1.00		
平均	3.97	4.94	4.00	5.00	3.20	4.70		

2011 年度	教員 区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最高	7.00	7.84	4.00	7.00	6.00	7.00	1コマ 90分	
最低	0.00	0.00	3.00	4.00	2.00	1.00		
平均	3.84	4.52	3.33	5.33	3.40	4.50		

2012 年度	教員 区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最高	7.40	7.20	3.00	6.00	6.00	6.00	1コマ 90分	
最低	0.00	2.00	0.00	5.00	2.00	2.00		
平均	3.66	4.42	1.75	5.75	3.69	4.63		

(注)

- 1) 上記には学外研究中の教員の教員は含み、休職中の教員は除く。
- 2) 他大学へ出講する科目で、通年開講科目となっている科目については便宜的に後期科目として計算した。
- 3) 2012年度後期は暫定値(2012年度7月時点)

(3) 特に力を入れている取り組み

以下2で触れるように法科大学院専任教員の年間講義責任時間は1年間を通じて1週4授業時間(コマ)であるが、前期・後期で多少のアンバランスが生じることがある。そのようなアンバランスが生じないように、前年度のカリキュラム編成において各部門内での合理的調整が図られている。

また法科大学院専任教員が学外非常勤講師として出講すること自体は禁止されていないものの、教授会でそれらの出講の承認をするにあたっては、学内法科大学院の授業に支障が生じないことを厳格に確認している。

(4) その他

特記事項なし。

2 点検・評価

(1) 本学担当授業時間数

立命館大学においては、専任教員の担当授業時間数(コマ数)は、「立命館大学専任教員責任時間規程(昭和28年5月8日制定、2011年6月1日最終改正)」第2条¹⁴³本文により、「専任教員の講義責任時間は、1年間を通算して、教授及び准教授は1週4授業時間(1授業時間90分、以下同じ)、専任講師は1週3授業時間とする」と定めている(これがいわゆるノルマであり、責任時間との差について超過時間手当てが支給される)。この規程は法科大学院教員にも適用がある。

(2) 本法科大学院担当コマ数

2010年度前期については、研究者専任教員が、最低0コマ～最高6コマで平均2.77コマ、実務家専任教員が、最低3コマ～最高4コマで平均3.67コマ、みなし専任(実務家)教員が最低1コマ～最高6コマで平均3.05コマである。2010年度後期については、研究者専任教員が、最低0コマ～最高6.84コマで平均3.30、実務家専任教員が、最低3コマ～最高5コマで平均4コマ、みなし専任(実務家)教員が最低1コマ～最高8コマで平均4.50コマである。

2011年度前期については、研究者専任教員が、最低0コマ～最高7コマで平均2.79コマ、実務家専任教員が、最低2コマ～最高4コマで平均3コマ、みなし専任(実務家)教員が最低2コマ～最高6コマで平均3.15コマである。2011年度後期については、研究者専任教員が、最低0コマ～最高7.20コマで平均3.07、実務家専任教員が、最低3コマ～最高5コマで平均4コマ、みなし専任(実務家)教員が最低1コマ～最高7コマで平均4.40コマである。

2012年度前期については、研究者専任教員が、最低0コマ～最高5コマで平均2.37コマ、実務家専任教員が、最低0コマ～最高3コマで平均1.75コマ、み

¹⁴³【A5】立命館大学専任教員責任時間規程第2条

なし専任（実務家）教員が最低 2 コマ～最高 6 コマで平均 3.15 コマである。2011 年度後期については、研究者専任教員が、最低 0 コマ～最高 6.20 コマで平均 2.77、実務家専任教員が、最低 3 コマ～最高 6 コマで平均 5.25 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 2 コマ～最高 6 コマで平均 4.63 コマである。

(3)他大学・他学部を含めた授業コマ数

2010 年度前期については、研究者専任教員が、最低 0 コマ～最高 6 コマで平均 3.97 コマ、実務家専任教員が、最低 3 コマ～最高 5 コマで平均 4 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 1 コマ～最高 6 コマで平均 3.20 コマである。

2010 年度後期については、研究者専任教員が、最低 2 コマ～最高 7.84 コマで平均 4.94 コマ、実務家専任教員が、最低 4 コマ～最高 6 コマで平均 5 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 1 コマ～最高 8 コマで平均 4.70 コマである。

2011 年度前期については、研究者専任教員が、最低 0 コマ～最高 7 コマで平均 3.84 コマ、実務家専任教員が、最低 3 コマ～最高 4 コマで平均 3.33 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 2 コマ～最高 6 コマ平均 3.40 コマである。

2011 年度後期については、研究者専任教員が、最低 0 コマ～最高 7.84 コマで平均 4.52 コマ、実務家専任教員が、最低 4 コマ～最高 7 コマで平均 5.33 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 1 コマ～最高 7 コマで平均 4.50 コマである。

2011 年度前期については、研究者専任教員が、最低 0 コマ～最高 7.4 コマで平均 3.66 コマ、実務家専任教員が、最低 0 コマ～最高 3 コマで平均 1.75 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 2 コマ～最高 6 コマ平均 3.69 コマである。

2011 年度後期については、研究者専任教員が、最低 2 コマ～最高 7.2 コマで平均 4.22 コマ、実務家専任教員が、最低 5 コマ～最高 6 コマで平均 5.75 コマ、みなし専任（実務家）教員が最低 2 コマ～最高 6 マで平均 4.63 コマである。

(4)評価

上記の通り、授業担当コマ数は 1 週あたり 5 コマ以内にほぼ収まっている。この授業時間数であれば、少なくとも必要な授業準備が可能であると考えられる。しかし、法科大学院においては、きめ細かい指導が必要であり、授業の準備や学生に対する個別指導等に要する時間も考えると、より高度な教育を行うためには、さらに改善の必要があると考えられる。

なお、一部の教員において担当コマ数が週 6～8 コマとなっているが、これは、実務基礎科目であるリーガルクリニック ・ 、エクスターンシップ（夏期集中、前期集中 2 コマ等通常の授業時間とは異なる授業展開）を担当していること、前任校へ非常勤出講していることなどの事情による。このことによって、通常の法律基本科目等の授業準備に支障は出ていない。

3 自己評定

B

4 改善計画

授業時間数を削減したうえで、教員一人あたりの担当授業時間数を削減することおよび1授業あたりの学生数を削減することで、よりいっそうの教育効果の改善を行うよう計画している。また、前期と後期で担当授業時間数のアンバランスが生じないように、前年のカリキュラム編成時に十分な調整を行うようにいっそう配慮することにする。

なお、本学では、法学部や法学研究科のある衣笠キャンパスと法科大学院のある朱雀キャンパスが離れているため、授業には準備時間の他に移動時間という負担があるため、これらについても、時間割の見直しによっていっそうの改善を図ることとする。

3 - 7 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 経済的支援体制

教員の研究活動を支援するための制度として、個人研究費・出張旅費の支給¹⁴⁴、全学レベルの研究高度化推進制度¹⁴⁵、法学部・法科大学院法学会叢書刊行補助制度¹⁴⁶などがある。

については、専任教員の個人研究資料費は年間 24 万円であり、研究経過報告および研究計画書と領収書等の提出を条件として専任教員全員に支給される。また、研究旅費として、専任教員 1 年間 1 人当たり 15 万円の旅費が支給される。研究旅費のうち 5 万円は、前年度中の申請により個人研究資料費に振り替えることができる

については、(a)研究推進プログラム基盤研究(50 万円～150 万円)、(b)研究推進プログラム科研費連動型(50 万円～300 万円)、(c)研究推進プログラム若手研究(50 万円～100 万円)、(d)ポストドクトラルフェロープログラム、(e)学術図書出版推進プログラム等があり、法科大学院の専任教員も応募できる。

については、法科大学院の専任教員も所属する立命館大学法学会でも、法学部叢書の刊行を補助する制度を設けている¹⁴⁷。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員については、実務家教員も含めて朱雀キャンパス(本法科大学院が設置されているキャンパス)に個室の研究室がある(1 室 24 m²)。各研究室にはパソコンが配置されており、学内データベース等へのアクセスが可能である。その他、教員共同利用室が 1 室あり、共同研究、簡単なミーティング、教材等の作成に利用するとともに、教員のラウンジ機能を果たしている¹⁴⁸。

朱雀キャンパスには研究用図書の配置は必ずしも十分ではないが(教育用の図書資料が中心である。7-5 参照)、教員の研究に関する図書も一定程度配置されている。衣笠キャンパスには、研究棟である修学館及び附属図書館において研究用図書が整備されており、法科大学院教員も利用している。なお、衣笠キャンパスやびわこ草津キャンパスから資料を取り寄せることは可能である。通常、予約してから 1 両日で朱雀リサイチライブラリーに到着し、閲覧ないし貸

¹⁴⁴ 【A5】立命館大学個人研究費取扱規程

¹⁴⁵ 【B28】「学内研究助成に関する御知らせ」参照。

¹⁴⁶ 【A5】立命館大学法学叢書施行細則

¹⁴⁷ 【C3】立命ロー・ニューズレターNo67 号 10 頁記載の吉村良一『環境法の現代的課題』(立命館大学法学叢書第 12 号、有斐閣、2011) 参照。

¹⁴⁸ 【B29】立命館大学中川会館平面図 4 F 部分参照

出し可能となる。

(3) 人的支援体制

教員の日常の研究活動を支援する制度として、法学部・本法科大学院共通の研究支援業務を行う法学アカデミー制度¹⁴⁹がある。法科大学院がある朱雀キャンパスの教員共同研究室には、毎週木曜日・金曜日の午前9時から午後5時30分まで担当職員1名が配置され、法科大学院教員の研究支援(文献検索・複写、学会業務補助等)を行っている。

また大学全体としては、さまざまな研究支援のため、衣笠キャンパスには人文社会リサーチオフィス、びわこ草津キャンパスにはBKCリサーチオフィスが設置され、研究費獲得の支援から獲得後の資金管理のサービスが提供されている。この関係で本法科大学院が設置されている朱雀キャンパスには、担当職員が1名配置されている。個人研究費及び科研費等の処理は当該職員が行っている。

(4) 在外研究制度

本学には学内資金または学外資金による学外研究制度があり、本法科大学院も同制度の適用を受けるが、法学部・法学研究科とあわせて適用を受けている。以下の内容は法学部・法学研究科と共通の制度についてである。

学外研究制度¹⁵⁰

本学の資金による学外研究制度である、学内資金による学外研究制度は、学外研究A(1カ年の国外における研究)、学外研究B(3カ月を超え6カ月以内の国外における研究)、学外研究C(3カ月を超え6カ月以内の国内における研究)の3種に分かれる。人数は、法学部・法学研究科とあわせて、原則として年度あたり、学外研究Aにつき1名、学外研究Bにつき2名、学外研究Cにつき4名である。学外研究A、学外研究Bについては旅費、滞在費等が支給される(上限300万円)。また学外資金を得た場合にも、学外研究制度の適用を受けることができる。研究期間中は学外研究計画書に基づく研究または調査に専念することとされ、研究期間中、授業および学内役職その他の業務を免除される。また、研究期間終了後は学外研究報告書の提出が義務付けられる。

学外研究制度の利用状況

2010年度前期に、専任教員1名(和田教授)が、後期に、専任教員1名(吉田教授)がそれぞれ学外研究C(国内6ヶ月)を取得した。2011年度前期に、専任教員1名(村田教授)が学外研究C(国内6ヶ月)を取得し、後期より専任教員1名(淵野教授)が学外研究A(アメリカン大学で1年)を取得している。2012年度には、前期に専任教員1名(田中教授・倉田教授)が学外研究C(そ

¹⁴⁹【B30】「法学アカデミー研究秘書業務内容」参照。

¹⁵⁰【A5】立命館大学専任教員学外研究規程

れぞれアメリカン大学、ミュンヘン大学で6ヶ月)を取得している。

(5) 紀要の発行

法科大学院としては紀要を発行していないため、現在のところ、発行する予定はない。ただし、立命館大学法学会発行による立命館法学や *Ritsumeikan Law Review* といった紀要が発行されており、本法科大学院の教員は同誌に論文等を掲載している¹⁵¹。

(6) 特に力を入れている取り組み

上記のように、本法科大学院では教員の研究活動および質の高い教育の確保の観点から、専任教員も在外研究制度を利用できるようになっており、毎年度2名程度の専任教員が同制度を利用して在外研究を行っている。今後もこの取り組みを継続する。

(7) その他

特記事項なし。

2 点検・評価

以下の問題点が課題である。

第1に、法学部や法学研究科のある衣笠キャンパスには日常の研究活動を支援する人的な体制があるが、法科大学院がある朱雀キャンパスではそうした体制がなお不十分である。現在、本学で研究を支援する部署であるリサーチオフィスの担当者1名、木曜日・金曜日の2日間だけ法学アカデミー担当職員1名が朱雀キャンパスに配置されているのみで、実質的な業務の多くは衣笠キャンパスで行われている。

第2に、法科大学院の教員の研究に関係する研究所、研究センターは衣笠キャンパスに置かれている。研究所等の運営業務、研究会活動などの日常業務の円滑化に課題が残っている。第3に、研究用の図書資料等をさらに充実させる必要がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

本法科大学院には法科大学院独自の研究支援体制は必ずしも十分には整備されていないが、法学部や法学研究科と併せて全学共通の研究支援体制の対象となっている。たとえば、本法科大学院独自の学外研究制度はないが、法学部や

¹⁵¹ 【A1】各教員の個人調書参照。

法学研究科と共通に運用されることにより、学外研究利用者の講義の担当者の調整などの運用により、より実効的な研究支援が行われてきている。

しかしながら、研究利用図書の整備、研究費の総額の適否、人的な体制の整備につきなお改善の必要性がある。

これらについては、法科大学院独自の研究支援体制を検討することも含め、さらなる改善を検討している。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 FD活動

(評価基準)教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 組織体制の整備

本法科大学院において、教育内容の現状を把握し、問題点を見だし、改善に向けた方針を決定するのは教授会の役割である¹⁵²。この教授会の役割を十全に果たすために、教授会のもとに、教務担当副研究科長を委員長とする教務委員会が置かれ、平均して月2回程度の会議を開催している¹⁵³。ここで協議された事項については教授会において提案・審議され、必要な決定が行われる。設置基準により、各法科大学院に求められる「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」(いわゆるFD活動)を行うためには、FD委員会が設置され、教務委員会や教授会と連携した活動を行っている¹⁵⁴。

FD委員会の任務は、「教育内容の具体的改善に関する事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う。また、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムを開催し、年1回発行のFD活動の報告書等の作成を行う」ことにある¹⁵⁵。FD委員会は、専門分野ごとに、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から、毎年10名前後の委員が選出されるが、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、実務家教員が必ず数名含まれるようにしている¹⁵⁶。FD委員会は、平均月1~2回開催され¹⁵⁷、FD活動の方針作成と具体化を進めているが、活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、ニュースの発行などである¹⁵⁸。

また、本法科大学院では、具体的な教育内容・方法の改善のためには各科目・部門の担当者における協議が重要な意義を有するという視点から、各科目・分野ごとに責任者を決めて、適宜、担当者会議を開催し、各科目のその年度の担当体制、教材の選定や作成、授業の運営方法、成績評価(試験の内容や評価基準)等について協議している。特に、同一科目を複数の担当者が担当している場合には、科目内容や成績評価の共通化のために丁寧な議論を行い、成績評価

¹⁵² 【A5】立命館大学法務研究科教授会規程4条10号、立命館大学大学院学則7条1項、8条4号参照。

¹⁵³ 【A5】法科大学院常設委員会内規2条。

¹⁵⁴ 【A5】法科大学院常設委員会内規3条。

¹⁵⁵ 【A5】法科大学院常設委員会内規3条。

¹⁵⁶ 【B9】2012年度法科大学院役職表参照。

¹⁵⁷ 【A6】FD委員会議事録参照。

¹⁵⁸ 【A6】「2012年度FD活動方針」参照。

結果の調整も実施している(8-1 成績評価の項参照)。この科目別担当者会議については、本法科大学院専任教員だけではなく、学部所属で法科大学院科目担当者や非常勤教員にも必要に応じて参加してもらうなど、認識の共有に留意している。

(2) FD 活動の内容

FD 委員会が中心となって行っている FD 活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FD フォーラムの開催、授業参観の実施、ニュースの発行などである(各年度の自己評価報告書の該当部分¹⁵⁹および FD ニュース参照)¹⁶⁰。授業改善アンケートについては次項に譲り、ここでは、その他の活動について述べる。

FD フォーラムの実施

教育内容や方法について様々な視点から意見を交換し、具体的な改善につなげていくための研究会(フォーラム)を毎年度3回程度実施している。2008年度以降のテーマと内容の概略は以下の通りである(概要は、ホームページ上で公表している¹⁶¹)。

【2008 年度】

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 第1回(6月3日)「履修前提制について」 | 参加者 22 名 |
| 第2回(10月1日)「未修者の現状」 | 参加者 17 名 |
| 第3回(12月16日)「グレード別クラス編成について」 | 参加者 17 名 |

【2009 年度】

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 第1回(6月9日)「未修者教育の改革にむけて」 | 参加者 17 名 |
| 第2回(10月20日)「法科大学院における『実務教育』のあり方」 | 参加者 18 名 |
| 第3回(3月2日)「『コア・カリキュラム』について」 | 参加者 15 名 |

【2010 年度】

- | | |
|---|----------|
| 第1回(7月6日)「再試験廃止後の成績評価のあり方」 | 参加者 16 名 |
| 第2回(11月9日)「実務科目の現状と課題 - リーガルクリニック、エクスターンシップを中心に - 」 | 参加者 16 名 |
| 第3回(3月8日)「『共通的な到達目標(コア・カリキュラム)』をどう受け止めるか」 | 参加者 16 名 |

【2011 年度】

- | | |
|---|----------|
| 第1回(7月5日)「成績評価のあり方」 | 参加者 22 名 |
| 第2回(11月15日)「科目目標と最低限修得すべき内容(コア・カリキュラム)」 | |

¹⁵⁹ http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/jiko_hyoka.htm

¹⁶⁰ http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm

¹⁶¹ http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm

について」

参加者 18 名

第 3 回（3 月 6 日）「授業改善活動のありかた - 授業改善アンケートを中心に」

参加者 16 名

【2012 年度】

第 1 回（7 月 2 日）「法律基本科目の講義・演習における双方向・多方向授業の成果と課題」

参加者 22 名

この間のフォーラムの特徴は、本法科大学院でカリキュラム改革や試験・進級制度の改革（再試験廃止、進級制度の導入等）が実施されたことや、「コア・カリキュラム」が公表され、法科大学院で最低限身につけるべき内容についての全国的な議論が進展したことなどから、具体的な改革・改善課題について議論を行った。その成果は、その後、教務委員会や教授会等での具体的な改革論議に活かされている。例えば、2008 年度第 1 回フォーラムで検討した履修前提制については、その後、教務委員会での議論をへて、改正案（履修前提制の廃止と進級制の導入）が教授会で承認され、実施されている¹⁶²。同じく、未修カリキュラムの改革¹⁶³や入試改革¹⁶⁴には、2008 年度第 2 回のフォーラムの議論が活かされている。2009 年度第 2 回および 2010 年度第 2 回フォーラムで検討された実務科目のあり方についても、新しい科目設置¹⁶⁵を含めたカリキュラム改革につながっている。さらに、2010 年度第 2 回、2011 年度第 2 回の「コア・カリキュラム」についての議論の結果、法律基本科目および司法試験選択科目については、「最低限修得すべき内容」を作成し学生に公表するに至っている¹⁶⁶。懸案の課題であった成績評価についても、2010 年度第 1 回および 2011 年度第 1 回で率直な意見交換を行い、その議論を参考にして、成績評価についての申し合わせが 2011 年度の教授会で行われている（8-1 成績評価の項参照）。このような特徴は法科大学院が開設後数年を経過し、様々な改善課題が明確になってきた段階に即したものであり、大きな成果をあげたと考えるが、反面、中長期的な課題や理論的な課題に関する研究・研修という点で、やや不十分な点も残

¹⁶² 【A30】2010 年度自己評価報告書 8 頁参照。

¹⁶³ 法学未修者 1 年次（L1）における基礎的な学修の確保を図る観点から、当該年次の法律基本科目の単位数を 6 単位増加させることを容認する中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告を受け、本法科大学院においても、2010 年度より、L1 配当法律基本科目の単位数を 6 単位増加させることとした。具体的には、公法科目につき 1 単位、商法につき 2 単位、民事訴訟法につき 1 単位、刑法につき 2 単位増加させることとした（【A30】2009 年度自己評価報告書 4 頁参照）。

¹⁶⁴ 2011 年度入試から、A 方式入試（未修者用入試）において GD（グループディスカッション）科目を廃止する代わりに小論文の配点を多くするなどの改革を行った。短時間でコミュニケーション能力やディスカッション能力を検証するよりも、文章表現を通じて、問題の分析力や構想力を検証することを重視したからである。この改革については、【A30】2009 年度自己評価報告書 9 頁参照。

¹⁶⁵ 実務基礎科目の選択科目として、民事裁判総合研究（2 単位）を新設した。実体法、訴訟法と要件事実論を有機的に結びつける力を養成するためである。

¹⁶⁶ 【B31】2011 年度第 11 回教授会で決定された「各科目の『最低限修得すべき内容』等の作成について」の方針に従い、法律基本科目を中心に、「最低限修得すべき内容」を具体化し、2011 年度 4 月時点で全学年の学生に周知させた。

っている。

授業参観

2006 年度より授業参観を FD 活動の一環として取り組むことを法科大学院教授会として決定して以降、毎年、授業参観を実施している。その趣旨は、他の教員の授業実践の見学を通して自己の教育方法・内容の改善の参考とすること、第三者の目から当該教員の授業実践を客観的に観察し、改善課題や他の教員の参考にすべき積極面を検証することにある。中でも、新任教員や、当該科目を初めて担当する教員の場合、同じもしくは関連する科目の他の教員の授業を参観することには大きな意義があるため、下記のように、毎年度、それらの教員には授業参観を強く呼びかけ、専任教員の場合、全員が実行している。

2006 年度は全科目において実施し、2007 年度と 2008 年度は新任教員の科目と新たな科目担当者の科目について実施、2009 年度～2011 年度において、各科目区分毎に 3 年計画で全科目において実施した（新任および新科目担当者の科目については毎年実施）。参観者は、原則として全員が最低 1 科目は参観することとし、FD 委員については複数科目を参観した。実施科目数は、2009 年度は未修 1 年次科目全科目と新任および新担当者科目で、前期が 27 科目、後期が 19 科目であり、延べ前期 31 名、後期 25 名の教員が参加した。2010 年度は未修 2 年次・既修 1 年次の法律基本科目の全科目と新任および新担当者科目で実施し、前期が 26 科目、後期が 27 科目であり、延べ前期 28 名、後期 28 名の教員が参加した。2011 年度においては、未修 2 年次・既修 1 年次の残りの全科目と新任および新担当者科目、前期 45 科目、後期 27 科目で実施し、延べ前期は 27 名、後期は 26 名の教員が参観した。2012 年度においては、新任ないし新たな科目担当者の授業を FD 委員が中心となって参観することとし、前期は 6 科目について実施した。また、新任教員自身の参観も実施されている¹⁶⁷。

参観後には、参観者が、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の 3 項目からなる報告書¹⁶⁸を作成し、この報告書は写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD 委員会で分析検討され、教授会でも紹介されている。

FD ニュースレターの発行

FD 活動の成果を取りまとめて公開し、社会に向けて発信していくために、FD ニュースレターを年 1 回発行している¹⁶⁹。各年度における活動内容を紹介するとともに、関連する記事・論稿を掲載している。FD ニュースレターは学内外の関係者に印刷配布するとともに、HP 上で公開している。

¹⁶⁷ 【A13】「2012 年度前期 授業参観の実施について」参照。

¹⁶⁸ 【A13】「2012 年度前期 授業参観の実施について」末尾の報告書書式参照。

¹⁶⁹ 【A13】各年度の FD ニュースレター参照。HP でも公開している。

http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm 参照

(3) 教員の参加度合い

前回の認証評価では、FD 活動への参加が大多数の教員に広まっているとまではいえないと指摘された。しかし、上記のとおり、授業参観活動にはほぼ全員が参加しており（参観を受ける側としては専任、非常勤を問わない）また、後述するような授業改善アンケートについては（非常勤を含む）全科目で実施され、その結果も、全教員で共有されている。上述したように、FD フォーラムの参加者も少なくない。その意味で、FD 活動への参加は大多数の教員に広がっていると考える。ただし、FD フォーラムについては、非常勤教員の参加はなく、また、法学部所属教員の参加も、開催場所や日程の関係で、特に関連のあるテーマについて若干の参加があるにとどまっている。

(4) 外部研修等への参加

法科大学院協会主催のシンポジウムをはじめ、関連する研修会等に、専任教員を積極的に派遣して最新情報を収集し、教授会でも適宜報告し、情報を共有化することに努めている。参加の呼びかけは教授会で行うが、内容によっては、執行部から参加を要請することもある。2008 年度以降の主な具体的な派遣は以下の通りである。

2008 年度

- ・2009.1.28 法科大学院協会主催シンポ「法科大学院修了生の企業採用について」田中恒好教授
- ・2009.2.15 京都大学大学院法学研究科主催シンポ「法科大学院教育の新展開」村田敏一教授

2009 年度

- ・2010.3.6 早稲田大学大学院法学研究科主催シンポ「研究者教員の養成はどうあるべきか」松本克美教授
- ・2010.3.31 日弁連法務研究財団主催「新評価基準説明会」松宮孝明教授

2010 年度

- ・2010.5.15 日弁連主催「法科大学院における就職活動支援に関する意見交歓会」田中恒好教授

2011 年度

- ・2011.7.4 日弁連法務研究財団主催「認証評価基準説明会」松本克美教授
- ・2011.11.12 日弁連主催「司法試験シンポ」松宮孝明教授、村田敏一教授
- ・2012.2.25 日弁連法務研究財団主催シンポ「法科大学院教育の成果と課題」松本克美教授

(5) 相互の授業参観

(2)の で述べたように、2006年度より授業参観をFD活動の一環として取り組むことを法科大学院教授会として決定して以降、毎年、授業参観を実施している(詳細は(2) 参照)。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

前回の認証評価では、全体としてFD活動は質的にも量的にも充実しているが、実際の授業改善に結び付くためには今以上の工夫が必要であるとされた。そこで、それ以後の活動においては、FD活動と、カリキュラム改革等の教授会・教務委員会における教育内容や方法改善の議論の関連性を意識し、FD活動の成果が具体的な改善につながるようにした。そのことは、とくに、FDフォーラムにおいて顕著であり、(2)の項目でも述べたように、教育方法や内容の改革課題を踏まえてフォーラムのテーマを設定し、FDフォーラムにおける率直な議論の成果が、教務委員会や担当者会議、さらには教授会での議論につながるようにした。その最も典型的な例は成績評価のあり方に関する問題であり、前回の認証評価における成績評価のあり方に対する指摘等を踏まえ、数回のFDフォーラムにおける議論を経て、教授会において申し合わせが確認された。教育方針を決定する教務委員会・教授会と、自由に意見交換・研究を行う場であるFDフォーラムの性格の違いは重要であるが、このような内容的連関は、具体的な改善に向けて成果をあげている。

授業参観についても、報告書の項目を改善し、その報告書を見た被参観者が、自己の授業の長所と短所を具体的に把握し、改善につなげることができるようにした。

さらに、各種の研修会等への参加についても、参加者からする報告が教授会で行われ、全教員に還元できるようにしている。

(7) 特に力を入れている取り組み

上記のほか、特記事項なし。

(8) その他

上記のほか、特記事項なし。

2 点検・評価

前回の認証評価では、FD活動につき、「当該法科大学院が、授業参観を組織的に実施している点と、学生アンケートや授業参観の結果、授業の具体的方法についてFDフォーラムの場で教員間の共有を図っている点は、積極的に評価できる」、「全体として、FD活動は質的にも量的にも充実している」との評価を得ている。それ以後においても、既述のように、このような評価を得た活動は継

続的に実施されており、本法科大学院のFD活動は、質的にも量的にも非常に充実したレベルにあると評価している。

他方で、前回の評価では、「FD活動への参加が大多数の教員に広まっているとまではいえない。活動の成果が必ずしもはっきり成果に表れているとまではいえないし、教員の授業の進め方にもかなりのばらつきがあり、授業参観の成果が十分行き渡っているかどうかには疑問の余地もある」との指摘も受けている。この点、FD活動の成果を授業改善に具体化するという点では、FDフォーラムの項でも述べたように、この間は、成績評価のあり方や進級制度の導入等の、法科大学院教育においてあらわれている具体的な問題について議論を行い、その成果を教員全体のものとし、教務委員会や教授会の議論に結びつけるなど、意識的な改善を行っており、具体的な成果を上げている。また、教員の授業の進め方についても、授業参観や科目別担当者会議での議論を通して、共通の認識を深めている。そのことは、各科目のシラバスを見れば明らかであり、後述するように、学生の授業改善アンケートでも、学生の満足度は改善されている。残された課題は、FD活動への参加の範囲を拡大していくことである。教授会を構成する専任教員(実務家教員を含む)については、FDフォーラムへの参加や、教授会等での議論を通じて、FD活動の成果は全体のものとなっているが、法学部所属の教員で法科大学院科目の担当者、非常勤講師については、アンケートや授業参観等については、専任と同様に参加してもらっているが、FD活動全体の成果を共有する点では、課題も残っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

基本はこれまでの活動成果を維持しつつ、学生の変化や司法試験を含む法曹養成のあり方に関する議論を踏まえ、より適切かつ有効な教育内容や方法を確立するための研究・研修を行うことが課題となる。後述するように、授業改善アンケートについては、学生の勉学実態や意識の変化を踏まえて、2012年度から質問項目の改訂を行った。また、入試改革やカリキュラム改革と連動した研究・研修をFDフォーラム等で行うとともに、併せて、法科大学院における教育目標や内容、到達点等について、理論的な研究・研修をも行っていきたい。

FD活動への参加を(非常勤等にも)広げるという課題については、各科目の担当者会議での議論を充実させていくことによって、実現したい。

4 - 2 学生評価

(評価基準) 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

全体的状況

教育内容や教育方法についての学生による評価を把握する最も主要な方法は、授業改善アンケート(「教学改善アンケート」)の実施である(詳細は後述)。

この他に、年2回、授業内容や方法に関する懇談会を、学年別(未修1年次、未修2年次・既修1年次)に実施し、意見交換を行っている¹⁷⁰。教員側の参加者は、研究科長、副研究科長、学年主任、各科目担当者であり、そこでは、院生自身が行ったアンケート調査に基づいて、率直な意見交換が行われている。また院生自治会と法科大学院教授会執行部との間では、研究科懇談会と称する意見交換の場があり、授業の運営についても議題となり、そこでの合意事項は実践している。

さらに、学生の学習・生活実態を把握するために、前期に未修1年、未修2年・既修1年、未修3年・既修2年のクラスについて、後期には未修3年・既修2年のクラスについて個人面談を実施している¹⁷¹。面談の担当者はクラス担任・副担任であり、学生1名あたり15分程度である。この面談を通じて、授業内容や方法への要望事項があれば、それもヒアリングの対象としている。面談報告書は教務委員会で集約され¹⁷²、概要が教授会に報告されている¹⁷³。

授業改善アンケート

法務研究科FD委員会が実施主体となって、全科目について「授業改善アンケート」を実施している。このアンケートは、「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組み」¹⁷⁴の一環として行われるものであるが、法科大学院の「教学改善アンケート」では、このような内容の質問事項に加えて、「理解度」や「力がついたか」といった、院生の自己評価にあたる質問項目も設けられている¹⁷⁵。なお、アンケートは法学部卒かそうでないかの属性を除いては匿名性を保持して実施され

¹⁷⁰ 【B32】「2011年度後期授業懇談会の実施について(報告)」、「2012年度前期授業懇談会の実施について(報告)」参照。

¹⁷¹ 【B33】個人面談実施方針

¹⁷² 【A5】2012年度第4回教務委員会議事録

¹⁷³ 【A5】第8回法科大学院教授会議事録参照。

¹⁷⁴ 日弁連法務研究財団 認証評価基準4-2参照

¹⁷⁵ 【A13】2012年度前期第1回授業アンケート用紙、第2回授業アンケート用紙参照

ている。

アンケートは、2004年度および2005年度は、前後期とも中間（授業開始後5回目ないし6回目の授業時）に行われた。これは、中間段階で学生の評価を踏まえて具体的な改善が図れるようにするためである。その後、2006年度以降は、加えて、各期の最終授業時にも行われている。これは、最終的な評価を集約し、次年度の改善やカリキュラム改革等の議論につなげていくためのものである。なお、第2回目につき、2007年度～2008年度は、ウェブ上で行われたが、回答率が低くなったので、2009年度からは最終授業で紙媒体によるアンケートを実施している。

アンケートは匿名アンケートで（回答者の属性としては、出身が法学部かそれ以外かのみを記入）、実施は全科目であり、直近3年の特徴は、以下の通りである。

【2009年度】

・前期第1回（回収率85%）：「非常に良く理解できる」11%、「だいたい理解できる」71%。「非常に満足」23%、「満足」58%。

・前期第2回（回収率81%）：「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」68%。「力がついた」54%（「つかなかった」とするものは5%だが「わからない」とするものが41%いた）、「ぜひ薦めたい」33%、「薦めたい」53%。

・後期第1回目（回収率85%）：「非常によく理解できる」14%、「だいたい理解できる」71%。「非常に満足」27%、「満足」56%。

・後期2回目（回収率84%）：「力がついた」57%（「つかなかった」とするものは5%だが、「わからない」とするものが38%いる）、「ぜひ薦めたい」34%、「薦めたい」56%。

【2010年度】

・前期第1回（回収率88%）：「非常に良く理解できる」14%、「だいたい理解できる」70%。「非常に満足」24%、「満足」61%。

・前期第2回（回収率83%）：「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」69%。「力がついた」56%（「つかなかった」とするものは4%だが「わからない」とするものが40%いる）、「ぜひ薦めたい」31%、「薦めたい」58%。

・後期第1回目（回収率85%）：「非常によく理解できる」16%、「だいたい理解できる」71%。「非常に満足」29%、「満足」58%。

・後期第2回目（回収率85%）：「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」70%。「力がついた」58%（「つかなかった」とするものは3%だが、「わからない」とするものが38%いる）、「ぜひ薦めたい」35%、「薦めたい」54%。

【2011年度】

・前期第1回目（回収率89%）：「非常によく理解できる」15%、「だいたい理解できる」72%。「非常に満足」26%「満足」59%。

- ・前期第2回目(回収率86%)：「非常によく理解できた」16%、「だいたい理解できた」72%。「力がついた」88%(この回から、「分からない」という選択肢を廃止した)。「ぜひ薦めたい」34%、「薦めたい」56%
- ・後期第1回目(回収率83%)：「非常によく理解できる」17%、「だいたい理解できる」71%。「非常に満足」31%、「満足」59%。
- ・後期第2回目(回収率84%)：「非常によく理解できた」18%、「だいたい理解できた」71%。「力がついた」は90%。「ぜひ薦めたい」39%、「薦めたい」53%。

【2012年度】

- ・前期1回目(回収率88%)：「(理解が)非常に深まった」25%、「ある程度深まった」64%。「非常に満足」29%、「満足」58%。
- ・前期2回目(回収率85%)：「(理解が)非常に深まった」29%、「ある程度深まった」62%。「(目標到達)非常によく達成」21%「ある程度達成」65%。

(2) 評価結果の活用

アンケート結果はFD委員会で整理分析¹⁷⁶、その結果を教授会で報告し¹⁷⁷、全体に共有している。また、その要約版をLETにより院生にも公開している¹⁷⁸。さらに、各科目担当者に写しを渡しており、中間のものについては、各担当者から受講生に必要なコメントが行われている。さらに、極端に否定的評価が多かった科目については、執行部が担当者から事情を聞く、担当者会議で検討するといったフォローが行われている。

(3) アンケート調査以外の方法

学年別授業懇談会、個人面談、研究科懇談会(前述)等の多様な場で、院生の授業に対する評価や不満を把握することに努めている。

これらの中で把握された点は、教授会での共有の上、各担当者や担当者会議に申し送って検討してもらっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

上記のほか、特記事項なし。

(5) その他

上記のほか、特記事項なし。

¹⁷⁶ 【A5】2012年度第4回FD委員会議事録参照。

¹⁷⁷ 【A5】2012年度第6回法科大学院教授会議事録3頁。

¹⁷⁸ 【A13】2011年度後期第1回授業アンケート結果、第2回授業アンケート結果、2012年度前期第1回授業アンケート結果の学生公表版。

2 点検・評価

前回の認証評価では、「学生による授業評価アンケート調査の実施とその結果の分析は、適切になされており、また学期の初期の段階と最終段階の2回に分けて、それぞれの目的に則してアンケート調査をしている点は高く評価できる」と評価されている。それ以後も、同様の活動を着実に実施してきており、定着を見ている。

アンケート結果の内容を見れば、院生の授業に対する満足度の経年的な上昇が見られる。すなわち、後掲のように、開設年度である2004年度は、不満(「不満」または「大いに不満」とするものが7割を超える科目(クラス)が5分の1を占めていたが、2005年度～2009年度は、「非常に満足」と「満足」の合計が平均で80%前後、2011年度には85%になっている。また、極端に不満の多い科目(クラス)はなお散見されるが、これも、近年、著しく少なくなっている。これらは、授業の改善によるものと考えるが、院生が授業を評価する際の基準として、本来の「実務家法曹としての基礎的力量をつけることができる」といったものから、例えば、「単位が取りやすい」といった基準が入り込んでいる可能性も否定できない。もしそのような傾向があるとすれば、例えば、「科目の到達目標」からみてどうか、あるいは、「実務家法曹としての基礎的力量をつける」という点から見てどうかといった評価基準を示して、教育内容や方法を評価させるといった聞き方をする必要があるのではないか。また、院生による授業評価という目的で行われるアンケートに、院生自身の自己評価の項目をどれだけ、どのような形で入れ込むかについては研究が必要であり、「力がついた」かどうかを主観的に評価させても意味が乏しいのではないかといった点も検討課題である。さらに、自由記述欄の記載が少なくなっている。これは、それほど強い意見や不満がなくなったことの反映とも見ることができるが、反面、少ない中で、やや特殊な意見が書いてあると、アンケート結果の受け取り方がブレるおそれもあり、どう改善していくかが課題となる。

前回の認証評価では、同時に、アンケート調査の「結果が適切に学生にフィードバックされているとは必ずしもいえず、また十分に授業改善に役立てられているかについても検証がなされておらず、なお改善の余地がある」とされた。現在、学生へは要約版をLET上で公表しており、担当者のところで必要なコメントを行っているが、これで十分かどうかについては、なお、検討する必要がある。授業改善への活用という点では、各担当者のところでの工夫だけではなく、教授会、教務委員会、担当者会議等において、結果の共有を行い、授業の内容や方法の検討、極端に問題が出た科目担当者への事情聴取や担当体制の検討も行い、さらにはカリキュラム改革等に結びつけている。前述のような満足度の上昇や、極端に不満の多い科目が見られなくなったことは、基本的には、その成果だと思われる。

【過年度の結果】

2004 年度 非常に満足ないし満足が7割以上の科目(クラス)が58%

3割から7割未満の科目(クラス)が20%

3割未満の科目(クラス)が22%

2005 年度前期 非常に満足 22% 満足 57%

2006 年度前期(1回目) 非常に満足 22% 満足 59%

2007 年度前期(1回目) 非常に満足 22% 満足 60%

2008 年度前期(1回目) 非常に満足 21% 満足 58%

2009 年度前期(1回目) 非常に満足 23% 満足 58%

2010 年度前期(1回目) 非常に満足 24% 満足 61%

2011 年度前期(1回目) 非常に満足 26% 満足 59%

2012 年度前期(1回目) 非常に満足 29% 満足 58%

3 自己評定

A

4 改善計画

2011 年度の第3回目のFDフォーラムでは、授業改善アンケートのあり方について議論を行った。そこでは、学生の中にある基準の変化などを踏まえ、2012年度から、アンケート項目等に一定の改善を行う必要があることが共通の認識となった。これを踏まえて、2012年度のFD委員会で、アンケートの質問項目について改善を行い、2012年度はそれによって実施した。主要な変更点は、第2回目について、授業の推薦度のような主観的な受け止めではなく、科目の到達目標に照らした評価を求めるものとしたことである¹⁷⁹(アンケート表参照)。その実施結果に基づき、さらに工夫を加えていきたい。

また、アンケート結果の院生への開示については、現在のLETでの要約版による開示方法の充実をはかるとともに、各科目の担当者が(特に、第1回目の)結果について、授業の中で必要なコメントを行うことを徹底したい。

学生との授業懇談会については、昨年度後期から、授業全般についての学生の側の意見を聞くだけでなく、特定のテーマを設定した意見交換をも行っているが¹⁸⁰、このような形で、懇談の内容がより充実するようにしたい。

¹⁷⁹【A13】2012年度前期第1回授業アンケート用紙、第2回授業アンケート用紙参照

¹⁸⁰【B32】2011年度後期は、「答案の書き方」、2012年度前期は、「予習事項の指示のあり方」(未修2年次・既修1年次)、「小テストのあり方」(未修1年次)であった。各授業懇談会の記録参照。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

(評価基準) 授業科目が法律基本科目, 法律実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目, 展開・先端科目のすべてにわたって設定され, 学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1 現状

(1) 開設科目

(2012年度のカリキュラム)

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	28	60	27	58
実務基礎科目群	10	20	7	14
基礎法学・隣接科目群	7	14	2	4
先端・展開科目群*1	60	150	6~12	24

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

*1 単位互換履修科目を除く

(2) 履修ルール

配当している科目について、学生が段階を追って無理なく学習ができるよう学年配当や時間割上でも工夫している¹⁸¹。未修者には第1年次において主として法律基本科目のうち講義系科目が配当され、あわせて実務基礎科目の中のリーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理が開設されている。第2年次になると法律基本科目の演習が中心であり、併せて実務基礎科目の要件事実と事実認定が配当される。ここで必修31単位数が配当されているから、履修制限の関係で選択科目の履修は最大2科目5単位となる。第3学年では、実務基礎科目の実務総合演習と臨床系科目が必修として配当されている他は、先端・展開科目等の受講がなされることになる。科目選択に余裕の生じる3年次生は、法務演習などを多く受講することになるが、講義科目の履修を先行させること、あるいは少なくとも併行受講することを求め、時間割においても可能なかぎりそれが実現できるよう工夫している。

立命館大学においては、学部・大学院を通じて Semester 制が導入されている。法科大学院も原則的には、これに従うが、試験の実施等では若干の差異もある。学年配当に併せて、前期・後期に各科目をバランスよく配置することで

¹⁸¹【A2】このような「段階的学習」については、2013年度法科大学院パンフレット11頁参照。

学生に無理が生じないように工夫している¹⁸²

法律実務基礎科目は、必修 12 単位、選択必修 2 単位、基礎法学・隣接科目は、選択必修 4 単位、先端・展開科目は選択必修 24 単位である。

(3) 学生の履修状況

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	54.5	26.1
実務基礎科目	14.8	14.7
基礎法学・隣接科目	4.0	4.1
先端・展開科目	29.5	29.2
4 科目郡の合計	102.7	74.2

必要となる各分野の修了に必要な単位数は入学年度により異なる。2011 年度に修了した者は、未修者は 2007 年度入学・2008 年度入学、2009 年度入学のカリキュラムによる。既修者については 2009 年度、2010 年度入学者のカリキュラムである。

既修者の法律基本科目については、未修者 1 年次の法律基本科目は単位認定の為、単位認定単位数については除外している。2009 年度入学者は 28 単位、2010 年入学者は 34 単位の認定単位を除外している。

履修単位には不合格により再履修となった単位数と不合格の両方の単位を合計している。

配当学期や時間割¹⁸³の面で学生が現実に偏りなく履修することの障害になっている点はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、多様な先端・展開科目を設けることで、学生が、それぞれの興味のある分野に応じて、専門性を身につけることができるよう、多様な科目を受講することができるよう努めている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

授業科目の開設は、法令基準をクリアし、それ以上に充実したものとなっていると自負している。先端・展開科目については、本法科大学院の設立理念を

¹⁸² 【A4】2012 年度履修要項 56 頁以下のカリキュラム表参照。

¹⁸³ 【A18】2012 年度前期、後期時間割表参照。

体現できるように高度で先端的な内容をもつ科目をプログラムパックという形で系統的な学習が可能となるよう格別に配慮しており¹⁸⁴、学生の選択が可能となるように十分な科目数を設置している。各学年の履修登録制限、必修科目数と選択科目のバランス、学年配当の工夫などにより、学生の履修が各科目のいずれかに偏ることのないように十分に配慮している。学生の学習負担にも配慮し、カリキュラムにしたがえば、無理なく成果を上げられるように工夫している。

3 自己評定

A

4 改善計画

これまでのFD委員会、教務委員会での議論検討を踏まえ、科目内容の充実を図ると共に、開設科目の見直しも引き続き検討していく。

¹⁸⁴ プログラムパックについては、【A4】2012年度履修要項27頁、【A2】2013年度法科大学院パンフレット12頁以下参照。

5-2 科目構成(2) <科目の体系性・適切性>

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方, 工夫

法曹となるための基本的な能力を基礎から応用へと段階的に習得することができるよう、次のような配慮を施している¹⁸⁵。まず未修者を対象とする1年次生には、法律基本科目の講義を学習の中心に据えて、実務基礎科目であるリーガルリサーチ&ライティング及び法曹倫理を必修科目として配置している。2年次生では法律基本科目の演習および行政法の講義を中心として、その応用力を高める。実務基礎科目として要件事実と事実認定が配当されている。そして3年次生では、公法、民事法、刑事法の実務総合演習によって従来の各科目ごとに学習していた内容を法実務に適合するよう、さまざまな局面で多角的に検討して応用力を高める。いわば法科大学院での学習の集大成としての位置づけを与えている。あわせて実務基礎科目の中の臨床系科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニック等で学習成果を検証させている。

先端・展開科目においては、本法科大学院の設立理念を体現すべく多くの科目が開設されている。各種法務に関する講義や演習を担当するのは、それぞれの分野の専門家であり実際に現在問題となっている先端的な問題が提示され、講義の中で学生とともに考えることがなされている。しかしさまざまな科目を断片的に学習しても、実際に法曹として必要な知識や能力を身につけさせることはできない。そこで、先端・展開科目群に3つのプログラムを置き、さらにその中に3~5種類のパック(原則として講義科目2科目4単位と演習1科目4単位で構成される)を置いて、学生は最低1パックを履修することを推奨している¹⁸⁶。すなわち、先端・企業法務プログラムの中には倒産処理法務、経済法務、知的財産法務、金融法務、税法務の5つの法務が、国際・公共法務プログラムの中には、公共法務、刑事法務、国際関係公法、国際関係私法、環境法務の5つの法務が、そして生活・人権法プログラムの中には、家事法務、労働法務、消費者法務の3つの法務という合計13の法務が用意されている。これは単に公法・私法といった分類ではなく、まさに横断的に問題をとらえ総合的かつ先端的な学習ができるよう設計したものである。この考え方は、法科大学院パンフレットにおいても分かりやすく説明されている¹⁸⁷。

なお、授業科目の開設状況については、2012年度履修要項を参照のこと。

¹⁸⁵ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット11頁参照。

¹⁸⁶ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット12頁以下。

¹⁸⁷ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット12頁以下。

イ 関連科目の調整等

関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能なように、各科目において内容の調整が行われている。本法科大学院では、法律基本科目については、各科目毎に本法科大学院の「共通的な到達目標」を定め、入学当初学生にこれを示しているが¹⁸⁸、これらの内容が適切に履修されるよう、担当者による調整を行っている。具体的な取組は、科目の特性や担当者の多寡により異なっているが、法律基本科目について示せば、以下のように行っている¹⁸⁹。また、成績評価における担当者会議も別途実施しており、その際にも授業内容の調整が行われることがある（成績評価に関わる担当者会議について 8-1 参照）。

(1) 公法

憲法では、未修者 1 年次配当の憲法 A と、未修者 2 年次・既修者 1 年次向けの憲法演習の間で内容の調整がなされており、憲法演習は、担当者 5 名による担当者会議は、セメスター開始直前と定期試験採点期間中に実施し、担当者間での調整を図っている。行政法では、未修者 1 年の行政法 と未修者 2 年次・既修者 1 年次向けの行政法 A、行政法演習で内容の調整を行っており、担当者間で内容の調整を図る会議を適宜開催している。公法実務総合演習では、開講前に教材内容を含めた調整会議を複数回、実務家教員を含め行っている。

(2) 刑事法

刑法では、未修者 1 年の刑法 A・刑法 B で扱う事項と未修者 2 年次・既修者 1 年次の「刑法演習」で扱う事項について、「共通的な到達目標」の項目ごとに学生に明示し、複数担当者のクラスでは、担当者間で内容の調整を行い、共通の教材を作成し、使用している。担当者会議は年 1 回であるが、メールによる調整を適宜行っている。刑事訴訟法では、刑事訴訟法 ・ において「共通的な到達目標」で示されているが扱えない部分は学生に自習箇所を示した刑事訴訟法演習で扱うなどしている。担当者会議は年 2 回開催している。

「刑事法実務総合演習」の担当者会議は、毎年最低 2 回、当該年度の計画と相談、採点調整のために行われている。

(3) 民事法

民法では、民法 ~ については、「共通的な到達目標」と照らして内容の確認を行っている。民法演習においては、学期当初、中間到達度検証の前、定期試験の前の 3 回、教材内容、配布方法（印刷依頼や授業後のクラス共通まとめの掲示責任者の決定を含む）、評価方法、試験等について話し合いを行い、確認を行っている。その他、必要があれば、セメスター末にも、担当者会議を持っている。

商法では、商法関連の各科目間の調整を図り、重複や漏れがないように、毎年度の、シラバス作成時期（12 月～1 月）に調整を行っている。また、商法演習

¹⁸⁸ 【B31】法律基本科目を中心とした「最低限修得すべき内容」についての文書。

¹⁸⁹ 【A1】各教員の教員個人調書及び【A15】教員の担当科目の授業の自己点検評価報告書参照。

・ につき、中間到達度検証の時期、定期試験前、成績評価時に、3 回ずつ担当者の打ち合わせを行っている。

民事訴訟法では、民事訴訟法 A と民事訴訟法演習の内容については、適切に関連するように各教員の意見を聞いて作成している。担当者会議は、年 2 回行っている。

民事法実務総合演習については、 Semester 初めに成績評価方法、テーマ・担当クラスローテーションの確認を行う。定期試験前に、定期試験問題についての確認を行う。定期試験終了後は、担当者が共同で採点し、成績評価の調整を行っている。その他適宜メールで調整を行っている。

(2) 科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

法科大学院において修得すべき単位数、必修科目の単位数等については法令上の要請から、各法科大学院の独自の考え方を発揮できる余地は少ない。このような中であっても、実務基礎科目においては、3 年間にわたって必修科目を置き、とくに 3 年生次においては臨床系科目であるリーガルクリニック ・ とエクスターンシップを選択必修として全員に受講させている¹⁹⁰。

本法科大学院は、「地球市民法曹の養成」を理念として掲げている¹⁹¹ (1-1 参照)。この要請から国際的な問題への視線を確かなものとし、現代社会の先端的な問題に取り組めるように開設科目とその内容にも配慮している。前者との関係では、先端・展開科目には外国法務演習 ・ 、英米法、EU 法、アジア法、国際・公共法務プログラムの中に、国際人権法務を置いている。後者の先端的な課題との関係では、実務基礎科目として臨床系のリーガルクリニック (女性と人権) を配置している。この科目の受講生は (性) 暴力被害者の女性に接する機会も多いので、二次被害を与えたりしないように、心理的カウンセリングの技法にも接するために、法科大学院と本学応用人間科学研究科との連携の下で同研究科に配置されている「司法臨床」科目の受講を推奨している (担当教員は臨床心理士である応用人間科学科教授と、リーガルクリニック 担当の法科大学院実務家教員による合同授業)。更に、関連した知識を得られるように、基礎法学・隣接科目の中にはジェンダーと法、生命倫理と法、法と心理などの科目を置いている。

さらに、すでに述べたように、臨床系科目としてエクスターンシップ、リーガルクリニック ・ を選択必修としているが、これは学生が実際の法律問題に直面し、そこで得られる体験によって法律家となるべく学習する意欲を確かなものとし¹⁹²、法曹に求められる問題解決能力、事実調査・事実認定能力、説

¹⁹⁰ 【A4】2012 年度履修要項 28 頁、【A2】2013 年度法科大学院パンフレット 16-17 頁参照。

¹⁹¹ 【A2】2013 年度法科大学院パンフレット 2 頁参照

¹⁹² エクスターンシップ受講生の感想につき、【A2】2013 年度法科大学院パンフレット 17 頁参照。

得能力、コミュニケーション能力などの具体的内容と水準を明確なものとするためにも必要であると考えて全員に履修させることにしている。

(3) 特に力を入れている取り組み

全体として学生が系統的・体系的にかつ学習段階に応じて、理論的かつ法曹に必要なマインドとスキル等を涵養しながら学習する科目構成を十分に充たすものなるようにしている。

(4) その他

特に記述する点はない。

2 点検・評価

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に答えられていると評価できる。プログラムパックに置かれている科目の内容については、内容の重複が生じないよう配慮がなされている。

先端・展開科目につきパックで履修するよう指導し、また最終学年に臨床系の科目を配置しているのは系統的学習という点で教育的効果を上げていると考えている。

3 自己評価

A

全体として授業科目が適切に開設され、学生が系統的・体系的にかつ学習段階に応じて、理論的かつ法曹に必要なマインドとスキル等を涵養しながら学習する科目構成を十分に充たしていると評価できる。

4 改善計画

全体として授業科目が適切に開設され、学生が系統的・体系的にかつ学習段階に応じて、学習できると考えられる。もっとも、今後は各科目の調整等を法科大学院全体でより組織的に取り組むことができるよう整備を図るものとする。

5 - 3 科目構成(3) <法曹倫理の開設>

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

「法曹倫理」として、実務基礎科目の中で2単位科目として開設している¹⁹³。必修科目であり4クラス開講している(既修2クラス、未修1クラス、再履修1クラス)。法曹の職業倫理のうち特に弁護士をめぐる諸問題を中心に取り上げ、事例を素材とし、関係文献の検討、討論を通じて、なぜ法曹に高い倫理性が求められているのか、法曹としての業務・行動における倫理としてどのような考慮が必要なのか、倫理が問題となる場合にどのように対処すべきか等について考え、法曹としてのマインドの養成及び法曹倫理の基礎を習得することを獲得目標としている目標としている。

授業は、実務家教員(弁護士)2名(2012年度からは3名)が共同またはオムニバス方式で進められている。裁判官や検察官の役割、職業倫理については、法務研究科教員である現職の裁判官・検察官をゲストスピーカーとして招聘し授業を開設している。

配当学年は、既修生と未修生とを分けて、既修生については1年次の前期、未修生については1年次の後期に配当としている。

(2) 特に力を入れている取り組み

2011年度以降、本学の法曹倫理教育においては、「共通的到達目標モデル(第2次案訂正案)」(以下、「コアカリキュラム」という)の内容を下記のとおり位置づけている。

本学の法曹倫理教育カリキュラムは、司法を中心とした法制度の運用を担っている法曹の役割と活動の実態を理解するとともに、事例素材を多角的観点から検討することを通じて、法曹が業務遂行において要求される倫理的な判断とその際に考慮すべき事項を修得することを到達目標としている。

コアカリキュラムは、「法曹の使命・役割と職業倫理」(第1章)、「弁護士倫理(弁護士の職務責任と規範)」(第2章)、「裁判官の倫理」(第3章)、「検察官の倫理」(第4章)に分類したうえで、各章ごとに法曹としての業務遂行に関わる到達目標項目を挙げ、それらの項目について「説明することができる」または「理解している」ことを到達目標としている。

この点、本学のカリキュラムは、シラバスに記載されているとおり上記コアカリキュラムが挙げているすべての到達目標項目を扱っている。

その上で、本学の講義では、到達目標項目を縦割りして個別的に検討するの

¹⁹³ 【A16】「法曹倫理」のシラバス参照。

<http://online-kaikou.ritsumeai.ac.jp/2012/syp/list.php?code=houka-gr&c1=2>

ではなく、実際の法曹実務に即して相互に関連させながら多様で多方向の観点から検討することをめざしている。その意味で、コアカリキュラムが挙げている項目と獲得目標は、法曹倫理のコアとして最小限必要なものではあるが、決して十分なものではない。

法曹人として必要なことは、法曹倫理に関わる事項を「説明することができる」または「理解している」ということに加えて、実務実践の場において生じる倫理的課題について「適切に、より妥当な」判断をし自らの行動を律することである。

講義は、弁護士倫理に関するテーマを多く扱うが、裁判官の倫理、検察官の倫理については現職の裁判官、検察官による実践的な倫理課題が講義される。

以上のとおり、法曹倫理の学習においては、各回の講義に先だって配布する資料を参考にして、扱うテーマに関わるコアカリキュラムが挙げている到達目標項目を関連づけながら、その倫理と責任の意味内容を深め、講義における議論・意見交換では「適切に、より妥当な」判断をするためにはどうしたらよいかを考えることを目指している。

(3) その他

本学では、最終年次（既習生2年次、未習生3年次）に臨床科目（エクスターンシップ、リーガルクリニック）を選択必修科目として配置している¹⁹⁴。これらの臨床科目の履修は、法曹倫理を履修していることを前提としており¹⁹⁵、かつ、受講に先だつガイダンス・事前研修において守秘義務を中心とした法曹倫理に関係する講義(1コマ)受講が必修とされている¹⁹⁶。

また、臨床科目の受講に際しては、弁護士事務所のみならず企業・地方自治体等における研修についても守秘義務を厳守する旨の誓約書¹⁹⁷の提出を求めている。

その他、実際の紛争事例を素材として扱っている臨床系科目においても、紛争の背景にあって対立する利害、法的な争点との関連で折に触れて法曹倫理に言及している。

2 点検・評価

法曹倫理科目の内容は、弁護士倫理を中心に裁判官・検察官の職業倫理をも対象として法曹三者の視点から実施している。また、複数の実務家教員(弁護士教員)の共同担当体制を確立しており、さらに裁判官・検察官をゲストスピーカーとして招聘して¹⁹⁸、それぞれの立場からの法曹としての生きがい、法曹倫理教

¹⁹⁴ 【A4】2012年度履修要項25頁。

¹⁹⁵ 【B34】2012年度エクスターンシップ、【B35】リーガル・クリニック、の各実施要項参照。

¹⁹⁶ 【B36】2012年6月30日実施の「2012年度守秘義務・マナー講座の実施案内」参照。

¹⁹⁷ 【A22】臨床科目の守秘義務誓約書「現地閲覧資料」及び【B37】誓約書のひな形参照。

¹⁹⁸ 【A16】法曹倫理シラバス参照。

育を実施しており、本法務研究科の法曹倫理教育には特に指摘すべき問題点はないと考えている。

3 自己評定 合

4 改善計画

社会あるところに法と道徳があると同様に、社会あるところに倫理があり、法曹倫理も時代、社会の変化の中で変遷してきている。法曹会及び法曹人も社会の倫理的变化に対して適切に応えていくことが求められており、このことは法曹倫理教育においても十分に留意すべきことである。今後の法曹教育においては、「～してはならない」式の保守的ないし消極的な倫理規範を遵守する法曹倫理教育に傾斜することなく、基本的人権の擁護、社会的正義の実現という法曹倫理の積極的な観点を組み入れた教材選択などに取り組んでいくことがさらなる課題である。

5 - 4 履修（1）<履修選択指導等>

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

必修単位数と受講登録上限単位数の関係で、1年次及び2年次には選択の余地はあまり大きくなく、カリキュラムの設定に履修選択のあり方を反映させている¹⁹⁹。

まず未修者を対象とする未修1年次生には、法律基本科目の講義を学習の中心に据えて、実務基礎科目であるリーガルリサーチ&ライティング及び法曹倫理を学び、2年次生では法律基本科目の演習および行政法の講義を中心として、その応用力を高めることが必要である。実務基礎科目として、「要件事実と事実認定」を配当している。そして3年次生では、公法、民事法、刑事法の実務総合演習によって従来の各科目ごとに学習していた内容を法実務に適合するよう、さまざまな局面で多角的に検討して応用力を高める。いわば法科大学院での学習の集大成としての位置づけを与えている。あわせて実務基礎科目の中の臨床系科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニック・で学習成果を検証させている。

学生が目指す様々な法曹に対応するため、先端・展開科目のパックのなかから、主として2年次以降に段階的に履修するように指導している²⁰⁰。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

履修指導については、新入生に対しては、入学前ガイダンス²⁰¹においても種々の相談に応じている。

4月に実施されるオリエンテーションで教員および事務職員から履修に関する説明、指導が行われる²⁰²。この際に履修の仕組み、科目の内容について履修要項が配布される。オリエンテーション期には、法律基本科目の講義科目、演習、実務総合演習、要件事実と事実認定などのカリキュラムの全体的な説明のほか、各科目のカリキュラム上の位置づけ、到達目標、授業方法についても説明し、開講に備えてこれらの内容が周知徹底されるように配慮している。また、法科

¹⁹⁹ 【A4】2012年度履修要項56-57頁参照。

²⁰⁰ 段階的学習については、【A2】2013年度法科大学院パンフレット11頁参照。

²⁰¹ 【B11】2011年10月16日実施の「入学前ガイダンスの案内」参照。

²⁰² 【A17】履修科目選択に関するオリエンテーション資料参照

大学院での学習の総括ともなる実務総合演習や体系的な履修が望まれる先端展開科目については、特別に該当学生を対象としたガイダンスを実施している。

なお、履修モデルをホームページで公開し²⁰³、法科大学院パンフレットにも記載している²⁰⁴。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

本法科大学院では、クラス担任制²⁰⁵を採用し、担任教員に開講時に履修等に関して学生から口頭やメールで質問が寄せられることもあるが、履修選択の指導については、学生から事務室の窓口で相談されることが多い。

ウ 情報提供

入学前のガイダンスで、本法科大学院の0B・0Gの弁護士による体験談を組み込んでいる²⁰⁶。

エ その他

その他の記載すべき取組はない。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

2011年度を受講登録状況を見ると、選択科目については、年々差は少なくなっているが、それでも受講登録者数にかなりの差が見られる²⁰⁷。英米法、EU法、アジア法、外国法務演習、涉外弁護士実務、保険法、金融法務演習、経済法務演習・、知的財産法務・、知的財産法務演習、少年法、国際人権法務、刑事法務演習、国際関係公法・、国際関係公法演習、国際関係私法演習、家事法務・、家事法務演習、消費者法務演習などは受講生数が1桁の科目である。これに対して、公共法務・、家事法務・のように70名以上の受講生を抱える科目がある(2011年度受講登録一覧表参照)。また、2012年度においては、前期の段階であるが、やはり上記と同様の科目で受講生が少なく、消費者法務演習は受講者が0であった。また、金融法や公共法務・の受講生が70名を超えている。

イ 検証等

教務委員会で検討し²⁰⁸、教授会で報告している²⁰⁹。アに記した学生の選択の

²⁰³ <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/model.htm>

²⁰⁴ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット13~15頁。

²⁰⁵ 【A4】2012年度履修要項29頁参照。

²⁰⁶ 【B12】2012年3月10日実施の入学前ガイダンス資料参照。

²⁰⁷ 【A19】2011年度受講登録者一覧参照。

²⁰⁸ 【A6】2012年第2回、第3回教務委員会議題の2012年度前期受講登録者数により検討。

²⁰⁹ 【A6】2012年度第4回法科大学院教授会議事録3頁。

偏りがみられる。しかし、これは、法律基本科目以外の科目においては、学生の将来の法曹として獲得したい専門性の選好や興味関心の結果であって、学生の履修希望をできるだけ尊重し、受講者数を授業に差し支えない範囲であることは担当者が確認しており、特段問題はないと考えている。

もっとも、学生の科目選択の自由を保障しつつも、他方で、仮に、司法試験合格に関心が集中し、法科大学院においても履修しやすい科目を選択するような、法科大学院における学習のあり方に問題を投げかけていると思われる事態が認められれば、これに対しては、時間割編成上の工夫や履修指導の一層の強化によって対処していきたい。

(4) 特に力を入れている取り組み

学生数が多数になる授業については、複数に分割して適切な受講者数を維持している(公共法務、コーポレートロー先端演習²¹⁰)。

また、エクスターンシップ等の実習を含む科目²¹¹や外国法務演習²¹²のように通常の科目と異なる科目においては、授業とは別に、履修のための説明会を開催している。

(5) その他

特に記載すべきことはない。

2 点検・評価

学生が履修科目の選択を適切に行うことができるための取組がなされている。ただ、受講状況にはややばらつきが見られ、司法試験を意識した履修状況が見られる。

3 自己評定

B

4 改善計画

学生がバランスを欠いた履修を行わないよう、学生の科目選択の自由を保障しつつ、時間割編成上の工夫や履修指導によって対処する。

²¹⁰【A19】2011年度、2012年度履修登録者一覧表参照。

²¹¹【B38】2011年11月8日に実施した「2012年度エクスターンシップ・リーガル・クリニック選択希望説明会・2011年度エクスターンシップ・リーガル・クリニック体験報告会の実施について」参照。

²¹²【A17】2012年度外国法務演習(ワシントンセミナー)及び京都セミナーの各オリエンテーション資料参照。

5-5 履修(2) <履修登録の上限>

(評価基準)履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

科目登録の上限は、2012 年度より、未修者の 1 年次 37 単位、同 2 年次 36 単位、同 3 年次 44 単位であり、既修者は 1 年次 36 単位、2 年次 44 単位である²¹³。修了には総計 104 単位以上を修得しなければならない。法務研究科則第 8 条²¹⁴でこれを明記している。カリキュラム自体において、前後期開講科目を適切に示しているため、学期ごとの上限は設けていない。

授業時間は 90 分であり 15 週の授業回数で 2 単位である²¹⁵。休講があった場合には、必ず補講を課している²¹⁶ (事前に休講することが明らかな場合には、補講日程を確定した上、休講通知をするようにしている)。

2010 年度より、未修者の 1 年次について科目登録の上限を 42 単位としていた²¹⁷。これは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」(平成 21 年 4 月 17 日)の中では、特に、法学未修者 1 年次(L1)における基礎的な学修の確保を図る観点から、当該年次の法律基本科目の単位数を 6 単位程度増加させることを容認する方向性が打ち出されたので、本法科大学院としても、これを受け、6 単位増加させたことにともなうものである²¹⁸。具体的には、各未修 1 年次配当の法律基本科目につき、公法科目につき 1 単位増加(後期)(4 単位 5 単位)、商法につき 2 単位増加(前期)(4 単位 6 単位)、民事訴訟法につき 1 単位増加(後期)(2 単位 3 単位)、刑法につき 2 単位増加(後期)(4 単位 6 単位)させたものである。しかし、2012 年度入試より、既修者の入試科目から刑事訴訟法と民事訴訟法をはずしたため、これらの科目を未修者 2 年次に配当することとし、未修者の 1 年次については刑事訴訟法 2 単位(後期)、民事訴訟法 3 単位(後期)の計 5 単位が減少することとなり、2012 年度から 37 単位を上限とすることとした²¹⁹。前期には、未修者の 1 年次基本的な科目をおき、段階的に履修できるようにし、学生の自学自習にも配慮している。なお、外国法務演習と京都セミナーについては 2 単位を上限として、履修の上限を超えることが認められてい

²¹³ 【A4】2012 年度履修要項 25 頁。

²¹⁴ 【A5】立命館大学大学院法務研究科研究科則 8 条

²¹⁵ 【A4】2012 年度履修要項 9 頁。

²¹⁶ 【A4】2012 年度履修要項 10 頁。

²¹⁷ 【A4】2012 年度履修要項 37 頁。

²¹⁸ このカリキュラム改革については、【A30】2009 年度法科大学院自己評価報告書 4 頁参照。

²¹⁹ 【A4】2012 年度履修要項 25 頁。

る²²⁰。これらの科目が、それぞれ、夏期休暇や春期休暇に行われる科目であり、他の科目と重ならず、また、地球市民法曹の養成という本研究科の理念に照らし履修の促進が必要であり、さらに、内容的にも他の科目と異なることから、特別な形態で開講されていることによるものである。したがって、学生の自習を阻害するものではない。

2011年度入学の未修者1回生については、法律基本科目6単位増の措置から受講登録は42単位の登録となっている²²¹。また、未修者1回生2名、既修者2回生1名、既修者1回生6名については、登録制限除外の利用により外国法務演習もしくは現代法務特殊講義（京都セミナー）を登録制限を超えて受講していた²²²。

（2）無単位科目等

本法科大学院には対応する科目はない。

（3）補習

休講に伴う補講以外は授業そのものの補習は行われていない。ただし、試験の講評について授業期間外に行われる例も見られる（公共法務。回数は1回で参加は任意）。その他、質問の回答等のために授業時間外で時間を設定し説明の機会を設けている科目が見られる（税法務演習。回数は1回で参加は任意）。

（4）特に力を入れている取り組み

特に力を入れている取組として記載すべきものはない。

（5）その他

その他記載すべきものはない。

2 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準としている。

3 自己評定

合

履修登録の上限については、法令基準等に準拠して法務研究科則でこれを定め、厳格に遵守している。

4 改善計画

²²⁰ 【A4】2012年度履修要項28頁。

²²¹ 【A4】2012年度履修要項31頁。

²²² 【A4】2012年度履修要項34頁。

改善計画はない。今後とも、上記のような適切な履修を図るよう配慮する。

第6分野 授業

6-1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 現状

(1) 授業計画・準備

本法科大学院では、各科目の担当者の調整を経て、前年度の1月にシラバス原稿の提出を求める。同原稿は、法科大学院執行部によるシラバス点検を経て、必要な項目の脱落等がないかを確認した上で、修正を加え、前年度の3月末に大学HP上で公開している²²³。シラバスで提供されている情報は、授業の概要、到達目標、受講に際して履修しておくことが望ましい科目、授業計画と15週分のテーマと必要に応じてキーワード、授業方法、教科書・参考書、参考となるWebサイト、成績評価方法などである。法科大学院のシラバスにおいては、各科目の到達すべき目標として、各科目の最低限修得すべき内容を明示するように求められている。

シラバスが学生の科目の登録にとって不可欠な情報を提供するものであり、さらに学習の準備の目安を立て、獲得目標を知り、さらには成績評価の基準を知ることができ、それに対する準備を万全なものとするのに必要である。他方で担当者にとってみれば、担当科目の内容を事前に開示することで、学生に対して学習を具体的に準備させることができ、教育効果を上げるという意義を有している。したがって、基本的にシラバス内容と実際の授業の内容とが乖離することはない。しかしながら、双方向的な授業が行われることによるタイムスケジュール管理の困難さもあり、授業時間内にシラバスで予定されていた内容の一部が終わりきらず次回の授業に積み残されるというケースはいくつかの授業で見られる。

また、本法科大学院では、シラバスに挙げた情報以上の詳細な情報は、法科大学院教育支援システム(LET=Lawschool Educational Tool)²²⁴において案内している。

(2) 教材・参考図書

各科目の使用教科書や参考文献については、シラバスに記載がある。本法科大学院の各担当者は各年次の到達目標にふさわしいテキストや教材を使用す

²²³ なお、大学全体の方針により、紙媒体によるシラバスの提供はない。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm>

²²⁴ 【A4】2012年度履修要項29頁。

るように工夫している。多くの科目では、市販の教科書等をそのまま使用するのではなく、担当者が法科大学院の教育にふさわしい教材を独自に開発し、または市販のテキストに加えて、あるいはまったく独自のレジュメや講義資料を追加的に配付している。こうした教材については、実際に講義で使用する前の週に、あるいは遅くとも数日前には学生の手許に届くようにしている。各授業で担当教員が事前に配付する資料については、配布の方法にも工夫されている。LET 上の講義内容にレジュメを添付して、学生が各自プリントアウトする（あるいは、パソコン上にダウンロードする）とか、事務室で印刷の上で棚に配置して学生に入手させる方法などである。当該授業で利用する資料は、事務室で印刷して配布することを原則としている。また事務室で印刷する場合には、基本的に原紙を事務室で保存している。

担当教員が用意する教材には、法科大学院の科目にふさわしいように工夫が凝らされているものが多い。新しい注目判例や解説記事、新しい統計データなどの追加配布のほか、具体例を挙げれば、会社の実務を提示するときには IR 情報を提示する（コーポレートロー先端演習）授業も見られる。また、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを利用した授業も少なくない（憲法 A、行政法 A、民法演習等。ただし、担当者によって違いがある）。講義室、演習室ともに教卓にパソコンが内蔵され、プロジェクター又はプラズマディスプレイに接続されているので AV 機器も用いることができる。また、教材提示装置も別途設置されている。

また、刑法 A のようにレジュメに当該科目の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」（以下では、「共通的な到達目標」と呼ぶこともある）との関係を明示している例も見られる。

各科目で定められた、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を前提とする教材であり、また、双方向教育を可能とするものであることを求めている。各教材や授業内容と「共通的な到達目標」については、各科目において示されている。第 1 回の授業で「共通的な到達目標」を配布して説明する場合や各授業ごとのレジュメで「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を明示する等である。

（3）教育支援システム

上でも述べたように、本法科大学院では法科大学院独自の教育システムである LET を利用して、シラバスよりも詳細な予習課題やレジュメを授業前に配布し、あるいは、判例等の各種資料を学生に提示することができるようになっていく。LET 上の情報は大学だけではなく、受講生が自宅からアクセスすることも可能である。

しかしながら、利用度については、科目による差異が見られ、一部の科目では、担当者による違いが見られる。第 1 に、ペーパーベースで資料を提示するため、

LET 上には情報を特に掲載していない科目で、法学未修者の講義科目に多い(法律基本科目で、前期科目は 2012 年度で後期科目は 2011 年度。以下同じ。前期科目であれば、民法、商法。後期科目であれば、民法)。第 2 に、LET 上には項目等シラバスをこえない情報のみ掲載している科目(前期科目であれば、民法)。第 3 に、詳細なレジユメを掲示している科目(前期科目であれば、刑法 A、憲法 A、行政法、行政法 A、民法演習、商法演習、民事訴訟法 A、刑事訴訟法)。後期科目であれば、民法、民法、民法演習、商法演習、刑法、刑法演習、憲法 B、憲法演習、行政法演習、民事訴訟法演習)が見られる。その他、レポートの提出にのみ使用する科目(例えば、刑事法務)も見られる。

さらに、科目によっては、復習のために授業後に様々な資料を LET 上に提示する例も見られる。具体的には、授業時に使用したプレゼンテーションソフトによる資料を LET 上に提示する科目(例えば、憲法 A、行政法 A)復習課題を提示する科目(例えば刑事訴訟法)が見られる。

また、LET 上では学生に知識の確認を行うために簡単なテストを行い結果を集計する機能があるが、数は少ないものの、そのような機能を利用して学生の復習に役立てている科目も見られる(具体例として、憲法 A、行政法)。

(4) 予習教材等の配布

予習教材を事前に学生に配布することは、学生の自学自習を促し、また、授業の理解度を高めるために必要なことであり、本法科大学院では、予習教材は、殆どの講義で(時期や手法の違いはあるが)事前に提示されている。予習教材については、第 1 に、LET 上に予習教材を提示している授業が多い。提示の時期には各科目により違いがあり、学期開始時に予習教材を LET 上に提示している科目(例えば、刑法演習、商法演習、民事訴訟法演習)授業当日の 2 週間あるいは 1 週間前くらい前までに LET 上に詳細な予習教材やレジユメを提示する科目(例えば、行政法 A、行政法演習、刑事訴訟法、憲法 A、憲法演習、民法演習、等多数)が見られる。第 2 に、ペーパーベースで予習教材を学生に配布している授業や、学期当初に教材をペーパーベースで配布する科目(例えば、公法実務総合演習、民法。2 回に分けて配布する現代法理論)また、授業時に次回分のレジユメを配布する科目もある(例えば、民法、環境法務演習、法曹倫理)。第 3 にその他の形態が見られ、テキストを指定し該当箇所を予習するよう指示する科目もある。

(5) 授業の実施

法律基本科目の各分野の詳細は以下に記述するが、全科目に関する点を全体的にまとめる²²⁵。

²²⁵ 【A1】各教員の個人調書【A15】教員による担当科目の授業の自己点検報告書参照。

ア 教育内容

法律基本科目や他の分野の科目でも、「共通的な到達目標」を踏まえた、法曹養成教育として相応しい内容の授業が実施されている（各科目の記載参照）。また、科目の特性や教育目標に応じて、適切な履修者数を確保している。法律基本科目であれば、講義科目はすべての授業が50名以下の受講生であり、演習科目は6クラスに分かれており適切な人数となっている。一部の授業で多くの登録者が見られるものもあり、先端・展開科目においては70名に達する科目もあるが、授業実施上は支障がない。受講生が多い場合には分割開講することもある。

イ 授業の仕方

各授業において、双方向・多方向の授業を行っている。活発な多方向の授業を行うことができているかどうかについては、各科目により異なる。

ウ 学生の理解度の確認

学生の理解度の確認は、レポートの提出やミニテストの実施、学期中間での中間的な学力検証の実施が行われている。科目によっては、LET上の授業確認テストが活用されている。中間学力検証やミニテストの結果は添削あるいはコメントを付すなどして学生に返却されている。

エ 授業後のフォロー

授業後のフォローはオフィスアワー等の体制は整っている。授業後の質問は活発に行われているが、オフィスアワーの利用はそれほど活発ではない。また、メールによる質問の受付も行われている科目もある。

オ 出席の確認

出欠の確認は出欠カードや座席表により、あるいは小テストの実施により、各授業で適切に行われている。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

映像を利用した授業はあまり見られないが、プレゼンテーションソフトを利用した授業はいくつか見られる。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

法律基本科目においては、「共通的な到達目標」を踏まえた積み上げ学習が行われており、対象学年にふさわしい内容となっている。

実務基礎科目、基礎・隣接科目、先端・展開科目においても、対象学年にふさわしい内容となるよう工夫されている。例えば、実務基礎科目の民事法実務総合演習、公法実務総合演習、刑事法実務総合演習では、最終学年に担当されてい

る科目ということもあり、各分野の学習を総合できる科目となるよう配慮されている。

以上のように、おおむねすべての授業で適切な実施がなされている。以下では、法律基本科目につき具体的な内容を詳述する²²⁶。

(1) 憲法

憲法 A (3 単位)・憲法 B (1 単位)

(ア) 教育内容

憲法 A・B は未修者の第 1 年次生指定の科目であり、憲法 A (3 単位) では「憲法総論・人権論」を対象とし、憲法 B (1 単位) では統治機構を対象とし、「できる限り、歴史的及び比較法的視点を与えることに留意して」行われる講義である(シラバス参照)。体系的な知識を修得することを到達目標としているが、事例を取り入れるなど実例との関係にも配慮している。

(イ) 授業の仕方

事前にテキスト指定部分、判例などの資料を読ませておき、提示した問題について予習した上で授業に臨ませ、双方向的な手法を取り入れた講義をパワーポイントも利用しながら実施している。予習課題については、事前に LET に掲載している。

(ウ) 学生の理解度の確認

憲法 A では、レポートを 2 回、到達度確認のための小テストを 3 回実施、憲法 B では、到達度確認のための小テストを 1 回実施して、学生の理解度を確認している。

(エ) 授業後のフォロー

授業に対する質問を授業後とオフィスアワーにおいて受けるようにしている。また、復習用に LET 上に「検討問題」を提示することにより、学生の復習を促進している。さらに、LET 上に授業に対応する法学検定問題を指定し、復習しておくよう指示した上で、法学検定試験問題を元とした到達度確認テスト実施している。レポート課題を 2 回出し、添削して返却している。

(オ) 出席の確認

毎回、出席表により、出席を確認している。

²²⁶ 【A1】各教員の個人調書、【A15】教員による担当科目の授業の自己点検報告書参照。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫
パワーポイントを利用して授業を行っている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫
未修1年次の授業なので、基本的な事項を中心としており、授業のレベル設定は、対象学年にふさわしいものとなっている。

憲法演習(2単位)

(ア) 教育内容

憲法の人権領域を中心に、訴訟の場を念頭において最高裁判決を中心に扱いながら違憲審査の基準論について検討する。憲法訴訟での憲法上の争点について主張し、反論する力を習得することを到達目標としている(シラバス参照。6クラス開講し、すべて同一内容である)。事前に検討対象の判決、参考文献及び設問を配布して検討させ、予習課題やそのポイントを提示している。6クラス開講しているので、1クラスは、20人以下となっている。

(イ) 授業の仕方
学生の予習を前提として、双方向的な授業を実施している。

(ウ) 学生の理解度の確認
レポートを2回(さらに今年度からは到達度確認のための小テストを1回)実施して、学生の理解度を確認している。

(エ) 授業後のフォロー
先に指摘したとおり、演習で使用する判例・参考文献が事前に印刷配布され、その中に設問が指示されているので、復習する際にも学習の方向性が示されている。演習は受講生に対して質問しつつ進行するので、受講生の疑問や質問にも即時に対応し、必要となる学習内容を適時に指示している。提出したレポートは添削して返却している。

(オ) 出席の確認
毎回、出席表により、出席を確認している。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫
いくつかのクラスでは、パワーポイントを利用した説明がなされている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫
未修2年次、既修1年次の配当であることから、基礎的な事項の確認をしつ

つ、違憲審査の基準を中心に検討している。憲法訴訟にかかわる発展的な問題は、先端展開科目で扱うこととしているので、授業のレベル設定は、対象学年にふさわしいものとなっているといえる。

(2) 行政法

本法科大学院の行政法科目については、現在では、行政法（未修1年目前期）、行政法A（未修2年目、既修1年目前期）、行政法演習（未修2年目、既修1年目後期）の3つの科目と、後述するように、再履修者のみを対象とする行政法がある。

行政法科目は2008年度より実施の入試科目及びカリキュラム改革により、それまで開講されていた、「行政法」という名称の科目が行政法と行政法に分割され、同じく2007年度まで開講されていた「行政救済法」が行政法演習として少人数科目に再編成された。その後、2010年度実施の法律基本科目のカリキュラム改正により、同年度に入学した学生から、行政法は廃止され、行政法Aとして再編成された。シラバスには、2011年度以降も行政法は記載されているが、再履修者対象の科目であり、2010年度以降の入学者は行政法を受講していない。

以下では各行政法科目毎に、記述する。

行政法

(ア) 教育内容

本講義は、法学未修者の1年目の学生を対象とする科目であり、初学者を対象とする科目であることから、行政法の基本的な概念や行政法に特有な様々の行為形式、そして、行政活動を規制する実体的な法規制などの基本的な知識を身につけることを目的とする。具体的には、行政法の基本概念（法治主義等）と主要な行為形式（行政行為、行政立法、行政指導、行政調査、行政強制等）と行政手続法の基礎的な知識を取得することを目的とする。このようことを基本的な判例等の学習を通じて学習するよう配慮している。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問については、すべて事前にLET上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、双方向的な授業を行っている。

また、最低限習得すべき目標と各講義についての関連は、第1回の講義で資料を配付し説明している。

(ウ) 学生の理解度の確認

双方向の質疑による理解度の確認の他に、各回のレジюмеの最後にはやや基

礎知識の必要な問題を「復習問題」として掲載している。復習問題については次の回の講義冒頭で解説する。

1 単位であり 8 回の講義であるが、開講期間の後半に小テストを 1 度実施し（一部記述式問題を含む）、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。

（エ） 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による機会の他、LET 上で項目別に復習のための法学検定の択一式問題を提供し、学生がこれらの問題を解くことによって、到達度を自己検証できるようにしている。なお、これらの点数は教員も把握できるため理解度をチェックする上でも参考となる。

（オ） 出席の確認

授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

（カ） 授業内の特徴的・具体的な工夫

パワーポイント利用したプレゼンテーションソフトを利用した授業を行っている。スライド上でもレジュメにおいても図表を多用し、学生の整理を助ける工夫を行っている。使用したスライドはすべて LET 上に講義後アップロードしている。

（キ） 対象学年にふさわしい授業の工夫

法学未修者 1 年目の前期の講義と言うこともあり、授業用レジュメに記載している問題は、複雑な事例問題を挙げず、一部穴埋めや択一型のものを含めいている。また、個別法の参照についても最小限に限定するよう配慮している。

行政法 A

（ア） 教育内容

本講義は、法学未修者 2 年目と法学既修者 1 年目を対象とする講義であり、行政法 Ⅰでは触れられていない、行政組織法の基本的な分野と行政作用法のうち、応用的な部分を取り上げる。判例等を使った演習型の教材を使用し、個別法を解釈して、行政活動の適法性を受講生が自ら検討することができる能力を身につけることができるよう配慮している。

また、行政不服審査法を中心に、行政救済法の基礎的なしくみの理解も目的とする。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前に LET 上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、双方向的な授業を行っている。本講義では個別法解釈が重要であるため、個別法の解釈についても一定の資料を示すなどして、理解の充実を図るようにしている。

また、最低限習得すべき目標と各講義についての関連は第 1 回の講義で資料を配付し説明している。

(ウ) 学生の理解度の確認

双方向の質疑による理解度の確認の他に、各回のレジюмеの最後にはやや基礎知識の必要な、時間をかけて検討すべき問題を「復習問題」として掲載している。復習問題については次の回の講義冒頭で解説する。

第 10 回の講義においては、中間到達度検証として論述型の小テストを行い、解説も行う。小テストの答案については、採点しコメントを付して学生に返却している。また、講義のはじめに、5 分間程度の短答型の小テストも複数回実施し、学生の理解度を確認している。短答型の小テストについても、採点后点数を付けて学生に返却している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。

(オ) 出席の確認

小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている（小テストは学生に返却するがすべてコピーが保存されている）。

小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

パワーポイント利用したプレゼンテーションソフトを利用した授業を行っている。スライド上でもレジюмеにおいても図表を多用し、学生の整理を助ける工夫を行っている。使用したスライドはすべて LET 上に講義後アップロードしている。

行政法の基本的な知識を個別法の解釈において適用する能力を身につけるため、判例や判例を素材とした事例型の問題を使い、かつ、個別法の条文を学生が確認しつつ検討を行うよう配慮している。教材では、個別法の条文や施行令レベルのものや要綱についても参照できるよう配慮している。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

行政法の基礎知識に基づき、個別法を解釈することができる能力を身につけるため適切な講義となるよう配慮している。

また、詳細は後期配当の行政法演習で扱うが、行政救済法の基礎知識についても、本講義で扱っており、個別法の解釈と救済手段について関連づけて考えることができるよう配慮している。

行政法演習

(ア) 教育内容

本講義は、法学未修者2年目と法学既修者1年目を対象とする講義であり、行政の行為形式等の基本的な理解を有していることを前提として、行政に関わる争訟を中心とした基本的な知識を身につけ、さらに、具体的な事例を使った教材に基づき、演習形式を取り入れた講義で、身につけた知識の運用ができるようになることを目的とする。すなわち、事実と個別法の条文、さらに、行政法上の知識に基づいて、学生自らが適切な法的救済手段の検討ができる能力を身につけるための科目である。

いわゆる行政救済法の主要分野とされる行政争訟と国家補償といった行政救済法全般を扱うが、行政法Aで主として取り扱われる行政不服審査については訴訟との関係でのみ扱う。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前にLET上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、少人数の双方向的な授業を行っている。LET上で示した主要な設問は、その多くが、ケースブックに掲載されている実際の判例をモデルとした事例型の教材であり、これらを事前に予習し、演習で、双方向的なやりとりを行うことで、具体的な事案の検討能力を身につけることを目的としている。

(ウ) 学生の理解度の確認

本講義では、初回を除いて、毎回はじめに小テストを行う(択一型の小テスト13回、論述型の小テスト1回)。択一型の小テストについては5分間で行い、採点後点数を付けて学生に返却している。試験範囲は毎回の予習すべき内容としてLET上のレジюмеで示した判例等である。記述型の小テストは1回のみだが採点しコメントを付して学生に返却している。

双方向の質疑による理解度の確認の他に、各回のレジюмеの最後にはやや長い論述式教材を「復習問題」として掲載している。復習問題については次の回の講義冒頭で解説する。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。

(オ) 出席の確認

小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている（小テストは学生に返却するがすべてコピーが保存されている）。

小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

パワーポイント利用したプレゼンテーションソフトを利用した授業を行っている。スライド上でもレジюмеにおいても図表を使い、学生の整理を助ける工夫を行っている。使用したスライドはすべて LET 上に講義後アップロードしている。

質疑応答においては、学生が自ら適切な救済手段を検討できるよう配慮している。例えば、判例がモデルとなっている教材でも判例と同じ結論が導ければそれでよいとするわけではなく、いくつかの前提を変えることで複数の結論を導きそれぞれの妥当性を検討することを求めるようにしている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

教材や復習問題に利用されている教材は、行政法 や行政法 A の教材よりも個別法や参照条文（法令や要綱を含む）の記載された複雑なものを多くしている。特に開講期間の後半になるほど複雑なものとしている。これらはより実務的な事例に学生が対応する能力を身につけるためである。

行政法

(ア) 教育内容

行政法総論分野のうち、行政裁量や行政手続等の応用的な部分を取り上げ、個別法を解釈するための知識と手法を講義する科目である。特に本講義では、行政法の基礎的知識に応じて、個別法と個別事例による行政活動の適法性の判断を学生が自らできる能力を身につけることを重視している。

なお、本講義は再履修者向けの科目であり、受講生は少人数である。

(イ) 授業の仕方

再履修向けの科目であり、また、少人数でもあるため、第 1 に、基礎的な知識の確認（短答型教材を使用）第 2 に、再履修者の多くが、不得手とする、具体的な事案の検討（記述型教材を使用）という内容で行っている。

(ウ) 学生の理解度の確認

上で見たような教材を双方向的にあるいは、事例問題の検討を整理したものをチェックするといった方法で理解度の確認を行っている。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による。また、少人数の科目であるため、授業時間内でのフォローも行っている。

(オ) 出席の確認

授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

演習教材の多用と、受講生数が少ないことによる、この学生への指導をおこなっている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

再履修者の学力に対応し、基礎知識の確認と応用力を付ける授業を行っている。

(3) 民法

民法 ~

(ア) 教育内容

未修の法律基本科目であり、法律学について全く知識がない者でもスムーズに入れるよう、科目配置を工夫している。各科目は、到達度として要求される必要な条文、制度、判例、学説に関する知識を網羅している。

また、実務と理論の架橋の点では、設例をできるだけ取り上げ、具体的に考えられるよう工夫し、重要判例は事実関係の概略も含めて解説する等、未修1年の科目であるがゆえに、現実が発生する事件に関心を持たせることを心がけている。

(イ) 授業の仕方

伝えるべき知識量が多いため、授業は講義型である。その中で、質問を投げかけて考える時間や調べる時間を少しとったり、指名して質問に答えさせる等、講義が一方的説明だけで終わらないよう、適度に緊張感を保てるよう工夫はしているが、双方向的・多方向的なものとはまでは言えない。多方向・双方向という形式を徹底すれば未修において教育効果が上がるとは必ずしも考えていない。そのなかで、民法のような、レジュメに授業で解答を求める質問と自習用の

質問を区別してあらかじめ提示しておくなど、種々の方法の担当者間での共有化は心がけている。

(ウ) 学生の理解度の確認

中間到達度検証のほか小レポート、小テスト等を組み合わせて、理解度の確認をしている。

また、成績評価に関わらない形で復習課題や過年度の到達度検証問題、定期試験問題のレポートを奨励し、提出された場合にはコメント等を付して返却することにより、担当教員が学生の到達度を把握するとともに、受講者にも学習上の問題点を自覚させている。

民法 では4回に1回程度、確認の小テストを行っている。民法 では、2012年度から、2回に1回程度小テストを実施し、到達度を確認するほか、誤解答が多い問題に対しては授業内で説明をし直す等の対応をしている。民法 では、復習課題を毎回出し、任意でレポート提出されれば(毎回半数程度の提出がある)コメントを付して返却している。前期の未修科目では、法律文章や論文の構成に悩む学生も少なくなく、この問題への対応ともなっている。

(エ) 授業後のフォロー

授業後には出来る限りその都度質問に応じることとし、授業の終わりには質問に来るよう促すなどの工夫をしている。また、練習問題を出題したり、過去の中間到達度検証、定期試験問題等の提出が行われれば、添削して返却を行う等している。

(オ) 出席の確認

民法 ~ は全て座席指定されており、担当者は座席表を持っている。受講者数も40名程度であり、それで空席を確認することによって出席確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

民法 では、ウに記載のとおり、小テストを利用して着実な力の涵養に取り組んでいる。

(キ) 対象学年に相応しい授業の工夫

全科目が未修 年次配当であり、基本的な条文、制度、判例の知識を体系的に教えることを目標にしており、この間の毎年の内容の見直しによって、より相応しい内容のものになってきていると考えている。

民法演習 ・

(ア) 教育内容

民法を一通り学び、L1 配当の民法 ~ の知識は有していることを前提に、事案の分析、法律問題の発見、法律解釈と妥当な結論の導出ができるよう設問や判例の選択を工夫している。

設問の回では、やや論点を多く含むものとし、判例を素材とする回では、特に事実関係の丁寧な分析、他の類似事案との対比、結論の妥当性の検討を重視している。

(イ) 授業の仕方

民法演習、ともに2010年度から6クラス化し、1クラス20~25人程度となり、より丁寧な指導が可能になった。

また、当初から数年間は、学生の報告と質疑という方法をとっていたが、この間の授業経験と、L2、S1の学生実態を踏まえてFDや担当者会議で議論を重ね、現在では学生が予習してきた内容を報告し、それに基づき質疑するスタイルはとっていない。全員が予習していることを前提に、教員が質問し、学生が解答する、随時学生の方からも質問をする方法によっている。

多方向の議論にはほとんどならないという欠点もあるが、現状ではもっとも教育効果が期待できる方法と考えている。

また、当初は前期4単位科目であったが、2007年度から民法演習、各2単位通年化に変更したため、前期4単位科目時に行っていた後期の民法演習フォローアップは現在は実施していない。

(ウ) 学生の理解度の確認

演習の人数規模が20~25人であるため、1回の授業で1回以上の指名が可能であり、予習の程度やその学生が有している知見の程度はそれによって確認できる。

また、成績評価に当たっては、中間到達度検証を各クラスで行うほか、小レポート等を適宜課して到達度を確認している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後には出来る限りその都度質問に応じることとし、授業の終わりには質問に来るよう促すなどの工夫をしている。

また、練習問題を出題したり、過去の中間到達度検証、定期試験問題等の提出が行われれば、添削して返却を行っている。

(オ) 出席の確認

民法演習、は座席指定されており、担当者は座席表を持っている。それで確認することによって出席確認を十分行える。担当者によっては意見・質問票

を兼ねて出席カードを配布し、提出を求めていることもある。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

事実関係の分析は、板書によっているが、担当者によってはパワーポイントを利用して授業進行をしている。パワーポイントを用いることにより、どのような効果が得られるかについては、担当者会議やFDフォーラムを通じて共有化しているが、現在の所、全クラスで統一的に導入する等の判断はない。

(キ) 対象学年に相応しい授業の工夫

上記のように、事案の分析と条文の適用力を中心としているが、テーマに応じ、前提知識の確認にやや多めの時間配分を行ったり、他方特定当事者の視点からの主張を検討させるなど、最終学年の民法法実務総合演習に接続できるように工夫している。

(4) 商法

商法 . . .

(ア) 教育内容

未修者1年次を対象とする法律基本科目(商法)としては、会社法中の総論・株式・機関を内容とする商法(2単位)、商法総則・手形小切手法・商行為法を内容とする商法(2単位)、会社法中の設立・ファイナンス(新株発行・新株予約権・社債)・計算・組織再編を内容とする商法(2単位)を置いている(合計6単位)。この中で、商法は前期科目であり、商法および商法は後期科目である。なお、この中で、商法は、未修1年次の法律基本科目の6単位増加が図られた2010年度から、その一環として、新設された科目である。この商法の新設により、従来手薄であった会社法中の組織再編等の分野における教育を格段に充実させることが可能となった。これらの科目では、未修1年次の者が、次年度に、既修者とともにクラス編成される商法演習の演習に十分に耐えられるように、徹底した基礎知識の習得を図ることを教育目標としている。特に、共通到達目標が設定される中では、当該目標を開講時に配布・徹底するとともに、毎回の授業においても、当該目標を意識させるべく質問を行う等の取り組みが実施されている。

各科目とも1クラスであるが、その受講者数は、50名を下回っており、また定員数削減の効果等もあり、年々その数は低下している。商法については、共通の標準的なテキスト(神田秀樹『会社法』)を基本書として指定し、毎回、シラバス記載の通りの進行がなされるとともに、前期・後期の教育内容の連続性が確保されている。また、特に商法(後期)では、予習・復習を前提に、毎回口頭でアトランダムに指名する確認テストが実施されており、緊張感溢れる授業内容となっている。商法については、スタンダードな基本書とそれを

補うレジュメに基づき、ポイントの理解を確実に達成する授業運営が確保されている。

直近2年度の院生からの授業評価は、3科目とも、満足な水準にある。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で達成されるべき目標は、シラバスで明示されている。未修1年次を対象とする授業であるため、基本的には講義形式を採っているが、商法については、その新設時より、また、商法 については、2012年度前期より、毎回、前回の授業範囲につき、アトランダムに指名する形での確認テストが実施されており（毎回10～20問程度）、それを通じ、双方向の議論がなされている。また、商法 についても、授業中に適宜、教員からの質問がなされている。

(ウ) 学生の理解度の確認

毎回の授業時の確認テストや、アトランダムな質問、あるいは、中間確認検証を通じて、学生の理解度が確認されている。

(エ) 授業後のフォロー

各教員とも、オフィスアワーや、授業終了後の時間を活用し、学生の質問に懇切に対応している。レポートは実施していない。

(オ) 出席の確認

3科目とも、出席簿により、学生の出席が確認されている。席配置が固定式のため、欠席者のチェックは容易である。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

商法（2012年度より）、商法 につき、毎回の授業で、前回の講義範囲につき、アトランダムに指名する形での、理解度確認を実施しており、授業の緊張感が醸成されるとともに、知識の定着が図られている。また、商法 では、その扱う範囲が広いことから、パワー・ポイントでの説明が工夫されている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

標準的な基本書に忠実な知識習得が図られており、また、共通到達目標が常に意識されていることから、授業のレベル設定は適切である。

商法演習 ・

(ア) 教育内容

未修2年次・既修1年次を対象とする、商法分野での法律基本科目演習科目としては、商法演習（2単位）、商法演習（2単位）を置いている（合計4

単位)。この中で、商法演習Ⅰは前期科目であり、商法演習Ⅱは後期科目である。なお、現在の科目構成は、2007年度の改正によるものであり、それ以前は、半期集中の商法演習(4単位)科目であったものを、2単位ずつの2科目として再編したものである。当該改正により、単位数としては同じものの、通年化を通じ、商法分野における学生の課題解決力の向上が図られたものと評価される。商法演習Ⅰは、共通のケース・ブックを使用し、Ⅱでは、機関・株式・企業会計等を扱い、Ⅲでは、ファイナンス・設立・M&A等を扱っている。指定ケース・ブック(丸山秀平・野村修也他編『ケースブック会社法』)は、解説・判例・設問等のバランスがよく、アップツodateな改訂がなされていることから、2007年度より一貫して指定教材としている。商法演習Ⅰを通じ、当該指定ケース・ブックの全ての素材が漏れなく取り扱われている。

商法演習Ⅱは、2008年度より、6クラス編成となり、1クラスの受講者数は、15~25名程度と小人数教育の演習として適正な規模となっている。6クラスを3~5名の教員が分担しているが、各クラスとも、共通のシラバスを使用し、また共通の到達検証や期末試験を実施して、教育内容の平準化に努めている。各クラスの授業とも、事前に指名された者による報告とそれを受けた討議、クイズのアトランダムな指名による回答、教員からの重点ポイントレクチャーから、有機的に構成されている。また、半期に2~3回程度、集合形式でのレクチャーを実施し、企業会計・種類株式等のポイントにつき、専門の教員からの重点講義を行っている。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で達成すべき目標は、シラバス等を通じて、事前に明示されている。特に、共通到達目標につき、予め周知されるとともに、毎回の演習運営でも、質問等を通じ、常にその水準が意識されている。報告者の報告を踏まえた討議により、双方向・多方向の議論を行う機会を設けているが、年々の総体的な院生のレベルの低下により、漸次、議論は不活発な状況になっている。

(ウ) 学生の理解度の確認

毎回の報告を踏まえた質疑、クイズに関するアトランダムな質問、中間の到達検証、期末定期試験により、学生の理解度は確認されている。

(エ) 授業後のフォロー

各担当教員とも、オフィスアワーや授業終了後の質問受付を通じ、院生の質問に丁寧に対応している。レポートの添削は実施していない。

(オ) 出席の確認

固定席配置であり、出席簿に基づき、学生の出席状況は正確に把握されてい

る。

(カ) 授業の特徴的・具体的な工夫

担当教員により、パワーポイントを適宜使用している状況にある。演習の人数規模から、映像教材が適切とは必ずしも評価されない。毎回の演習では、概ね、報告者以外の者も含め、全ての受講者に発言機会が設けられている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

会社法の全分野にわたり、演習形式で、重要論点が理解できるような運営がなされており、通年で4回の起案機会を含め、授業のレベル設定は対象学年にとり適切である。

(5) 民事訴訟法

本法科大学院の民事訴訟法科目については、現在では、民事訴訟法A(未修2年目・既修1年目前期)、執行・保全(未修2年目、既習1年目後期)、民事訴訟法演習(未修2年目前期)、民事訴訟法演習・(未修2年目・既習1年目後期、未修3年目・既習2年目前期)の3つの科目と、後述するように、再履修者のみを対象とする民事訴訟法a・b、民事訴訟法がある。

民事訴訟法科目は2010年度より実施のカリキュラム改革により、それまで開講されていた、民事訴訟法 という名称の科目が民事訴訟法 aと同 bに分割され、それまで2単位であったものが3単位となった。

その後、2012年度実施の法律基本科目のカリキュラム改正により、同年度に入学した学生から、民事訴訟法 a・bは廃止され、民事訴訟法Aとして再編成された。また、必修科目であった民事訴訟法 も廃止され、選択科目である執行・保全に置き換えられた。シラバスには、2011年度以降も民事訴訟法 a・b、民事訴訟法 は記載されているが、再履修者対象の科目であり、2012年度以降の入学者はそれらを受講していない。さらに、民事訴訟演習は前期集中4単位のものであるが、これを民事訴訟法 と同 に置き換え通年で学修することになった。

ただし、2012年度は、法律基本科目のカリキュラム改正の過渡期であるので、民事訴訟演習は未修2年生のみを対象に前期(集中4単位)で、また、民事訴訟法演習 が既習1年生のみを対象に後期に行われる。

以下では民事訴訟法科目毎に、記述する。

民事訴訟法A

(ア) 教育内容

本講義は、民訴手続の理念を実現すべく現行民訴法はどのような基本的な手続構造や諸制度がとられているか、という手続の概略の理解を得ることを目的として学修する。具体的には、まず全体の手続構造と裁判言渡しまでの手続を

前半の授業で学習した上で、そのことを前提にして、判決の効力問題や請求の複数問題及び上訴問題を後半の授業で扱う。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で扱う課題、基本概念、扱う資料、授業で扱う主要な設問については、すべて事前に LET 上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、双方向的な授業を行っている。

また、最低限習得すべき目標と各講義についての関連は、第 1 回目の講義で資料を配付し説明している。

(ウ) 学生の理解度の確認

双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、学生も教員も、共に習熟度の程度に関する誤解がないように配慮している。

また、一部記述式問題を含む場合は、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による機会の他、メールによる質疑応答を活用している。

(オ) 出席の確認

授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

この授業は、授業後にさらに履修すべき、民事訴訟法のさらなる発展的学修の基礎となる事項の学修の場であるので、できるだけ、丁寧な授業をこころがけ、しっかりと基本的知識・理論を学修してもらうよう配慮している。

そのため、授業は、できるだけ多くの学生に、質問をして理解度を確認しながら進行すべく、双方向授業を心がけている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

この授業では、完全な未修生も受講する講義ということもあり、授業用レジюмеに記載している問題は、複雑な事例問題を挙げず、単純で基本的な問題に限定している。また、授業進行も、必ず、教科書の記述内容と条文の確認を経て展開するようにしている。

民事訴訟法演習

(ア) 教育内容

本講義は、法学未修者2年目と法学既修者1年目を対象とする講義であり、前期授業の民事訴訟法Aで学修した基本的な知見・理解を有していることを前提として、さらに、具体的な事例を使った教材に基づき、演習形式を取り入れた講義で、身につけた知識の運用ができるようになることを目的とする。すなわち、事実と個別法の条文、さらに、民事訴訟法上の知識に基づいて、学生自らが適切な紛争処理手続の検討ができる能力を身につけるための科目である。

具体的内容としては、訴え提起から、判決言い渡しまでに問題となる論点である、訴えの利益、二重起訴禁止原則、処分権主義・弁論主義、自白などの問題を扱う。判決言い渡し後に民事訴訟手続上問題となる諸問題、上訴・複数請求問題などは、民事訴訟法演習 で扱うことになる。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前にLET上にレジュメを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、少人数の双方向的な授業を行っている。

まずは、基本的事項・理論の確認を行い、その後、簡単な事案問題の処理を通じて、修得した知識・理論の応用力を養った上で、判例研究を行う。以上の学修過程を通じて、具体的な事案の検討能力を身につけることを目的としている。

(ウ) 学生の理解度の確認

双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、学生も教員も、共に習熟度の程度に関する誤解がないように配慮している。

また、一部記述式問題を含む場合は、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。

(オ) 出席の確認

小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている（小テストは学生に返却するがすべてコピーが保存されている）。

小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

双方向授業による、徹底した質疑応答により、実務家として要求される、民事訴訟手続の活用能力・事案検討能力・コミュニケーション能力等の涵養を目指している。

質疑応答においては、学生が適切な紛争処理手続の検討能力を涵養できるよう配慮している。例えば、判例を検討する場合でも、判例と同じ結論が導ければそれでよいとするわけではなく、いくつかの前提を変えることで複数の結論を導きそれぞれの妥当性を検討することを求めるようにしている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

この授業は、前期授業の民事訴訟法 A で学修した基本的な知見・理解の深化・展開をはかる授業なので、より理論的に複雑かつ内容的に深い議論の展開を試みている。また、判例研究を通じて、現実の紛争処理のあり方を議論する中で、実務的感覚の涵養も試みている。

民事訴訟法演習

(ア) 教育内容

本講義は、上記のように、2012 年度で終了する科目であり、2012 年度は、法学未修者 2 年生のみを対象とする講義である。

その内容は、前期授業の民事訴訟法 A で学修した基本的な知見・理解を有していることを前提として、さらに、具体的な事例を使った教材に基づき、演習形式を取り入れた講義で、身につけた知識の運用ができるようになることを目的とする。すなわち、事実と個別法の条文、さらに、民事訴訟法上の知識に基づいて、学生自らが適切な紛争処理手続の検討ができる能力を身につけるための科目である。

具体的内容としては、授業前半は、民事訴訟法演習 を扱う内容と同じで、訴え提起から、判決言い渡しまでに問題となる論点である、訴えの利益、二重起訴禁止原則、処分権主義・弁論主義、自白などの問題を扱う。授業後半は、民事訴訟法演習 で扱う内容と同じで、判決言い渡し後に民事訴訟手続上問題となる諸問題、上訴・複数請求問題などの問題を扱うことになる。

(イ) 授業の仕方

各回の授業で扱うテーマ、基本概念、扱う判例、授業で扱う主要な設問についてはすべて事前に LET 上にレジюмеを提示している。授業においては、これらに基づいて学生が予習していることを前提として、少人数の双方向的な授業を行っている。

まずは、基本的事項・理論の確認を行い、その後、簡単な事案問題の処理を通じて、修得した知識・理論の応用力を養った上で、判例研究を行う。以上の

学修過程を通じて、具体的な事案の検討能力を身につけることを目的としている。

(ウ) 学生の理解度の確認

双方向の質疑による理解度の確認の他に、小テストを何度か実施することで、学生も教員も、共に習熟度の程度に関する誤解がないように配慮している。

また、この授業では、中間テストを行うが、その中間テストを含めて、記述式問題を含むテストの場合は、採点し、コメントを付した上で、学生に返却している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による学生のフォローを行っている。

(オ) 出席の確認

小テストを行っている回は、小テストが出席表の代わりとなっている（小テストは学生に返却するがすべてコピーが保存されている）。

小テストを行わない回は、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

双方向授業による、徹底した質疑応答により、実務家として要求される、民事訴訟手続の活用能力・事案検討能力・コミュニケーション能力等の涵養を目指している。

質疑応答においては、学生が適切な紛争処理手続の検討能力を涵養できるよう配慮している。例えば、判例を検討する場合でも、判例と同じ結論が導ければそれでよいとするわけではなく、いくつかの前提を変えることで複数の結論を導きそれぞれの妥当性を検討することを求めるようにしている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

この授業は、前期授業の民事訴訟法 A で学修した基本的な知見・理解の深化・展開をはかる授業なので、より理論的に複雑かつ内容的に深い議論の展開を試みている。また、判例研究を通じて、現実の紛争処理のあり方を議論する中で、実務的感覚の涵養も試みている。

民事訴訟法 a・b

(ア) 教育内容

本講義は、カリキュラム改革に伴う、再履修者向けの科目であり、内容は、民事訴訟法 A と同じである。全体の手続構造と裁判言渡しまでの手続を民事手

続法 a(2単位)で学習した上で、そのことを前提にして、判決の効力問題や請求の複数問題及び上訴問題は民事手続法 b(1単位)で扱う。ただし、再履修者向けの科目なので受講生は少人数である。

(イ) 授業の仕方

再履修向けの科目であり、また、少人数でもあるため、基礎的な知識を教科書の内容理解を中心に、徹底的な双方向で確認しながら行う。

(ウ) 学生の理解度の確認

上で見たように、教科書内容を双方向的にチェックするといった方法で理解度の確認を行う。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による。また、少人数の科目であるため、授業時間内でのフォローも行う。

(オ) 出席の確認

授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

受講整数が少ないことによる、学生の個別的指導を行う。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

再履修者の学力に対応し、基礎知識の確認と応用力を付ける授業を行っている。

民事訴訟法

(ア) 教育内容

本講義はカリキュラム改革に伴う再履修者向けの科目であり、内容は、執行・保全と同じである。すなわち、判決が確定するまでを学修する民事訴訟法Aの、その後の、具体的な権利救済手続をめぐる諸問題を扱う。具体的には、民事保全手続の概要、基本的な諸問題、また、強制執行手続の概要、担保権実行手続の概要、強制執行に対する救済手続、などを学修する。再履修者向けの科目なので受講生は少人数である。

(イ) 授業の仕方

再履修向けの科目であり、また、少人数でもあるため、基礎的な知識を教科書の内容理解を中心に、徹底的な双方向で確認しながら行う。

(ウ) 学生の理解度の確認

上で見たように、教科書内容を双方向的にチェックするといった方法で理解度の確認を行う。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質問対応を行うことやオフィスアワー等の質問受付による。また、少人数の科目であるため、授業時間内でのフォローも行う。

(オ) 出席の確認

授業開始時に、指定されている座席表に基づく確認、口頭による欠席者の確認を行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

受講整数が少ないことによる、学生の個別的指導を行う。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

再履修者の学力に対応し、基礎知識の確認と応用力を付ける授業を行っている。

(6) 刑法

刑法 A (刑法 a, 刑法 1b)

(ア) 教育内容

未修者 1 年次生を対象として開設している。刑法 A は 2012 年度より刑法 a および刑法 1b をあわせて 4 単位としたもので、刑法の基礎理論、犯罪論、刑罰論の総論に加えて、各論のうち人格に対する罪を扱い、基本事項を理解することを目的とする。2010 年にそれまでの刑法 (2 単位) を、刑法 a および刑法 1b (各 2 単位、計 4 単位) に変更したことにより、総論に加えて各論の一部を扱うことができるようになり、総論と各論の関連についても説明できるようになった。「共通的な到達目標」を考慮したレジюмеを予め配布している。できるかぎり具体的な設例を用いて、応用力を涵養するようにしている。

(イ) 授業の仕方

予め配布したレジюме 30 回分 (刑法 a, b では各 15 回分) に、各回の授業内容を掲載しており、「共通的な到達目標」に該当する事項には下線を付して、修得すべき内容を明示している。授業中に質問し、また学生からの質問に答えることにより、双方向的とまではいえないが多方向の授業が試みられている。

(ウ) 学生の理解度の確認

2011年度(刑法 a, 刑法 b)では、中間に小テストを行って理解度を確認した。2012年度の刑法Aから、ほぼ毎回、簡単な「予習確認チェック」テストに解答させ、採点対象とする(平常点の評価に反映させる)ことで、予習を促すとともに、学生の理解度を確認している。

(エ) 授業後のフォロー

授業後に質問にくる学生(毎回3~5名)にはその場で対応し、必要に応じてオフィスアワーに来るように指導している。

(オ) 出席の確認

座席が指定されているので、それにより、毎回、出欠を確認している。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

特段の工夫はない。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

完全未修の学生にとって、1年間で刑法の総論と各論をマスターすることは、かなりハードな作業である。基本に立ち返って説明することにより、刑法の考え方を身に付けさせるとともに、基礎的な知識および判例の立場を理解させることに重点を置いて授業を進めている。

刑法B(刑法)

(ア) 教育内容

刑法 は、未修者1年次生を対象とし、2010年度より、刑法典の犯罪の中から、主として財産犯および社会的法益・国家的法益に対する罪を例にとって、犯罪の成立要件とその法的効果について講義するものであった。

刑法Bは、刑法Aに対応して2012年度から刑法 の名称を変更したもので、刑法Aに引き続いて刑法各論の全体像を理解させるとともに、とくに財産犯と社会的法益・国家的法益に対する罪を重視し、犯罪の成立要件とその法的効果について講義する。また、類似の形式を持つ特別法上の犯罪の解釈についても留意し、実生活において重要な諸領域を網羅するように授業を構成している。

(イ) 授業の仕方

刑法 では、LET上のレジュメに、学ぶべき事柄の詳細を示している。毎回の授業で、受講生のほぼ3分の1程度には、質問することができる。ランダムに指名することで、教育効果を上げることができた。これを引き継いで、刑法Bでも、LET上のシラバスおよび毎回の授業の際に配布するレジュメ(講義項目)

に、毎回の講義内容を明示している。また、積極的に双方向・多方向の議論ができる機会を設ける。

(ウ) 学生の理解度の確認

刑法 :LET 上に各回の予習課題を掲載したうえで、講義の途中、受講生全員に、適宜、簡単な質問に答えさせることで、理解度を確認した。

刑法 B: 毎回、簡単な「予習確認チェック」テストを実施しているほか、セメスターの中間で「中間テスト」を実施する。

(エ) 授業後のフォロー

刑法 : 授業直後の質問、オフィスアワーの活用等。

刑法 B: 授業終了後に質問にくる学生には相当時間をかけて説明し、週 1 回のオフィスアワーにおいて対応するほか、事実上、何時でも学生の質問に対応している。

(オ) 出席の確認

刑法 ・ 刑法 B: 座席が指定されているので、それにより、毎回、出欠を確認している。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

刑法 : 板書を活用し、受講生の理解度に応じて臨機応変に授業を進めている。

刑法 B: とくにない。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

刑法 ・ 刑法 B: 未修 1 年生を対象とする講義なので、必ず条文を読ませて、それを確認させるところから始めている。

刑法演習

(ア) 教育内容

刑法総論・各論に関する 15 のテーマにつき、主要な判例とその問題点を検討する内容であり、将来、法曹となるための基礎的訓練を行うもので、法曹養成教育に相応しい内容といえる。6 クラス編成にすることにより 1 クラス 20 数名程度となっており、演習に適切な学生数となっている。

(イ) 授業の仕方

全クラス: 各クラスにおいて、受講生を 6 グループ (1 グループ 3~4 名) に分け、各回ごとに割り当てて、授業日の 3 日前までに各自で作成した事前レポートを、メーリングリストを用いて全員に配信させている (全員が 2 回提出)。

受講生は、事前配布の資料と判例およびこの事前レポートを読んだうえで参加することを義務づけている。質問と解答、要点の説明を繰り返すことで多方向となるようにしているが、学生同士の双方向の議論にはなっていない。

(ウ) 学生の理解度の確認

事前レポート、2回の中間レポート・期末試験の答案を採点するとともに、授業における質疑応答で理解度を確認している。

(エ) 授業後のフォロー

全クラスで、事前レポート、中間レポート・期末試験の答案を添削して返還し、見直すように指導している。授業後の質問にかなり長時間を使って対応するとともに、オフィスアワーでの質問に対応している。

(オ) 出席の確認

座席が指定されているので、毎回それで確認している。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

クラスによっては、報告やレジュメを利用して発言や説明をするとき、当該箇所を教室備え付けの教材提示装置を使用している。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

以下では、各担当教員の工夫の例を挙げる。

L2・S1では、基礎知識を確認しつつ、判例の論理を理解させることに主眼を置いて授業している。

クラスによって、具体的な対応には違いがあるが、基本的な学習のまとめができるように、応用的論点と基礎知識の関係を詳しく説明するなどの配慮をしている。

(7) 刑事訴訟法

刑事訴訟法 ・ (各2単位)

(ア) 教育内容

刑事訴訟法 ・ は1年次生を対象に配当されている(2011年度までは、刑事訴訟法 については未修1年次生に配当されていた)。いずれも2単位である。

刑事訴訟法 は、刑事訴訟法のうち捜査、起訴、公判手続を扱い、手続的思考方法の修得と適正手続の要請と処罰の必要という2つのベクトルに配慮した考察態度の涵養を目的とし、捜査から公判に至る刑事手続の基本ルールの修得を目指している。

刑事訴訟法 は、刑事訴訟法のうち、証拠法と裁判を扱い、証拠能力、証明、事実認定論、実務における証拠の取扱いに関する判例理論を修得すると同時に、

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則がどのように実際の裁判手続で適用されているか、刑事手続の動的な特質を把握することを目的としている。証拠法分野の基本ルールの修得と、裁判並びに上訴に関する諸原則の修得のため、刑事訴訟法 とともに刑事裁判手続実務を念頭においた講義内容、教材（指定判例、質問内容等を記載したレジュメ）に工夫されている。

（イ）授業の仕方

授業に先立って、予習のためのレジュメを少なくとも授業開始1週間前までにLETの各回授業欄に掲示するなどしている。そして、試験や中間レポートの提出時期を授業の冒頭で指示している。

そのうえで、刑事訴訟法 は、上記教材の予習を前提として、概ね双方向的な授業が展開されている。またLET上で利用できる択一式問題が利用可能なように設定されており、学生が自主的に復習し実力を確認できるようにされている。刑事訴訟法 でも、基本的には同様の方法が採用されている。

（ウ）学生の理解度の確認

刑事訴訟法 では、授業時間の最後の5分間で、当該授業で学んだ判例規範を用いた簡単な事例問題を受講生全員で考えさせるなどしている。また授業後には、LETの各回授業欄に簡単な復習問題を掲載して自己学習に役立つように配慮している（以上、一部クラス）。その他、中間レポートを課して、長文事例問題の起案を行わせている（全クラス共通）。刑事訴訟法 でも、基本的には同様の方法が採用されている。

（エ）授業後のフォロー

授業後の質疑応答は、基本的に、教室内で時間の許す限り対応している。時間内で対応できない場合は、オフィスアワーやメールを使って対応している。また、事例問題、レポートについては添削をして返却し、その内容に関する質問についても、上記同様にきめ細やかな対応を行っている。

（オ）出席の確認

授業開始における指定席名簿との照合、授業内での質疑応答の過程で厳重に確認している。

（カ）授業内の特徴的・具体的な工夫

授業では、詳細な解説レジュメ、パワーポイント、OHP等を活用し、理解を容易にする努力が行われている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

刑事訴訟法を基礎から修得することを目指しているので、基本概念、条文構造・内容の理解を中心にし、加えて、基本的な最高裁判例の射程を理解することを念頭に授業を展開している。

刑事訴訟法演習(2単位)

(ア) 教育内容

判例並びに法令を解釈適用するパターンを修得する。設問への解答を考えながら、刑事訴訟法で学んだ知識や理解を実践的に復習することを目的としている。具体的事実に関し法的分析能力を涵養し、判例を理解する力を伸長させることを到達目標としている。そのため、担当教員の共同により独自の教材(15回分の文章問題)を作成し利用している。

(イ) 授業の仕方

6クラス中4クラスを実務家教員が担当している。事前に指示した課題に対して、受講生全員から「検討メモ」を予めメール等によって提出させ、担当者が予習状況を把握した上で演習を実施するように工夫している。

(ウ) 学生の理解度の確認

担当教員が事前に受講生から送付された検討メモの内容を検討することでまず第1段階の理解度を確認することになる。そのうえで、実際の授業の中で、個別に受講生に質問をして、さらに理解状況を把握することになる。加えて、比較的長文問題の中間レポートによって、授業内容の理解度・応用力を確認することになる(全クラス共通)。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の質疑応答は、基本的に、教室内で時間の許す限り対応している。時間内で対応できない場合は、オフィスアワーやメールを使って対応している。また、検討メモ、レポートについてはできるかぎり添削をして返却し、その内容に関する質問についても、上記同様にきめ細やかな対応を行っている。

(オ) 出席の確認

授業開始における指定席名簿との照合、授業内での質疑応答の過程で厳重に確認している。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

授業では、詳細な解説レジュメ、パワーポイント、OHP等を活用し、理解を容易にする努力が行われている。なお、視覚機器活用に懐疑的な意見もあるた

め、クラスによっては詳細な板書で柔軟な対応をしている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

刑事訴訟法の基礎を修得した受講生を対象としているので、具体的事実をより実践的に解決できる能力の伸張を目指して、徹底した双方向授業の展開をこころがけている。

(6) 到達目標との関係

本法科大学院におおける、授業計画・準備は、すべて各科目毎に本法科大学院で作成した、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえたものとなっている。科目によって、やり方は異なるが、シラバスやあるいはLET上で示したレジュメにおいて、あるいは学年はじめに配布される資料により、授業計画が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と対応していることが明示されている。

授業で取り上げる部分と自学自習に委ねる部分の選択は各科目毎に判断されている。

授業外で自学自習を支援するための体制としては、すべての専任教員につきオフィスアワーが設定されており、学生は、これらを利用して質問等を行うことができる。

以上の3点の検証についてであるが、まず、授業計画・準備については、既に触れたようにシラバス公表前に、法科大学院執行部によるシラバス点検を行い、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたシラバスの記載になっているかを点検している。仮に、記載がない場合にはシラバスの原稿を訂正するよう担当者に依頼することとなる。また、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を少なくとも法律基本科目においては、開講当初にLETあるいはペーパーを通じて全受講者に明示することを担当者に要請している。また、授業で触れることができない分野がある場合には、それらを自学自習の範囲として学生に明示することも同じく要請されている。

その他、FD活動において、適宜、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が取り上げられ、法律基本科目以外でも「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の作成や学生への周知が進んでいる（法律基本科目以外の科目としては、環境法、労働法、法曹倫理、倒産法、国際関係私法、税法、経済法、知己財産法、国際関係公法において「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が作成されている）。

なお、オフィスアワーの設定については専任教員すべてに設定を依頼し、設定につき脱漏がないようにしている。学生の授業後の質問も活発に行われている。

(7) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、ここ2年間に、各科目毎に「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を整理し、それに基づいた授業計画の作成と授業実施を行うよう、FD活動を通じて徹底している。

(8) その他

特に記載する点はない。

2 点検・評価

・授業計画について

授業計画が、本法科大学院の各科目で作成された「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっており、自学自習に委ねる部分が適切に選択され、学生に明示されている。また、シラバスは、事前に提供されており、学生はLET上で示された、あるいは、ペーパーベースで提供された予習課題とも併せて、十分な準備をした上で授業に望むことができる。また、教材や参考図書も適切に作成又は選定されている。

・授業の実施

まず、本法科大学院の各科目で作成された「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっており、学生が、各科目の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」のどの部分を学習しているかという点や、自学自習すべき項目を理解できるようになっている。双方向多方向での授業は行われている。授業理解を確かめるため、ミニテストやレポート作成、LET上での確認テストが活用されている。授業内容は各学年に応じた適切なものであり、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を段階的に学習できるようになっている。

また、出席の確認は各授業で適切に行われている。オフィスアワー等のフォローアップの体制は整っている²²⁷。

さらに、授業のクラス数を適切に設定することにより、適切な受講生数を確保している。

・組織的な体制

各科目での「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の作成及びそれに基づく授業計画の作成や授業の実施は、本法科大学院全体で行われ、各科目の担当者会議、シラバス点検、FD活動を通じて適切に検証されている。

3 自己評価

A

授業計画・準備・実施が、質的・量的に充実している。

²²⁷ 【B39】「オフィスアワー一覧表」参照。

4 改善計画

本法科大学院では、授業計画・準備・実施につき、おおむね適切に実施されていると考える。しかし、教材の提示の手法や LET の利用につき、担当者による違いが見られる。科目の性質等から、全科目を統一する必要はないであろうが、少なくとも同一科目であれば統一すべき点と考えられる。これらについては、一定のガイドラインを受けるなどして、改善を図りたい。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法律の学習にとって、法を理論的・概念的・体系的に理解することは不可欠であるが、具体的な現実とかけ離れて抽象的に論点を覚えるだけでは不十分である。とりわけ、法曹養成を目的とする法科大学院においては、法律の一般的理解と知識の習得に加えて、法律実務の基礎を学習し、法曹としての基本的素養を習得することが目指されている。本法科大学院は、この理論と実務の架橋の在り方について、その設置準備の段階からカリキュラムの編成、講義内容等々について繰り返し検討し具体化を図ってきた。現在の専任教員の大半は、これらの議論に参加し、その実現に向けて努力してきた。理論教育と実務教育の架橋についても同様である。とりわけ実務基礎科目として設置されている科目の内容、教材の選択、設定について研究者教員と実務家教員の共同作業を重ねてきている²²⁸。

また法科大学院の発足から 2012 年度前期までの間、担当者会議や FD 活動でも、理論教育と実務教育との架橋、実務基礎科目の改善あるいは法律基礎科目と実務との関係などについて採り上げ²²⁹、その成果を各講義担当者が持ち帰り講義に反映させてきている。

(2) 授業での展開

本法科大学院においては、理論と実務の架橋を意識したカリキュラムを編成し実践している²³⁰。

【法律基本科目】

法律基本科目は、未修者に対して提供される講義科目(13科目)と、未修者・既修者がともに受講する演習科目(15科目)に分かたれている。

講義科目について、未修者は1年生次に、憲法、刑法、民法、商法の全体及び行政法の一部を履修しなければならない。1年間という限られた時間内に修得すべき知識量は膨大なものである。しかも、その理解力は法曹養成にふさわしいものでなければならず、少なくとも、第2年次に配当される演習や「要件事実と事実認定」を受講するに十分なものでなければならない。そのため、授業の中で双方向による質疑応答が交わされる場合でも、体系的、理論的、概念

²²⁸ 【A16】最終学年の必須の実務基礎科目である公法実務総合演習、民事実務総合演習、刑事実務総合演習は、いずれも研究者教員と実務家教員のチームで行う授業である(各科目のシラバス参照)。

²²⁹ 【A13】2009年度第2回FDフォーラムでは、「法科大学院における『実務教育』のあり方」、2010年度第2回FDフォーラムでは、「実務科目の現状と課題 - リーガル・クリニック、エクスターンシップを中心に -」をテーマにした。

²³⁰ 【A4】2012年度履修要項55頁以下、【A2】2013年度法科大学院パンフレット11頁以下。

的な理解が中心にならざるを得ない傾向がある。

演習科目については、理論的な理解を深めることが重要である。そのための方法として、素材に即して問題解決の方法の検討、原告・被告等異なる立場からの分析と立論あるいはこれに対する反論の可能性を検討するとともに、さらには報告書、訴状、答弁書、準備書面等の主張立証責任をふまえた法律文書の作成方法が取り入れられているものもある。

【実務基礎科目】

実務基礎科目としては、10科目20単位を開設し、入学初年度から終了に至るまでこれらの科目を適切に配置し、学生が法理論の学習に併せて法曹としての倫理、法曹に求められているマインドとスキルに触れつつ実務的な問題、実務家の問題解決手法を直接に目にすることのできる臨床科目を必修科目として開設している。

まず、未修者1年生次に対しては、前期に「リーガルリサーチ&ライティング」を、後期には「法曹倫理」を配当している（いずれも2単位で必修科目である。既修者に対してはいずれも2年次生前期に配当される）。リーガルリサーチ&ライティングの重要性については法科大学院パンフレットでも項目を割り当てて説明している²³¹。少人数での授業を実現するために6クラスで開講している。未修2年次・既修1年次生には「要件事実と事実認定」（2単位の必修科目）が、また未修3年次・既修2年次生には公法・刑事法・民事法の各実務総合演習（2単位の必修科目）、民事裁判総合演習のほか、臨床系科目としてエクスタナーシップ及びリーガルクリニック（この3科目の中から1科目を選択必修）が配置されている。

実務基礎科目は、その性格上多くは実務家教員によって担当されている。しかし、本学においては実務家に任せきりではなく、研究者教員との共同を可能な限り実現しようとしている。たとえば、公法、刑事法、民事法の各実務総合演習は、実務基礎科目としても、さらには法科大学院における学習の集大成として重要な科目であると位置づけている。各実務総合演習科目は、それぞれ5クラスずつ開講しているが、この演習は、原則として理論的側面を担当する研究者教員と実務・実践的側面を担当する実務家教員の2人が1組となって担当している。

公法及び民事法の実務総合演習では、前年度の担当者会議において研究者教員と実務家教員が検討素材を持ち寄って、理論的・実務的な観点からの検討を加えて教材を作成している。これを受けて演習は2名の教員（研究者教員1名、実務家教員1名）が共同して実施されている。2～3週ごとに1テーマを扱い、担当教員チームが全クラスをローテーションで担当している。

刑事法実務総合演習では、クラス担当制を実施して、研究者教員、実務家教

²³¹ 【A2】2013年度法科大学院入試パンフレット19頁

員がそれぞれのクラスを担当するが、教材作成は全員の協議に基づいて行われている。

このように、とりわけ実務総合演習では、シラバスの作成、教材の開発から到達目標の確認、成績評価についても研究者教員と実務家教員の共同作業により実施している。

実務総合演習は、法科大学院における教育を総合化し集大成を図る科目として位置づけられており、法的分析力、法的問題について多角的に議論を展開する力、説得力など法曹に求められるさまざまな能力が養成される。教材の開発においてもこの点を強く意識して取り組んでいる。

【先端・展開科目】

先端・展開科目でも理論と実践の架橋を考慮したカリキュラムが編成されている。

先端・展開科目のパック科目については、2012年度から先端・企業法務パック（共通科目として情報法、コーポレート・ロー先端演習、企業法務・の4科目。パック科目として金融法、保険法、金融法務演習、税法務・、税法務演習、倒産処理法務、倒産処理法務演習、経済法、経済法務演習・、知的財産法務・、知的財産法務演習の14科目。）国際・公共法務パック（共通科目として国際民事訴訟法、現代社会と犯罪、少年法、国際人権法務、国際関係私法・の5科目。パック科目として公共法務・、公共法務演習、刑事法務・、刑事法務演習、国際関係公法・、国際関係公法演習、国際関係私法・、国際関係私法演習、環境法務・、環境法務演習の15科目。）生活・人権パック（共通科目として現代社会と事故、社会保障法、都市・住宅法務・、パック科目として家事法務・、家事法務演習、消費者法務・、消費者法務演習、労働法務、労働法務演習の8科目）に整理して配置した。これらのパック科目では、2つの講義科目と1つの演習科目とが一定の体系制を有する1パックとなっており、専門性を系統的・効果的に涵養することを目ざし、講義科目を研究者、法務演習科目を実務家が担当している。このパック科目については、科目の担当者により講義項目、教材の選定等の調整を図るために共同体制が採られている（2011年度においては、金融法務、税法務、経済法務、国際関係取引法務、国際関係私法、国際関係公法、知的財産法務、倒産法務、公共法務、刑事法務、倒産処理法務、環境法務、家事法務、消費者法務、都市住宅法務及び労働法務でこれが実現している。他方、2011年度まで開設されていた独禁法法務、企業法務、国際取引法務、国際人権法務、都市・住宅法務についてのパック科目については、その科目の一部が廃止された）。

さらに、理論と実務を架橋するために、現実に生起する法律問題のカテゴリーに即した科目を設定し、科目の融合化を図ることがかなりの程度で進められている。先に述べた実務総合演習、基礎法学・隣接科目群に配置されている生命倫理と法、法と心理、ジェンダーと法、紛争解決と法、さらには先端展開科

目群の多くもそうした性格を有している²³²。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

法科大学院の専任教員は一定の条件を満たせば、弁護士登録をすることが可能である。現在これを利用しているのは1名である。

研究者教員はもとより、実務家教員についても個人研究費を支給している²³³。法学部には法科大学院の教員も参加が可能な研究会が存在しており(公法研究会。民事法研究会、刑事法研究会)。また、研究者教員が得た文部科学省科学研究費による共同研究もいくつか組織されているが、こうした研究会に実務家教員も参加している²³⁴。

(4) 特に力を入れている取り組み

講義においては、紛争の発生から当事者の満足・納得という紛争終結段階までの一連の流れを踏まえた検討、討論を心がけている。とりわけ実務総合演習科目では、紛争実体法のみならず訴訟法、執行関連法についても関連させながら紛争解決に向けた事実認定及び事実評価の重要性、法的主張の構成などについて留意しながら講義を行っている。

また、法理論と実務の架橋に関連して、実際の法律関連実務を体験することにより生きた法、法理論を学習することを目指して、これを実践するために前述したようにエクスターンシップ、リーガルクリニック・のいずれか1つの科目を選択させ必修としている。

(5) その他

外国法務演習としてのアメリカン大学(ワシントンD.C)で開催する「ワシントン・セミナー²³⁵」、現代法特殊講義であるがオーストラリアからの学生などの参加のもとで国際法務担当実務家により実施される「京都セミナー²³⁶」は、関係国の立法、実務及び理論的な課題を研修するものであり、「地球市民法曹」の養成を目指している当法科大学院の特色ある取り組みとなっている²³⁷。

2 点検・評価

法曹を目指す法学教育において、法理論と法曹実務の架橋が必要であること、そのために本法科大学院としてカリキュラムの編成、研究者と実務家による共

232 2013年度法科大学院パンフレット11頁

233 【A5】通常の専任教員である実務家教員はもとより、弁護士業務も平行して続けている特別任用教授である実務家教員にも、通常の専任教員と同じ個人研究費が支給されている(立命館大学特別契約教員規程7条の2第1項)。

234 【B40】大久保 史郎教授の平成22年度基盤研究計画書、市川 正人教授の平成23年度基盤研究計画書参照

235 【B41】2011年度ワシントン・セミナー活動報告書参照。

236 【B42】2011年度京都セミナー報告書参照。

237 【A2】2013年度法科大学院パンフレット18頁参照。

同授業担当制の設定、臨床系科目の開講等を行っていることについては入学当初から学生に説明している。学生自身も法科大学院においては、理論と実務基礎の双方の習得が必要であることを意識している。実際の履修状況は、2011年度でリーガルクリニック、 が65名(55.1%)、エクスターンシップが53名(44.9%)であり、2012年度(一部は後期実施)でリーガルクリニック、 が45名(45.5%)、エクスターンシップが54名(54.5%)となっている。このことは、学生が自己の学習の進捗状況に合わせて、上記臨床系科目を積極的に受講していることを示している。また、この臨床系科目の設定内容および履修については、卒業生も高く評価しているところである²³⁸。

このような状況に照らし、理論と実務の架橋については、極めて高い水準を形成し、維持してきていると自負している。

3 自己評定

A

4 改善計画

民事法実務総合演習及び刑事法実務総合演習については、法科大学院における最終的な学習の集大成を確実にすることを獲得目標としていることから、2013年度以降に既修者、未修者(2012年度以降の入学者)ともに最終年次生の後期の科目配当にすることにした²³⁹。

この場合、実務総合演習において理解度の遅れが確認される学生のレベルアップを考慮した教育支援の方法、内容を具体化しておくことが必要となる。

²³⁸ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット17頁参照。

²³⁹ 【A4】2012年度履修要項56-57頁参照。

6-3 臨床教育(2) 臨床科目

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

(1) 臨床科目の目的

理論と実務を架橋する教育を行うことは、法科大学院設置の主要目的であり、本研究科でも別項目(第5分野)で述べているように、この目的実現のために多様な取り組みを行っている。なかでも、院生を実際の法律問題解決のに関わらせることにより、法曹として必要な法律知識や解釈理論のみならず、法律家として必要なスキル、思考方法、コミュニケーション能力等の一端を知る臨床科目は、法科大学院での学習の総合まとめ科目的意味を持つと同時に、意識を高める意義を持つものとして重視している。

(2) 臨床教育科目の開設状況等

ア開設科目

本研究科では開設以来、実務基礎科目群の中に臨床科目としてリーガルクリニック(舞鶴・朱雀法律相談)、(女性と人権法律相談)、エクスターンシップ(法律事務所、地方公共団体、企業法務)の3科目を設け、上記の様なカリキュラム中の高い位置づけに基づき、いずれか1科目2単位を最終学年の選択必修科目としている²⁴⁰。

(ア) エクスターンシップ²⁴¹

法律事務所(京都、大阪、奈良)、地方公共団体、企業での実習である。研究科がエクスターンシップ先を斡旋するほか、学生がエクスターン先を自己開発することも認めている。エクスターンシップの中心は法律事務所であり、地方公共団体、企業法務は若干名にとどまる。受け入れ先の開拓が困難なためである。法律事務所は、大阪、京都、奈良の各弁護士会の紹介によるもののほか、院生の希望する全国各地の法律事務所に依頼することもある。いずれも、研修目標、研修依頼事項を明示して依頼している²⁴²。

(イ) リーガルクリニック(法律相談)²⁴³

リーガルクリニックは、夏期集中(舞鶴市法律相談)と、後期朱雀キャンパスのリーガルクリニック室で行うで10,11,12月の各月日曜1回の法律相談である。1999年以降、舞鶴市と立命館大学は学術協定を結んでおり、9月の土日に実施される法律相談には、会場の提供、広報活動等舞鶴市の全面的協力を得て

²⁴⁰ 【A4】2012年度履修要項28頁、【A2】2013年度法科大学院パンフレット16-17頁。

²⁴¹ 【B34】2012年度エクスターンシップ実施要項参照。

²⁴² 【B43】「エクスターンシップに関する合意書」、【B1】自治体との覚書文書参照。

²⁴³ 【B35】「リーガルクリニック について(2012年度リーガル・クリニック 実施要項)」参照。

実施している²⁴⁴。また、舞鶴市はいわゆる弁護士過疎地域のひとつであり、法律相談の需要も高く、地域連携的なクリニックの一つのあり方を示すものと考えている。

(ウ)リーガルクリニック (女性と人権²⁴⁵)

「女性と人権に特化した法律相談を実施している。夏期集中と後期開講の形で実施している点はリーガルクリニックと同様であるが、はいずれも朱雀キャンパスで行っている。

リーガルクリニック・、エクスターンシップの受講状況は以下の通りである(2012年度は受講登録時現在の数である。リーガルクリニックの2012年度後期は後記の通り開講していない)

リーガル クリニック	2011年度			2012年度		
	夏期	後期	計	夏期	後期	計
リーガル クリニック	28	20	48	22	15	37
リーガル クリニック	9	8	17	8	-	8

エクスターン シップ	2011年度			2012年度		
	春期	夏期	計	春期	夏期	計
法律事務所(京都)	9	7	16	9	5	14
法律事務所(大阪)	14	8	22	14	6	20
法律事務所(奈良)	4	1	5	3	0	3
法律事務所 (その他)	3	1	4	9	2	11
企業法務	1	4	5	1	3	4
地方自治体	0	1	1	0	2	2
合計	31	22	53	36	18	54

²⁴⁴ 【B44】「立命館大学法科大学院と舞鶴市との間の「夏季法律相談」に関する申し合わせ」参照

²⁴⁵ 【B35】2012年度リーガル・クリニック 実施要項参照。

イ内容

臨床科目は、上記の法律相談を中核として、事前指導、事後指導全てに参加することによって単位認定を行っている。まず、全体的な臨床科目の履修ガイダンス²⁴⁶と登録手続き、受講科目の決定が開講前に実施され、マナー講座、守秘義務講座²⁴⁷を実施し、受講者には守秘義務遵守の「誓約書²⁴⁸」の提出を求めている。

(ア) エクスターンシップ

エクスターンシップは法律事務所や地方自治体等へ 1 名ずつ学生を派遣し、2 週間程度の実習指導を受ける。指導要領は、エクスターンシップ実施要項記載のとおりである。

科目責任者として実務家教員 2 名を配置し、本学指定書式による受け入れ先報告書と学生の研修報告書に基づいて成績評価(P 認定)を行う。

(イ) リーガルクリニック (法律相談)²⁴⁹

リーガルクリニックでは、少額訴訟、支払督促、破産等、法科大学院生が日頃触れる頻度の少ない法律が必要となったり、また何よりも学生のほとんどは法律相談の経験がないため、「よくある法律相談」により知識を深めさせたり、法律相談形式の双方向授業で相談者との対応の練習をさせたりしている。事前準備の最後のまとめは、「ロイヤリング」である。これは教員が市民の法律相談者役となり、学生が本番と同様 3 人ひと組で模擬法律相談を行う者である。法律相談の当たっていない班は他班の法律相談を傍聴し、最後に総括反省会を行っている。

後期の朱雀キャンパスは相談ブースに限りがあることから、当初から予約制としており、舞鶴市での夏季集中も、待ち時間をなるべくなくすため 2011 年度から予約優先とした。また、2011 年度から、相談申し込み締め切り後、相談内容を参加学生に概略説明し、一定程度相談準備に当たれるようにした。これは、相談内容がかなり難しいものがあり、ぶっつけでは却って学習効果を得られないとの判断による。

相談が終了すると、事後研修を行い必要な報告書等を提出して、全課程の修了となる。

(ウ) リーガルクリニック (女性と人権)²⁵⁰

女性と人権に特化したリーガルクリニックである。実際の相談は DV を原因とした離婚事件が多い。夏期集中及び後期開講の 2 期実施が原則であるが、2012 年度は履修希望者が少なく(8 名)、夏期集中のみの実施となった。

²⁴⁶【B38】2011 年 11 月開催の「2012 年度エクスターンシップ・リーガル・クリニック選択希望説明会 2011 年度エクスターンシップ・リーガル・クリニック体験報告会の実施について」

²⁴⁷【B36】2012 年度「守秘義務講座・マナー講座 実施案内」参照。

²⁴⁸【B37】「誓約書」のひな形。

²⁴⁹【B35】2012 年度リーガルクリニック 実施要項参照。

²⁵⁰【B35】2012 年度リーガルクリニック 実施要項参照。

相談者を確保するために、5月に受講者自身が、地方自治体やNPOなどに相談案内のチラシをおいてもらうための電話を行う。また、相談に来られた方にわかりやすく離婚手続き等を解説したパンフレットを例年作成している。

8月後半に3時限から5時限までの時間帯で事前研修を行う。担当する実務家教員1名と研究者教員2名が予め受講者に課した予習課題をもとに、離婚法、DV法、セクシュアル・ハラスメントなどについての基本的な知識を双方向的に確認していく。広範には2人1組で模擬相談を行い、相談者側とアドバイス側の双方を経験するロールプレイを行う。

法律相談は土曜日の午前10時から午後6時までの時間帯に、4週にわたり行う。相談60分にくわえ30分の実務家教員および協力弁護士によるミニ事後研修を含め、1日5組の相談を、受講者2人がペアとなって受け付ける。4週のうち、前半2週は実務家教員ないし協力弁護士が相談者にアドバイスをを行い、受講者は脇で観察し、後半2週は、受講者自身がアドバイスをを行い、実務家教員ないし協力弁護士は、横で監督及びサポートをする。相談の翌週には、3時限から5時限までの時間をかけて、事後研修を行う(計4回)。3人の担当教員の前で、各チームが自己が受け付けた案件の事案の概要(当事者、関係者の氏名については、個人情報保護の観点から記号化して報告する)、アドバイス内容、なお残された検討課題などについて報告を行い、質疑を行う。この事後研修を通じて、学生は、自分の受け付けた案件について、より多角的な視角で法的問題を発見し、新たな法的構成に気づかされたりし、また、自分が扱った案件以外にも様々な相談事例があることを知ることができる。実務家教員と研究者教員が合同で担当しているので実務上の問題、理論上の問題についても深く学ぶことができ、また、教員にとっても、新たな実務上、理論上の課題を知ることができ、まさに理論と実務の架橋を体現する科目となっている。

なお学生は事後研修での検討をふまえた相談カルテ(当該案件についての報告書)の提出を義務付けられている。

(c) 担当体制と成績評価

リーガルクリニックの担当教員は実務家を中心に10名であるが、科目の責任者を研究者教員2名が担い、学生の全行事への出席、提出書類等を確認の上、成績評価(P認定)を行う。

リーガルクリニックも科目責任者として専任の研究者教員と実務家教員が成績評価を行う(P認定)。

ただし、法律相談の事前、事後指導、法律相談中の支援のために2011年度では10名のこのような問題を専門とする弁護士の協力を得ている。

(d) その他

なお、臨床科目実施中に作成された受付カード²⁵¹、相談カルテ²⁵²など、個人

²⁵¹【B45】「立命館大学法科大学院リーガルクリニック 受付カード」「立命館大学法科大学院リーガルクリニック 受付カード」ひな形参照。

²⁵²【B46】相談カルテひな形参照。

情報、相談内容に関する書類は、法科大学院事務室において保管の必要な物は厳重に管理又は不要の物は溶解処分している。また、リーガルクリニックの相談者には、相談の前に個人情報保護について記した案内²⁵³を交付している。

臨床科目参加者には、研究科の負担で「法科大学院生賠償責任保険」に加入している²⁵⁴。そのほかの実習に伴う交通費、宿泊費などは参加者の個人負担である。特に、法律事務所エクスターンシップでは、受け入れ先に50,000円の費用負担(弁護士会との取り決めによる²⁵⁵)を学生が行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

エクスターンシップやリーガルクリニックでは地域連携を重視しており、リーガルクリニックは本学の特色を生かしたユニークな取り組みであり、今後とも活動の質を高めていきたい。その一環として、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム「地域臨床教育の模索と拡充」が採択され、舞鶴市とのさらなるリーガルネットワークの強化、女性を対象とした相談のための教材開発等に取り組んだ。前者については、2008年度から2010年度まで、インターネット回線を用いたテレビ法律相談を試験的に実施した。後者については教材開発の前提として、海外の実践例を調査し、その成果を研究会、報告会、シンポジウムで公表し、報告書を公刊した²⁵⁶。また教材については、『デートDV教育ハンドブック』²⁵⁷を作成し、公に成果を問うている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

臨床科目を3科目設置し、選択必修制として全員に履修させている。その内容も、法科大学院の教育に期待される、座学で得た理論と法曹に必要なスキルや、マインドを統合的に学ばせ、かつその不足を実感させることで、今後の学習への動機付けを図るものであり、所期の目標を達成していると考えられる。

3 自己評定

A

²⁵³ 相談にあたっての個人情報保護については【B45】受付カードカードに記載

²⁵⁴ 【B47】学研災付帯賠償保険報告書(法科大学院賠償責任保険加入申し込み)参照

²⁵⁵ 【B3】京都弁護士会・大阪弁護士会・奈良弁護士会との協定書参照

²⁵⁶ 【B48】リーガル・クリニックと地域との協働～DV当事者の支援とDV防止教育への展望を含めて(2009年3月刊行)。その25頁には、5回にわたる研究会と各1回の報告会、シンポジウムのテーマ、報告者が記載されている。

²⁵⁷ 【B49】デートDV教育ハンドブック参照

4 改善計画

入学者の減少も反映した受講者数の減少により、リーガルクリニック では特に後期の朱雀での法律相談、リーガルクリニック でも後期の法律相談が、現行の方式では維持し難くなりつつある。エクスターンシップのみならず、リーガルクリニック ・ も臨床科目として、最も法科大学院の教育を特徴づけるものとして維持、発展が必要と考えており、実施方式については実際的な対応を工夫検討していく。

第7分野 学習環境

7-1 学生数(1) クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1 現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人, されない人の区別も含む)。

「2010年度後期受講登録辞退後受講登録者数一覧」「2011年度受講登録者数一覧(後期登録修正後)」、「2012年度受講登録者一覧」²⁵⁸を参照。

なお、2011年度に知的財産法務につき、1名の科目等聴講生が在籍している。

(2) 適切な人数となるための努力

法律基本科目については、クラス規模は講義科目であっても、40人規模であり、60人以上となるものはない。演習科目にあっては、全科目について1科目あたり6クラス開講することとし、クラス規模が20人程度となるようにしている。

(3) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目のうち、未修1年次の講義科目については、40人規模である。演習科目については、1科目あたり6クラス開講し、20人規模のゼミを実現している。

また、科目配置については、法律基本科目については、授業が連続しないように配置することを原則とし、授業後に学生が質問できる機会を保障している。学生の学修という面では授業で生じた疑問はその場で解決するのが望ましいからである。もちろん、各教員はオフィスアワーを設けており、授業後以外においても気軽に質問できる環境を整備し、十分な指導をしている。

(4) その他

法律基本科目以外の科目において、受講者数が50名を超える科目と、講義科目であっても逆に5名未満のものがある。しかし、これは、法律基本科目以外の科目においては、学生の将来の法曹として獲得したい専門性の選好や興味関心の結果であって、学生の履修希望をできるだけ尊重し、受講者数を授業に差し支えない範囲であることは担当者が確認しており、特段問題はないと考えている。

²⁵⁸【A19】科目別履修登録者数一覧表参照

実務基礎科目のうち、必修科目については、複数クラスの開講として、可能な限り少人数で受講することを保障している。実習を伴うリーガルリサーチ&ライティングや公法・刑事・民事のそれぞれの実務総合演習については20人程度、法曹倫理および要件事実と事実認定は40人程度クラス平均50名、平均30名のクラス規模を維持している。

2 点検・評価

1つの授業を同時に受講する学生数は、法律基本科目につき講義科目で40人程度、演習科目で20人程度であり、それ以外の科目についても実務基礎科目の必修科目については、同様である。

このようなクラス規模を実現するために、同一科目につき複数クラスを開講している。

3 自己評定

合

4 改善計画

現在のところ特段の問題はないが、法科大学院志願者減の情勢を踏まえて、今後学生数の減少が考えられる中で、ST比(教員あたりの学生数の比率)のあり方や演習の規模としてどの程度の人数が適正かを検討したい。

7-2 学生数(2) 入学者数

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員(A)	入学者数(B)	定員充足率(B/A)
2010年度	150人	133人	0.89(88.67%)
2011年度	130人	107人	0.82(82.31%)
2012年度	130人	87人	0.66(66.92%)
平均	136.67人	109人	0.79(79.75%)

本研究科にあっては、過去3年間入学定員を超える事態とはなっていない。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

上記(1)のとおり、本研究科にあっては、過去3年間入学定員を超える事態とはなっていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

入学者が入学定員を超えるという状況ではなく、評価基準との関係では問題はない。

3 自己評価

合

4 改善計画

入学者が入学定員を超えるという状況ではなく、評価基準との関係では問題はない。

7-3 学生数(3) 在籍者数

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員(A)	在籍者数(B)	定員充足率(B/A)
1年次	130人	97人	0.75
2年次	130人	101人	0.78
3年次	150人	52人	0.35
合計	410人	250人	0.61

2012年5月1日現在

本学は2011年度より定員を150名から130名としたため3年次を150名としている。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍学生数が収容定員の110%を超えているという状況にはない。

(3) 特に力を入れている取り組み

在籍学生数が収容定員の110%を超えているという状況にないため、この評価基準につき、特に力を入れている取り組みはない。

(4) その他

2013年度入試より、転入学試験制度を導入した。収容定員に余裕があるため、若干名を未修2年次生として受け入れることとした。

2 点検・評価

本研究科では在籍者数が収容定員を大幅に上回るという状況になく、むしろ、収容定員数に余裕が存在し、その余裕を利用して2013年度入試より転入学試験制度を導入した。

3 自己評価

合

4 改善計画

本研究科では在籍者数が収容定員を大幅に上回るという状況になく、この項目について改善する必要性は存在しない。

7-4 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

2006年9月より、本学研究科は、立命館大学朱雀キャンパス(中川会館)を基本施設とし、教育や学習に十分な施設・設備を確保している。以下に施設の概況を表に示す²⁵⁹。

区分	状況	備考
2006年9月衣笠キャンパス西園寺記念館から朱雀キャンパス中川会館に移転。全館無線LAN対応・全員にメールアドレス付与		
講義室	1室 110名収容 2室 70名収容	70名教室の1室はサテライト授業可能 教卓にパソコン・AV機器 装備、プラズマディスプレイ 装備
その他教室	模擬法廷教室 1室 60名 収容 ラウンド法廷 1室 14名 収容	法廷部分をもち、模擬裁判 記録システム、プレゼン テーション機器を配 備
演習室	6室 40名収容	可動機 教卓に、教材提示用ディ スプレイ、プロジェクタ ー、OHPを完備。教材提 示用にPCも常設。
情報演習室	1室 45名収容	パソコン 50台設置・共 用
マルチメディアルーム	1室 20名収容	院生用のオープンパソ コンルーム。利用時間は 下記の院生自習室と同 じ・共用
リーガルクリニック施設	相談ブース 2室、学生控 室 1室等	法科大学院専用施設

²⁵⁹ 【A4】2012年度履修要項92頁以下、【A2】2013年度法科大学院パンフレット27-28頁、法科大学院HP <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/setsubi.htm> 参照。

多目的室	1室(2室に分割可能)	共用・ガイダンス等にも利用可能
ホール	1室 450名収容	共用・ガイダンス・講演会、講義等に利用可能
院生自習室	法務研究科専用 2室 (322名収容、64名収容 合計386名分。2階) 共用 1室(3階)	利用時間は7:00-24:30 (期末試験期間は院生協議会(院生自治会)の申請により02:00まで利用が可能) 休暇期間も利用可能 法科大学院在籍者は2階の自習室において、全員にキャレルデスクあり。修了生についても、希望者には有料でキャレルデスクの利用を認め、その場合は、3階の共用の自習室を利用。
グループ学習室	8室(各6名収容)	届出のうえ常時利用可能 その他院生専用給湯室
院生用印刷室	1室	パソコン3台、プリンタ4台、大型ホッチキス、穴あけパンチ、ファイリング備品装備
ワーキングルーム	1室(約16名収容)	院生協議会(院生自治会)活動のため
ロッカールーム	2室	合計408名分可能(修了生も利用可能)
カフェテリア	座席数120	生協スペース共用 生協営業時間帯以外も利用可能
コンビニエンスコーナー	書籍販売、学習消耗品、日用品、軽食販売スペース・取次も可能	営業時間 平日 8:30-20:00 土曜日 11:00-14:00 共用
ラウンジ	館内に3箇所	1階24席、4階32席、5階48席(共用)

学生面談室	2 室	院生の個人面接のほか少人数指導にも利用可能。ホワイトボード完備。
ライブラリー	1 室	図書約 25,000 冊、データベース。座席 309 席 利用時間 平日・土曜 9:00-22:00 日曜日 9:00-17:00（共用）
教員研究室	38 室	個人研究室・個室
教員研究室	2 室（特別任用教授用）	1 室 3 名利用可能
教員共同利用室	1 室	教員ミーティング、教員ラウンジとしても利用可能、共用パソコン・コピー機、ホワイトボード配置
教材作成室	1 室	マルチメディア教材の編集等
事務室	1 室	プロフェッショナルスクール事務室内に法科大学院事務施設配置 内部に研究科長室を置く
会議室		法科大学院優先利用は 1 室、その他の会議室も利用可能
講師控室	1 室	事務室内に配置
院生駐輪場・バイク置き場	2 箇所	JR 高架下に駐輪場・キャンパス内にバイク置き場を確保

イ 身体障がい者への配慮

施設としては、スロープ、身体障がい者が車いすのまま利用できるトイレ、身体障がい者用のエレベーターを用意し、教室でも車いすのまま受講できる可動式の机を用意している。2012 年度は、視覚障がいのある院生が 1 名在籍し、教室での学習に付き、前方の座席を指定したり、中間試験・期末試験にあつては、拡大六法の持ち込み、問題文の拡大といった配慮を行っている。またライブラリーにあつては、文献の拡大、学習資料のテキストファイル化等のサービ

スを提供している。

大学全体にあっては、障害学生支援室を設け、障害学生支援を行っている²⁶⁰。その他育児、介護等と学習との両立を図るための特別の仕組みは準備していない。

(2) 問題点や改善状況

院生の自治組織である院生協議会と定期的に研究科懇談会を実施し、施設面についてもいくつか改善要求がなされている。

教室環境については、改善要求はなく、自習室環境に関しては、院生より定期的に、冬期の湿度管理のあり方（湿度が低いことに対する苦情）について改善要求がなされている。もっとも、全学の基準等を踏まえ、状況の調査を行ったところ、設備的な改善までの必要はなく、自助的な環境改善が可能であるとして、対応はしていない。このほか、2011年度は、バイク置き場の利用登録について、院生協議会より、前期の初めに1回のみ登録機会であったものの改善要求がなされ、後期の初めにも登録できるように改善した。

(3) 特に力を入れている取り組み

学生の自習スペースの確保の観点から、院生・希望する専修生（立命館大学法科大学院修了後、司法試験受験資格のある最長5年間、専修生として登録すれば立命館大学法科大学院内の施設を利用できる²⁶¹）に対し、各自専用のキャレール・ロッカーを利用できる環境を整備している。

(4) その他

上記のほかは、特になし。

2 点検・評価

授業等の教育の実施や学習に必要な設備は、以上のように十分に整備され、とりわけ、自習スペースについては、法学の学習が、六法、判例集、基本書、パソコンまたはノートを同時に使用することから、広めのデスクを院生個人が常時専用できる環境を整備している。施設面では全国屈指の学習環境を院生に提供している。

障害者が入学する際には、実際に施設を見学してもらったうえ、希望を聞き最大限これに応じてきている。本学の学部や他の研究科においては過去にさまざまな障害学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積され、全学では障がい学生支援室が設けられ²⁶²、本研究科院生も利用可能な状況が作られている。

3 自己評定

A

²⁶⁰ <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/drc/>

²⁶¹ 【A05】2012年度後期 法務専修生 出願手続要項参照。

²⁶² <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/drc/>

4 改善計画

特に、現時点では改善の必要性はない。

7-5 図書・情報源の整備

(評価基準)教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

図書館

本法科大学院は、いわゆる専門職大学院の一つとして、既存のキャンパスから独立して朱雀キャンパスに統合され、経営管理研究科(収容定員200名)、公務研究科(収容定員120名)とともに同一の建物内に施設を置いている²⁶³。図書施設についても3研究科に共通のものとして設置されている(これを朱雀リサーチライブラリーと呼んでいるが、以下、単に「ライブラリー」という)。

ライブラリーは、地下1階に配置され、2012年3月31日現在で、蔵書冊数49,886冊(うち洋書2,769冊)であり、開架図書冊数は、49,886冊である。前回認証時の蔵書冊数が約25,000冊であったことから、飛躍的にコレクションが充実している。図書・製本雑誌のほか、コンピュータを通じてLEXIS/NEXIS、Westlaw、現行法規、判例体系、法律判例文献情報、現行法令Webシステムのほか、図書館が運用する学術情報であるコアデータベースのサービスは大学図書館・教員研究室、院生自習室のみならず自宅からもアクセスが可能である)及び調査官解説といったCD-ROM、DVD資料など(ライブラリー内の専用パソコンでスタンドアロンの利用)の利用が可能である。また衣笠図書館、修学館リサーチライブラリー、びわこ草津キャンパスのメディアセンター・メディアライブラリー、APUライブラリーとの連携によって約300万冊以上の図書の利用も可能である。

大学全体としては同一キャンパス内において図書を重複して購入しないのが基本であるが、法科大学院では学習を優先し、教科書や注釈書等は必要に応じて複数購入し配架する方針をとっている。

座席数は309であり、十分な数であるといえる。

利用時間は、開講時(月曜から土曜日)9:00~22:00 日曜日10:00~17:00

祝日閉室(ただし授業日は開講時と同じ)。夏期・春期休暇中は、月曜から金曜日は9:00~20:00、土曜日は10:00~17:00であり、日曜閉室である。

図書は、基本的にはライブラリー内で閲覧するものとされ、調べたいときに必ず資料がある図書館として機能させている。このため、従来、館外への借り出しについては、原則自由としつつも法科大学院生の利用度の高い指定図書については当日中に返却することを条件として3冊まで可能とされていた(以下

²⁶³ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット28頁参照。

このような当日返却を条件とする貸し出しを「当日貸し」とする。2012 年度から当日返却ではなく翌日の閉館時間までに返却することを条件とすることに改めた（翌日が休館日である場合は、開館日まで借りることができる。以下ではこれを「一日貸し」とする）。従来は演習や講義に携帯するための貸出が多かったが、翌日返却を可能とすることで、課題レポートの作成や予習に利用する便宜性が向上したと学生からは評価されている。

法科大学院用データベース

TKC 社と、TKC 法律情報データベース（LEX/DB 等）、有斐閣および日本評論社のデータベースの契約をしている。法科大学院教育研究支援システム（LET）の使用料と合わせて情報通信費として1人あたり年2万円を徴収している。教材として判決を示す場合にも、LEX/DB のデータベース番号を指示すること等によって、判決の参照や印刷、関連情報の検索の便宜をはかっている。その他のデータベースについても一方ではより拡充を期待する声もあるが、費用対効果の検討が不可欠であり、現在は必要最小限度の契約にとどまっている。現在、院生の要望を踏まえつつ、利用可能なコンテンツについて見直しを行うか検討を開始した。

法科大学院生の利用できるデータベース・CD-ROM, DVD 資料の一覧

法科大学院教育研究システム	大学図書館データベース	CD-ROM、DVD 資料
LEX/DB インターネット	CiNii	法律判例文献 CD-ROM
法学紀要データベース	OCLC First Search	現行法令 CD-ROM
速報重要判例データベース	Lexis/Nexis West Law International	最高裁判所判例解説
法令データ提供システム	現行法令 Web システム	判例タイムズ
法学資料データベース（リンク）	Japanknowledge	金融・商事判例
ローレビュー（リンク集）	判例体系・法律判例文献情報	旬刊・金融法務事情
Vpass 総合	和書コンテンツ	判例百選
Vpass 判例百選・重要判例解説	洋雑誌コンテンツデータベース	ジュリスト
Vpass 判例六法・小六法	日経テレコン	労働判例
Vpass 法律学小辞典	日経 BP 記事検索	
法律時報		
学界回顧・判例回顧		
私法判例リマークス		

(2) 問題点と改善状況

2011 年後期まで、ライブラリーにおける図書の貸出しは、原則自由としつつも、法科大学院生の利用度の高い指定図書については教員・院生とも当日貸しとされていた。これは、図書館に行けば、調べたい事項に対応する図書がライブラリーに常備されているという状況を担保することが目的であった。

これに対しては、院生より、ライブラリー閉館後も学習を継続する場合や、夜間自宅等でレポートを作成する場合などに不便であるとの意見が寄せられた。2011 年度後期において、図書の一日貸しを試験的に実施し、利用者数、貸出し冊数の増加が見られる一方で、一日貸しに対する苦情が寄せられることもなかったことから、2012 年度から図書の一日貸しを本格実行することになった。

(3) 特に力を入れている取り組み

購入図書の選定の権限は、図書館委員会の下におかれた法科大学院図書委員会²⁶⁴にある。発注した図書の実際の購入手続等は、図書館の仕事となる。資料の購入を希望してから利用できるようになるまで時間がかかりすぎるとの苦情が学生から寄せられているが、図書館での執行方法の見直しを受けて、時間短縮が一定行われるとともに、院生の希望図書に関しては、大学生協の書店とタイアップし、院生の自治組織である院生協議会が現物を指定し、図書に収蔵する体制も整備し、より一層の図書購入のスピード化に努めている。

教育・学習に必要な情報源にアクセスするスキルについては、正課授業である、リーガルリサーチ&ライティングの授業（必修科目で、未修 1 年次前期、既修 1 年次前期に開講）で涵養し、学生のリサーチ力を向上させている²⁶⁵。

(4) その他

現在ライブラリーには業務委託の形態による 4 名のスタッフが常駐者として配置される。一般的な図書館業務という観点では問題を生じさせてはいない。専任スタッフではないが、4 名のスタッフはいずれも図書館司書の資格を有する。前回の認証評価にあっては、専門的知識を有する図書館司書がいなかったことが問題とされていたが、1 歩前進している。ライブラリーは、専門職大学院の図書館として院生に対し、学習案内²⁶⁶（最高裁判決に対する最高裁調査官解説の意義やその入手方法を解説するなどしている）の作成・配布も独自に行い、学生の利用環境は改善している。

現在、衣笠キャンパスの図書館の建て替えに起因して、現在、全学の図書館の

²⁶⁴ 【A5】法科大学院常設委員会内規 5 条。

²⁶⁵ リーガル・リサーチについては【A2】2013 年度法科大学院パンフレット 19 頁。

²⁶⁶ 【B50】図書館発行の資料を参照

新構想が検討され、研究図書館のあり方についても大学全体で討議に付されている。さらなる前進として、特に法律図書に関する専門的な知識・能力をもつ司書の配置を要求し、大学全体の議論の中でその必要性を主張している。

このほか、資料の検索と朱雀リサーチライブラリー以外に収蔵される図書(学外資料を含む)の取り寄せを一元的に図書館の HP 上からできる「My Library」や横断的検索を可能とする「Discovery Service」なども整備され、利便性が向上している。²⁶⁷

2 点検・評価

以上の通り、教育・学習の上で必要な図書・情報源は十分に確保できている。

図書館(朱雀リサーチライブラリー)は、法科大学院と同一の建物の階に設置され、学生の教育・学習スペースの至近で、利用しやすい環境を整備している。開館時間も学期中は 9:00 から 22:00 とされ、1 日貸しに限定することで、必要な資料を手元に置いて学習したいというニーズと「図書館に行けば必要な情報を必ず確保できる」という体制の維持とを調和的に実施できるような環境を整備している。

データベースといった情報源については、学内の無線 LAN を整備するとともに、同時にアクセス可能な状況を整備しており、学生・教員より利用上の不便を聞くことはない。また、自宅からも利用可能であり、24 時間、ネット環境があれば、どこからでも利用ができる状況を整備している。

購入図書の選定の権限は、大学全体の図書館委員会の下におかれた法科大学院図書委員会にあり、法科大学院における教育・学習に必要な図書の確保整備は、法科大学院所属の教員が実施している。図書の収蔵に関しては、教員が責任を持つとともに、朱雀リサーチライブラリーには図書館司書の資格を有するスタッフが常駐し、学生のリサーチを補助する能力も高まっている。なお、大学全体で利用するデータベースの選定は、全学の図書館委員会が選定の権限を持つが、TKC 社と契約している、TKC 法律情報データベース(LEX/DB 等)、有斐閣および日本評論社のデータベースについては、本研究科が独自に管理し、費用対効果をにらみながら、教育学習に必要な情報源を確保している。図書館の購入手続の迅速化により従来と比較して購入手続はスピード感をもって行われる。院生の購入希望図書についても収蔵の迅速化が行われている。

このほか、正課授業であり、既修・未修とも、入学時の前期に開講される必修科目リーガルリサーチ&ライティングにおいて、学生のリサーチ力の向上にも努めている。

3 自己評定

A

267【B51】LIBRAEY GUIDE2012 16～21 頁、24～25 頁参照

4 改善計画

図書館のあり方については、大学全体のキャンパスコンセプトを踏まえて、大学全体で議論されている。その中で、司書資格を有するスタッフの設置を一步前進させ、特に法律図書に関する専門的な知識・能力をもつ司書を朱雀リサーチライブラリーに配置することを要求し、その必要性を主張している。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院の事務を取り扱う部局に所属する事務職員は、事務長1名の下、専任職員3名、契約職員2名、事務補助1名、派遣職員1名の合計7名であり、このほか、朱雀キャンパスに設置される本法科大学院と2研究科(公務研究科、経営管理研究科)共通の窓口業務を行う者として1名が法科大学院の事務を行っている(このほか、2012年度は認証評価により事務量が増加することを反映して、事務補助1名の増員を行っている)。これにより、常時8名の事務職員で事務を取り扱っている。

教育学習支援の活動としては、授業の配置である時間割の作成、LETの管理、授業を行う上での資料の印刷の事務のほか、試験執行の監督官の補助、定期試験、期末試験の答案整理、成績評価後の成績根拠資料の保管、学生の授業アンケートの集計・整理、成績に関する教員に対する疑義照会の窓口といった事務を実施している。このほか、学外での活動を伴う、実務基礎科目であるエクスタナシップ、リーガルクリニックや、先端展開科目である外国法務演習、京都セミナーにあっては、担当講師とのやりとりやスケジュールの管理といった事務局的作業を担っている。

学生支援の活動として、設備面・生活面での相談などを受け付ける窓口として機能している。

(2) 教育支援体制

TA制度を採用し、立命館大学大学院法学研究科所属の後期課程院生を教育活動を補助するためのTAとして採用する制度が存在する²⁶⁸。2009年度に4名(うち2名は半期ずつ)、2010年度に2名、2011年度に1名のTAを採用し、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っていた。しかし、立命館大学大学院法学研究科所属の後期課程院生の数の減少により、2012年度は採用に至っていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

立命館大学の特色として、教員職員が共同して、教学活動を盛り立てることが挙げられ、この良き特徴は、本法科大学院にも見られる。授業活動は、担当教員の責任をもって実施されるが、教授会および各種委員会の決定に基づき、

²⁶⁸ 【A5】立命館大学および立命館大学大学院の教育補佐(TA)に関する規程

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、職員が担う。これにより、教員は授業の教育活動そのものに注力できる環境が存在する。

(4) その他

以上のほかには、取り組みや工夫はない。

2 点検・評価

法科大学院の事務取扱、教員の教育活動、学生の支援のために事務職員は、常時 8 名である。立命館大学の特色として、教員職員が共同して、教学活動を盛り立てることが挙げられる。これにより、教員が教育活動を実施する上での事務的負担の軽減が図られる一方で、事務職員一人あたりがこなすべき事務量は多くなる。しかし事務職員は、各人が精力的に教育活動学生の支援活動に従事し、教員の教育活動に対して十分なサポートを行っている。

TA 制度はあるが、現時点では TA の採用はできていない。もっとも、事業活動に附随する事務的な作業の多くは、職員が担い、教員は授業の教育活動そのものに注力できる環境が存在する。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1） 学生生活支援体制

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

1 現状

（1）経済的支援

（a-1）独自奨学金

本法科大学院が独自に提供する奨学金は、立命館大学法科大学院奨励奨学金として、A 奨学金と B 奨学金に分かれる。その位置づけと実績は、次のとおりである。概要については、入試要項の別紙²⁶⁹に、また法科大学院パンフレット²⁷⁰にも示している。

2012 年度より、学費年額に相当する奨学金である A 奨学金については、既修者につき、入学時の成績が特に優秀な者に対しては 2 年間給付する 2 年間給付型の奨学金を設けた²⁷¹。未修者については、入学後 1 年次の成績の状況に応じて未修 2 年次、3 年次の 2 年間につき A 奨学金を 2 年間給付する 2 年間給付型の奨学金を設けた²⁷²。

	奨学金種別	支給金額	支給期間	人数	選考
入学 予定者	A 奨学金	学費 年額	入学後	5 名	既修者入学試験合格者を対象に入学試験成績により選考
	（2 年間支給型）		2 年間		
	A 奨学金	学費 年額	入学 年度	10 名	入学試験合格者全員を対象に入学試験成績により選考
	（単年度支給型）		1 年間		
	B 奨学金	60 万円	入学 年度	40 名	入学試験合格者全員を対象に入学試験成績により選考
	（単年度支給型）		1 年間		

²⁶⁹ 【A7】2013 年度入試要項別紙の「入学金・授業料等及び奨学金について」を参照。

²⁷⁰ 【A2】2013 年度法科大学院パンフレット 23 頁。

²⁷¹ 【A5】立命館大学法科大学院奨励金規程

²⁷² 【A5】立命館大学法科大学院奨励金規程

在学学生	A 奨学金 (2年間支給型)	学費 年額	2年間	5名	未修者1年次の在学者 を対象に成績優秀者から 選考
	A 奨学金 (単年度支給型)				
	A 奨学金 (単年度支給型)	学費 年額	1年間	10名	未修者1年次・2年次、 既修者1年次を対象に 在学時成績優秀者から 選考
	B 奨学金 (単年度支給型)				
	B 奨学金 (単年度支給型)	60万円	1年間	40名	未修者1年次・2年次、 既修者1年次を対象に 在学時成績優秀者から 選考
	(単年度支給型)				

(a-2) 奨学金の給付状況 L(法学未修者コース)S(法学既修者コース)

	新入生			在校生			総計
	L1	S1	計	L2,3	S2	計	
L(未修)/S(既修)							
在学者数 (5/1時点)	21	66	87	63	67	130	217
A/B奨学金申請者数	21	66	87	36	42	78	165
A奨学金採択人数	3	6	9	9	5	14	23
割合(在学者)	14.3%	9.1%	10.3%	14.3%	7.5%	10.8%	10.6%
割合(申請者)	14.3%	9.1%	10.3%	25.0%	11.9%	17.9%	13.9%
B奨学金採択人数	6	28	34	15	24	39	73
割合(在学者)	28.6%	42.4%	39.1%	23.8%	35.8%	30.0%	33.6%
割合(申請者)	28.6%	42.4%	39.1%	41.7%	57.1%	50.0%	44.2%
A/B奨学金採択合計人数	9	34	43	24	29	53	96
割合(在学者)	42.9%	51.5%	49.4%	38.1%	43.3%	40.8%	44.2%
割合(申請者)	42.9%	51.5%	49.4%	66.7%	69.0%	67.9%	58.2%

	新入生			在校生			総計	
	L1	S1	計	L2,3	S2	計		
2011年度	L(未修) / S(既修)							
	在学者数 (5/1 時点)	31	76	107	74	81	155	262
	A / B 奨学金申請者数	31	76	107	49	40	89	196
	A 奨学金採択人数	2	8	10	8	13	21	31
	割合 (在学者)	6.5%	10.5%	9.3%	10.8%	16.0%	13.5%	11.8%
	割合 (申請者)	6.5%	10.5%	9.3%	16.3%	32.5%	23.6%	15.8%
	B 奨学金採択人数	8	33	41	18	16	34	75
	割合 (在学者)	25.8%	43.4%	38.3%	24.3%	19.8%	21.9%	28.6%
	割合 (申請者)	25.8%	43.4%	38.3%	36.7%	40.0%	38.2%	38.3%
	A / B 奨学金採択合計人数	10	41	51	26	29	55	106
	割合 (在学者)	32.3%	53.9%	47.7%	35.1%	35.8%	35.5%	40.5%
	割合 (申請者)	32.3%	53.9%	47.7%	53.1%	72.5%	61.8%	54.1%
2010年度		新入生			在校生			総計
	L(未修) / S(既修)	L1	S1	計	L2,3	S2	計	
	在学者数 (5/1 時点)	45	87	132	84	95	179	311
	A / B 奨学金申請者数	45	87	132	48	51	99	231
	A 奨学金採択人数	4	8	12	9	6	15	27
	割合 (在学者)	8.9%	9.2%	9.1%	10.7%	6.3%	8.4%	8.4%
	割合 (申請者)	8.9%	9.2%	9.1%	18.8%	11.8%	15.2%	11.7%
	B 奨学金採択人数	9	34	43	19	21	40	83

割合（在学者）	20.0%	39.1%	32.6%	22.6%	22.1%	22.3%	26.7%
割合（申請者）	20.0%	39.1%	32.6%	39.6%	41.2%	40.4%	35.9%
A / B 奨学金採 択 合計人数	13	42	55	28	27	55	110
割合（在学者）	28.9%	48.3%	41.7%	33.3%	28.4%	30.7%	35.4%
割合（申請者）	28.9%	48.3%	41.7%	58.3%	52.9%	55.6%	47.6%

A 奨学金、B 奨学金については、新生は申請がなくとも入学試験の成績により、奨学金の採択が決定される。在学者は、学生本人の申請に基づき、成績上位者より A 奨学金、B 奨学金の採択が決定される。

以上からは、給付実績で見れば、実際に A、B いずれかの奨学金を得ている者は、2010 年度を除いて、申請者の 50%・在学者の 40%を越える。他の法科大学院に比しても、本法科大学院が独自に給付する奨学金の規模はかなり大きいといえる。

(b) その他の独自奨学金

立命館大学が法科大学院のみならず全ての研究科に所属する院生を対象とする奨学金として 立命館大学大学院学内進学予約採用型奨学金と、立命館大学大学院生家計急変奨学金がある。は 2012 年度入学生より用意された。

立命館大学大学院学内進学予約採用型奨学金は、立命館大学が立命館大学に在籍する学部学生（外国人留学生を除く）を対象に、卒業または飛び級進学により立命館大学の大学院（修士課程・博士課程前期課程・一貫制博士課程（1 年次）・専門職学位課程）への進学を条件として奨学金を給付するものであり、全学で年間 80 名につき、標準修了年限の期間の在学中に、年間 40 万円を給付するものである（なお、2 年次以降は継続要件が別途存在する）。立命館大学の全ての大学院への進学者が対象となる。

立命館大学大学院生家計急変奨学金²⁷³は、修士課程・博士課程前期課程・一貫制博士課程（1～2 年次）・専門職学位課程に在籍し、家計の急変により授業料の納入が困難となった学生を対象とし（ただし標準修業年度を超えて在学する者を除く）、在学期間中 1 回につき、授業料相当額を給付するものである（給付額はセメスター授業料を上限とし、他の奨学金により授業料の減免を受けている場合は、セメスター授業料との差額を給付するものである）。

(c) 金融機関との提携ローン

本法科大学院は、指定金融機関と提携した学費ローンの仕組みを有している

²⁷³【A7】2013 年度入試要項別冊「入学金・授業料等及び奨学金について」もしくは以下 HP を参照
http://www.ritsumei.jp/topics_pdf/scholarship_dacfb073c8d8a07ca4221d9c8aea3f5b_1338536465_.pdf

しかし、本法科大学院において格別の手続をとるものではない。

(d) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

募集・申請手続をプロフェッショナルスクール事務室で行い、選考については日本学生支援機構奨学金推薦委員会が行い、教授会に報告される²⁷⁵。応募および採択の状況は次のとおりである。

(d) 学生支援機構奨学金支給状況

L(法学未修者コース)S(法学既修者コース)

	L(未修) / S(既修)	新入生		
		L1	S1	計
2012年度	在学者数 (5/1時点)	21	66	87
	日学第1種 申請者数	9	27	36
	日学第1種 採択人数	9	26	35
	割合(在学者)	42.9%	39.4%	40.2%
	割合(申請者)	100.0%	96.3%	97.2%
	日学第2種 申請者数	3	14	17
	日学第2種 採択人数	3	14	17
	割合(在学者)	14.3%	21.2%	19.5%
	割合(申請者)	100.0%	100.0%	100.0%
	1種/2種奨学金 申請者数	12	41	53
	1種/2種奨学金採択 合計人数	12	40	52
	割合(在学者)	57.1%	60.6%	59.8%
	割合(申請者)	100.0%	97.6%	98.1%
2011年度	在学者数 (5/1時点)	31	76	107
	日学第1種 申請者数	12	35	47

²⁷⁴ 【A7】2013年度入試要項別冊「入学金・授業料等及び奨学金について」参照

²⁷⁵ 【A6】2012年度第2回法科大学院教授会議事録3頁。

	日学第1種 採択人数	12	35	47
	割合（在学者）	38.7%	46.1%	43.9%
	割合（申請者）	100.0%	100.0%	100.0%
	日学第2種 申請者数	5	12	17
	日学第2種 採択人数	5	12	17
	割合（在学者）	16.1%	15.8%	15.9%
	割合（申請者）	100.0%	100.0%	100.0%
	1種/2種奨学金 申請者数	17	47	64
	1種/2種奨学金採択 合計人数	17	47	64
	割合（在学者）	54.8%	61.8%	59.8%
	割合（申請者）	100.0%	100.0%	100.0%
2010年 度	在学者数 (5/1時点)	45	87	132
	日学第1種 申請者数	22	38	60
	日学第1種 採択人数	22	38	60
	割合（在学者）	48.9%	43.7%	45.5%
	割合（申請者）	100.0%	100.0%	100.0%
	日学第2種 申請者数	12	8	20
	日学第2種 採択人数	12	8	20
	割合（在学者）	26.7%	9.2%	15.2%
	割合（申請者）	100.0%	100.0%	100.0%
	1種/2種奨学金 申請者数	34	46	80
	1種/2種奨学金採択 合計人数	34	46	80
	割合（在学者）	75.6%	52.9%	60.6%
	割合（申請者）	100.0%	100.0%	100.0%

(e) その他

本研究科にあっては、寮、託児サービスは準備していない。

(2) 障がい者支援

入試要項において、「身体に障害のある場合の受験について」との記事²⁷⁶を掲載し、受験前に具体的に相談に応じるようにしている。

施設としては、スロープ、身体障がい者が車いすのまま利用できるトイレ、身体障がい者用のエレベーターを用意し、教室でも車いすのまま受講できる可動式の机を用意している。2012年度は、視覚障がいのある院生が1名在籍し、教室での学習に付き、前方の座席を指定したり、中間試験・期末試験にあっては、拡大六法の持ち込み、問題文の拡大といった配慮を行っている。また朱雀リサーチライブラリーにあっては、文献の拡大等のサービスを提供している。

本学の学部や他の研究科においては過去にさまざまな障害学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積され、全学では障がい学生支援室が設けられ²⁷⁷、本研究科院生も利用可能な状況が作られている。

(3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

本学では、ハラスメント防止委員会が設置され、朱雀キャンパスにも相談員が配置されている。また、メールにより相談もできる体制が整備されている²⁷⁸。

人間関係や健康、精神面で問題がある場合には、以下(4)で述べるように、学生委員会やクラス担任をはじめ、学生サポートルーム²⁷⁹で専門家によるカウンセリングを受けることができる。

ハラスメント防止委員会に対して法科大学院所属の院生から寄せられた相談件数は、2008年度に2名、2009年度、2011年度にそれぞれ1名ずつであった。

(4) カウンセリング体制

法科大学院のある朱雀キャンパス内に学生部が所轄する学生サポートルームは2006年9月に設置され、週2日間、専門のカウンセラーが来訪して希望者のカウンセリングを実施している(カウンセラー数:2名(のべ数) 週2日間 計6枠(1枠50分)用意される)。入学者には新入生ガイダンスの際、学生サポートルームについての説明をおこない、リーフレット²⁸⁰を配布している。リーフレットには、相談内容、利用方法、アクセス、ホームページ²⁸¹等を掲載し、また、学内の掲示によって学生に周知されている。このほか、学生の健康診断の際、「こころに悩みがある」と訴える学生へは、健康診断を担当する保険課より

²⁷⁶ 【A7】2013年度入試要項 17頁。

²⁷⁷ <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/drc/>

²⁷⁸ 【A4】2012年度履修要項 98-99頁、【B52】「ハラスメント相談の手引き」参照。

²⁷⁹ 【A4】2012年度履修要項 97頁、【B53】「学生サポートルームのご案内」参照。

²⁸⁰ 【B53】「学生サポートルームのご案内」

²⁸¹ <http://www.ritsumei.ac.jp/ssr/>

学生サポートルームの案内をしている。

法科大学院のある朱雀キャンパスでのカウンセリングは週2日であり、予約制をとるが、必要がある場合には、衣笠キャンパスにある学生サポートルームでカウンセリングを受けたい旨を電話予約するか直接訪れることで、月曜日から金曜日までの間であれば、いつでもカウンセリングを受けることができ、そのような形式での利用例もある。

本研究科所属学生の学生サポートルーム利用実態は次の表のとおりである。

来談者数（法務研究科）

2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
9名	6名	6名	4名

2012/6/18 現在 2012年度は1名

教授会においても、学生の精神面の相談・カウンセリングの重要性については強く認識している。しかし、法科大学院の教員がその専門的知識を有していないことから、教授会終了後に上記学生サポートルームのカウンセラーらを招いて講習会や意見交換会を実施している(2012年度は後期に予定している)。クラス担任、学生委員会の教員は、学生面談や成績不良者面接等で問題の兆候があると感じるときは、学生担当副研究科長に伝えるようにしている。

(5) 問題点及び改善状況

学生支援に対しては、学生から問題点や改善要求が出されることはないが、学内の学生サポートルーム、ハラスメント防止委員会の存在に関する周知を徹底し、問題を抱える学生が気軽に相談できる体制をより一層整備すべきである。

(6) 特に力を入れている取り組み

前述(4)のように、教授会終了後に上記学生サポートルームのカウンセラーらを招いて講習会や意見交換会を実施している。

(7) その他

競争的環境の中で、学生の精神的負担は大きい。身近に接する教員・職員が日々問題兆候の発見をすれば、その情報が学生担当の副研究科長に集約するネットワークが構築され、学生担当の副研究科長を中心に対応して、学生面談等を行うとともに、学生サポートルームを紹介することになっている。

2 点検・評価

本学においては、過去に学生寮を有していた時期もあるが、学生に対する経済支援としての寮は廃止することを決定し、以後は奨学金を中心とした経済支援を行っている。

法科大学院の経済支援も、その延長線上に位置づけられる。本学独自の奨学金の規模は大きく、他の法科大学院に比してひけをとらないと自負している²⁸²。

また障害者が入学する際には、実際に施設を見学したうえ、希望を聞き最大限これに応じてきている。学部や他の研究科においては過去にさまざまな障害学生を受け入れてきた実績とノウハウが蓄積され、法科大学院でもそれを十分に利用できる環境が整備されている。

セクハラ等の相談については、ハラスメント防止委員会作成によるリーフレット²⁸³等が学内の各所に備え置かれ、大学 HP 上でメールを通しての利用も相談が可能となっている。セクハラのみならずアカハラにも迅速に対応できる条件が整えられている。

3 自己評定

A

4 改善計画

問題を有する学生へのきめ細かな対応をすべく、ハラスメント防止委員会、学生サポートルームとの連携をより一層充実させることは検討されてよい。

²⁸² 【A2】2013 年度法科大学院パンフレット 23 頁。

²⁸³ 【B53】「ハラスメント相談の手引き」

7-8 学生支援体制(2) 学生へのアドバイス

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

(1) アドバイス体制

学生が学習や生活面で教員のアドバイスを受けられる制度としては、入学前および入学時のガイダンス²⁸⁴、オリエンテーション²⁸⁵、クラス担任による個別面接²⁸⁶(未修・既修1回生、未修2回生:年1回・春に実施。最終学年は年2回実施)、成績不良者に対する面談²⁸⁷(期末毎に実施)がある。

個々の専任教員は、全員がオフィスアワーを設定している²⁸⁸。多くは出講日にあわせて1コマを設定し、予めメール等で予約することを求めている。このほか、授業後の質問や相談で、30分以上かかることは珍しくない。とくに未修者用の講義を担当する者が授業後の時間をオフィスアワーにあて授業に対する質問会的に運営している場合がある。また、自主ゼミ等により自習しているグループが、テーマに関係する教員の個別の指導を求めてくることもある。開講時のみならず夏季・春季の休暇中にも少なくない。理論的な対立点についての解説のほか、書き直したレポートや試験答案の添削に及ぶこともまれではない。オフィスアワーの利用方法に関しては各担当教員の自主的判断に任されている。実施状況についてはアンケート調査を行っているが²⁸⁹、實際上、個別相談型のオフィスアワーの利用は活発だとはいえない。

このほか、立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程に所属する院生にティーチングアシスタント(TA)を依頼し、院生の質問に応じてもらう体制を整備していたが、研究コースに所属する院生の激減により2012年度からTAを置くことはできていない。

(2) 学生への周知等

オリエンテーション、クラス担任による個別面接等は、事務室より一斉に連絡することで周知している。

個別教員のオフィスアワーについては、掲示により設定している。

(3) 問題点と改善状況

アドバイス体制について、学生から問題点を指摘されることは少ないが、TA

²⁸⁴【B11】2011年10月実施の入学前ガイダンスの案内。

²⁸⁵【A17】2012年度オリエンテーション日程表参照。

²⁸⁶【B33】個別面談実施方針

²⁸⁷【B6】「2011年度前期 単位僅少者・原級留置者に対する面談実施について」参照。

²⁸⁸【B39】オフィスアワー一覧表

²⁸⁹【A15】教員の担当科目の授業の自己点検評価報告書参照

の確保といった面について難しい状況が継続している。2011年度より、本法科大学院の修了生で司法試験に合格し、司法修習を修了した者を、助教として採用している。現在この助教は、自主的に、学生の自主ゼミのチューターを務めるなどの活動も行っている²⁹⁰が、制度的に助教を利用した自習的学習の補助の制度を整備することも検討されるべきであろう。

(4) 特に力を入れている取り組み

法科大学院として実施している取り組みは、どうしても教員主体となり、限界も存在する。今後、助教制度を活用しての学生支援体制の整備を検討し、助教採用のためのリクルート活動にも取り組む。

(5) その他

正課における法科大学院の活動は、(1)で述べたとおりである。しかし、立命館大学では、正課外における学習支援や進路就職支援に対応する専門の部局であるキャリアセンターが設置され、活動している。キャリアセンターは広く資格試験・公務員試験受験の学習支援を行うエクステンション事業部と就職活動を支援するキャリアオフィスとを有する。法科大学院のある朱雀キャンパス内には、キャリアセンターの下、エクステンションセンターが置かれ、司法試験の自主的な学習の支援や進路に関する支援を行っている²⁹¹。

エクステンションセンターが主催する学生支援活動として、まず挙げるべきは、弁護士ゼミである。弁護士ゼミはあくまで課外活動であり、参加は院生の自主性に委ねられている。また、9月の司法試験合格発表後は、その年度の合格者が司法修習に行くまでの間、学生より学習方法の相談を受けるという企画も実施している。

進路選択の相談についても、エクステンションセンターが窓口となっている。大学全体では組織としてキャリアオフィスが進路相談や将来進路の設計や就職活動の実施に関してサポートを行い、本法科大学院が設置される朱雀キャンパスにあるエクステンションセンターはキャリアオフィスの部局として連携しながら、学生のサポートを行っている。エクステンションセンターの進路選択に関する活動としては、法科大学院同窓会共催の企画として、毎年度実施される法科大学院同窓会講演会(5月下旬・9月下旬)や、独自の企画として実行される、司法試験後の収集に向けての準備に関するOBOG 弁護士等の講演会を開催し、6月上旬にはOB 法曹講演会として在阪の大規模な弁護士事務所の採用活動に関する講演会も実施している。

以上のようなエクステンションセンターの活動は、エクステンションセンターが独自に周知のための活動をしている。

²⁹⁰ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット7頁。

²⁹¹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット22頁。

なお、前回の認証評価を受けて法科大学院専任教員を構成員とした「新司法試験研究会」は解散している。

2 点検・評価

学生がアドバイスを受ける体制としては、法科大学院を主体とした活動と法科大学院が所属する朱雀キャンパスに設置されるエクステンションセンターを主体とする活動とに大きく分かれ、両者により、適時適切にアドバイスを受ける体制を整備している。

法科大学院を主体とした活動にあっては、クラス担任制度やオフィスアワーや授業後での学生からの質問対応を通して、学習方法や進路選択に関するアドバイスを気軽に教員に対して求めうる環境を整備している。

エクステンションセンターを主体とする活動は、課外活動であり、参加は学生の自主性に委ねられているが、弁護士ゼミ、進路選択・学習方法に関する各種講演会の実施により、学生がアドバイスを受ける機会を保障するとともに、自覚的に自身にあった学習方法を獲得することや将来選択に関する支援を行い、アドバイスを受けやすい体制が構築されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学習計画を自ら作成し、自律・自立的に学修ができる院生の数は減少しており、院生から個別主体的に教員等に質問することを期待するだけでは、十分な学習を進めることが難しい面も出てきている。入試成績、研究科での学修状況などを統合した学生別のカルテの作成に着手している。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価 厳格な成績評価の実施

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

成績評価の方針は、教授会でこれまでも申し合わせてきたが、最近では、それらをまとめ、明確にするために、2012年3月27日の教授会²⁹²において、改めて、以下のとおり決議した。以下が決議内容である。

「成績評価について、これまでの申し合わせとして、あらためて以下のことを確認したい。

(1) 成績評価は絶対評価で行い、A+、A、B、C、Fで表示し、A+、A、B、Cを合格とする。

それぞれの基準は次のとおり。

A+ 当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた(100点法では、90点以上に対応)

A 当該科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がいくつかある(80~89点に対応)

B 当該科目の履修において、所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目につく(70~79点に対応)

C 相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている(60~69点に対応)

F 単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である(60点未満に対応)

なお、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を「P」、不合格を「F」とし、該当科目はシラバスに明示する。

(2) 同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、担当者間で検討し、成績評価基準の統一を図る。

責任者を一人決め、科目担当者会議を行い(実施方法は問わない)議事録(日時・参加者・結果)を執行部に提出する。結果については、執行部が確認し、必要があれば、理由の説明、再検討等を責任者に求める。

(3) 単独で担当の科目についても、成績評価につき、執行部が確認し、必要

²⁹²【A6】2011年度第22回法科大学院教授会議事録3頁。

があれば、理由の説明、検討を求める。

(4) 試験講評への成績分布の記載は、執行部の確認後に行う。なお、試験講評は、到達目標との関係がわかるように、書くようにする。

(5) 平常点評価は、シラバス等で明示した明確な基準にもとづいて行う。3分の2以上の出席がないと成績評価の対象とはしない。また、出席していることだけで、平常点を付与することはしない。」

成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

イ 成績評価の考慮要素

各授業において、各科目毎に定められた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とその到達度に基づいて、成績評価は行われる。成績評価においては、定期試験だけではなく、平常点のようなプロセスを考慮要素としている。平常点としては、小テスト・レポート・授業における質問に対する回答などを考慮することとしている。これらの評価の考慮要素として、いずれを選択するかやそれぞれを最終的な成績評価においてどの程度の割合で考慮するかは、各科目につき、決定され、シラバスに明記されている、

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

本法科大学院における成績評価は絶対評価である。評価の基準は、アで見たとおり、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に対する到達度による。

成績の区分は、A+、A、B、C（以上までが合格、当該科目の単位を取得）、F（不合格）の5段階評価である。合否（CとFと区別）を含め成績評価は当該科目の到達目標に照らしての絶対評価による。絶対評価であるので、各評価の比率は定めていない（なお、臨床系の科目であるエクスターンシップ、リーガルクリニックについては、合否による認定を行っている）。

それぞれの評価の基準は、次のとおり。

A+ : 所期の目的をほとんど完全に、もしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの（100点法では90点以上に対応）

A : 若干不十分な点があるが、所期の目的をほぼ達成したもの（80～89点に対応）

B : 不十分な点が目につくが、所期の目的に照らして妥当な成績を修めたもの（70～79点に対応）

C : 相当の欠点があるが、最低限の目標を満たしているもの（60～69点に対応）

F : 単位を与えるには、さらに学習が必要なもの（不合格。60点未満）

エ 再試験

本法科大学院においては、厳格な成績評価と修了者の質の向上に向けて、2009年度に履修前提制をやめ、進級制を採用し、再試験制度を廃止することを決定した²⁹³。現在は、2009年度までの入学者と2010年度入学の既修者だけが再試験の対象となっている²⁹⁴。

2009年度まで実施されてきた再試験制度は、必修科目である法律基本科目で、履修前提制を採用していたところ、翌年度演習を履修するには講義科目をすべて履修済みでなければならないなどの厳しい要件があること、また、修了のためには法律基本科目の半数がB以上でなければならない、さらに、GPAで2.5以上を確保しなければならないことから、期末試験でCF評価を得た場合に一定期間の学習をさせたうえで再試験を受験する機会を与えるものであった。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

シラバスに「成績評価方法」があり、各成績資料（例えば、小テストや平常評価や定期試験）の配点割合を含めて記載されている。

なお、年度末に次年度のシラバスを法科大学院執行部が点検するシラバス点検を実施し、成績評価基準等の記載に誤りや記載漏れがないかをチェックしている。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容，開示方法・媒体，開示の時期

全体の成績評価基準については、4月に配布される履修要項で示している²⁹⁵ほか、4月のガイダンスにおいても繰り返し、周知徹底している。

科目毎の成績評価基準の詳細は、3月末に公開されるシラバスに記載され、また、授業の開講時に、担当教員から説明されている（あわせてLETに掲載している科目もある。）。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

(1) 各教員は、本法科大学院の各科目毎に定められた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に基づき授業を行い、その到達度を検証するための小テストや定期試験を実施している。試験問題は、担当教員が複数ある場合には、教員間で検討され、その内容やレベルが適切かどうかにつき検証される。成績評価後は学生に成績が発表され、法律基本科目と実務基礎科目については、学生に答案が返却されている。

²⁹³ 【A30】2009年度自己評価報告書4頁参照。

²⁹⁴ 【A4】2012年度履修要項43-44頁、50頁。

²⁹⁵ 【A4】2012年度履修要項17頁。

(2) 実務基礎科目のうち公法・民事法・刑事法の実務総合演習では、複数担当者による採点が行われ、より適切な成績評価を行うよう工夫している。各教員から提出された採点表は、執行部が確認し、適切な評価となっているか検討している。採点表、成績表、成績分布は、研究科長宛てに提出させ、法科大学院執行部と教務委員会で検討し、さらに成績分布は教授会に報告している²⁹⁶。また、全体の成績分布については学生に対しても発表している²⁹⁷。

イ 到達度合いの確認と検証等

本法科大学院では、すべての法律基本科目において、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、授業で扱えず学生の自学自習に委ねた部分も試験範囲とする等して、学生が上記の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を履修することができたかを検証している。さらに、定期試験だけではなく、各科目の中間到達度検証テストや小テスト（授業のはじめや終わりに短時間で行われるテスト）といったテストでも学生の到達度を検証している。これらの、中間到達度検証テストや小テストは学生にフィードバックされ（評価やコメントを付したものを学生に返却する等の方法による）学生自身が定期試験までの期間に自らの到達度を自覚し学習が行われるよう工夫をしている。

定期試験は、はじめに見た教授会決議に基づき、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて出題され、また、その出題が適切なものとなるよう複数担当者の科目では内容の検討を踏まえて出題されている。

試験採点后、すべての法律基本科目・実務基礎科目と一定数の先端・展開科目では、成績発表時に採点講評を配布し、出題のねらいを明らかにしている²⁹⁸。科目によっては別途説明を行う機会を設けている。

ウ 再試験等の実施

前述したように、再試験は既に 2009 年度に廃止され、現在は、2009 年度までの入学者と 2010 年度入学の既修者だけが再試験の対象となっている。

再試験の対象となる科目は、法律基本科目、実務基礎科目で定期試験を実施した科目に限られる²⁹⁹。また成績評価が C または F を得た者であり、出席要件（3 分の 2 以上の出席）が足りないで単位を認定されなかった者は再試験の受験資格がない。再試験受験願ひならびに所定の再試験受験料を納付することにより、再試験が受験できる。ただし、本法科大学院教授会が、出願者の再試験を適当でないと判断する場合（たとえば、正当な理由なく定期試験または追試験を受験していないなど）は受験を認めない。

再試験の場合の成績評価は BCF のいずれかである（C 評価であった者が再試

²⁹⁶ 【A26】2011 年度後期科目別成績分布表。

²⁹⁷ 【A26】学生公表用 2011 年度後期科目別成績分布表。

²⁹⁸ 【A23】2011 年度後期定期試験講評、2012 年度前期定期試験講評

²⁹⁹ 【A4】2012 年度履修要項 43-44 頁。

験の結果 F 評価になることもある)。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

科目ごとないしは分野別の FD 活動がなされ、成績評価の実施について検討されている。また、法科大学院全体の FD の課題としても検討している。実際の成績評価の結果については、執行部が点検し、教務委員会、教授会で審議している。

また、上でも見たように、各科目で成績評価が決定した後、学生への開示前に執行部が成績評価が適切になされているかを確認する手続きを設けており、成績評価の基準やその実施が適切に行われているかを法科大学院として把握している。

(5) 特に力を入れている取り組み

成績評価や、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の周知作成については、FD 活動を通じて、教員団の認識を統一するよう図っている。具体的には、本法科大学院の FD フォーラムは 2010 年度と 2011 年度には 3 回開催されたが、うち 2 回が成績評価と「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に関わる内容であった³⁰⁰

また、執行部によるシラバス点検や各科目の評価の確認が行われている。

(6) その他

1-3 でも触れたように、2010 年度入学生より、進級制を採用しており、法学未修者の場合、1 年次配当の法律基本科目 29 単位中 23 単位以上を、2 年次配当の法律基本科目 25 単位中 19 単位以上を習得しなければ、上の学年に進級することができない。また、法学既修者の場合、2 年次（法学既修者 1 年目）配当の法律基本科目 25 単位中 19 単位以上を習得しなければ上の学年に進級することができない。進級制により、積み上げの学習を図っている。

2 点検・評価

全体として、上記にのべたような様々な工夫を通じて、前回認証評価時よりも厳格な成績評価の実施については、大幅な改善がなされており、厳格な成績評価基準が適切に設定開示され、成績評価が厳格になされている。

ただし、現在でも複数担当者による科目の中には成績評価に差異が見られるものがある。科目の特性や受講学生数による違いがあるのは当然であるが、適切でかつ厳格な成績評価が行われているかについては調査・検討を継続する必

³⁰⁰【A13】2010 年度第 3 回 FD フォーラム（2011 年 3 月 8 日実施）「共通的な到達目標（コアカリキュラム）をどう受け止めるか」、2011 年度第 2 回 FD フォーラム（2011 年 11 月 15 日実施）「科目目標と最低限修得すべき内容（コア・カリキュラムについて）」

要がある。

3 自己評価

B

4 改善計画

平常評価の基準やその成績評価における割合につき、科目特性に配慮しながら、それらが適切に行われていることを検証する機会を設けることを検討する。

8 - 2 修了認定 修了認定の適切な実施

(評価基準) 修了認定基準, 修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で, 修了認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 修了認定基準

本法科大学院における修了認定基準は、「法務研究科則³⁰¹」において定められている。

法務研究科則は、次のように定める。

(専門職学位課程の修了に必要な単位数)

第12条本研究科の修了に必要な単位数は、別表1の科目より、次の各号に定める単位数を含む104単位以上とする。

(1) 法律基本科目から58単位以上。

(2) 実務基礎科目からリーガルリサーチ&ライティング(2単位)、法曹倫理(2単位)、要件事実と事実認定(2単位)、公法実務総合演習(2単位)、民事法実務演習(2単位)および刑事法実務総合演習(2単位)を含む14単位以上。ただし、リーガルクリニック(2単位)、リーガルクリニック(2単位)またはエクスタレーションシップ(2単位)のいずれか1科目を修得していなければならない。

(3) 基礎法学・隣接科目から4単位。

(4) 先端・展開科目から24単位以上。

(専門職学位課程の修了認定)

第13条 本研究科を修了するためには、修了に必要な単位数を修得したうえ、次に掲げる事項をすべて満たし、法務研究科教授会の認定を得なければならない。

(1) 必修の法律基本科目のうち、N認定の科目を除き、半数以上の科目の成績評価が、B以上であること

(2) 課程の修了に必要な単位数に要した科目のGPAが2.5以上であること。

修了に必要な単位数は、必修単位数からすると妥当と考えられる。また、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた履修がされているかの観点から、法律基本科目については、最低限度の成績評価であるCでも得て単位を修得すれば修了させるのは妥当ではなく、より高い能力を養成しなければ修了できないとして、半分以上の科目でB以上を要求し、また、全体について必要なGPAを2.5以上としている。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定は、本法科大学院の専任教員からなる修了判定委員が成績コンピュ

³⁰¹ 【A5】立命館大学大学院法務研究科研究科則

ータデータによりながら点検し、その結果を法科大学院教授会に提案して審議し、議決している³⁰²。

(3) 修了認定基準の開示

立命館大学大学院学則に統合された法務研究科則は履修要項にも掲載され³⁰³、オリエンテーションにおいても説明し、開示している。

(4) 修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況

2011 年度定の実施状況は以下のとおりである。

【前期修了】

対象者	修了合	否	修得単位数		
			最多	最小	平均
17	10	7	114	95	101.6

【後期修了】

対象者	修了合	否	修得単位数		
			最多	最小	平均
127	105	22	110	98	104.6

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については各科目で示され、評価されており(前述 6-1 参照)それとは別に独自の修了認定は行っていない。修了認定の基準については、つねにカリキュラムの改革とあわせて、教務委員会、教授会で議論している。

(5) 特に力を入れている取り組み

特に力を入れている取り組みはない。

³⁰² 【A6】2011 年度第 21 回法科大学院教授会議事録 2 頁、同第 22 回法科大学院教授会議事録 2 頁。

³⁰³ 【A4】2012 年度履修要項 107 頁以下。

(6) その他

その他に記載すべき点はない。

2 点検・評価

修了認定の基準が「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を踏まえて行われている。また、修了認定が開示された修了認定基準に従って客観的に実施されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

修了認定基準の明確化や学生への周知につき、法科大学院全体で統一的な基準を設けることが検討されるべきであり、このような点が今後改善すべき点である。

8-3 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

少なくとも法律基本科目と実務基礎科目ではすべての科目につき採点講評を提出することとされている(書面又はLET上へ掲載による)。個々の学生への、評価理由の説明は、制度化はされていないが、個々の学生が質問に行けば口頭で解答される。試験後、試験について質問に来る学生は、それほど多くはない。また、で触れる疑義照会制度によれば、書面で質問に対する回答を得ることもできる。

成績疑義照会制度、成績異議申立制度がある³⁰⁴。

成績疑義照会は、成績発表後疑義がある場合、発表の日を含めて3日以内に所定の文書で申請すると担当教員から文書によって回答が行われる。成績異議申し立ては、上記の疑義照会によってもさらに異議のある場合、上記の回答書の日を含む3日以内に所定の文書で異議申し立てをする。この場合、教務委員会が必要と認める場合には、成績評価検討委員2名を任命し成績評価を検討する。必要があれば、成績再評価の勧告を担当教員に対して行う。

成績疑義照会と異議申し立ての状況は以下のとおりである。

年度	疑義照会	異議申立
2011 年前期	28 件	5 件
2011 年後期	20 件	2 件

イ 異議申立手続の学生への周知

4月に配布される履修要項で示しているほか、オリエンテーションやガイダンスでも学生に周知をしている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

内容については、修了認定異議申立制度内規³⁰⁵に定めたとおりである。修了

³⁰⁴ 【A4】2012年度履修要項71頁。

³⁰⁵ 【A5】修了認定異議申立制度内規

判定に日を含めて3日以内に所定の用紙で申立てを行われると、教務委員会で修了判定検討委員2名が任命され、担当教員から成績評価資料の提供を求め、成績評価過程と評価結果について確認したうえで、報告を得て、さらに教務委員会で審議の結果、回答文書を作成し、学生に交付している。

2010年度は、修了判定に対する異議申立ては3件であり、2011年度は、修了判定に対する異議申立ては1件であった。いずれも、上述の手續にのっとり対応し、申立てに理由はないと判断した。

イ 異議申立手續の学生への周知

4月に配布される履修要項で示しているほか³⁰⁶、オリエンテーションやガイダンスでも学生に周知をしている。

(3) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(4) その他
他に記載すべき点はない。

2 点検・評価

上記のように修了認定に対する異議申立制度が完備されており、適切に実施されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

本評価項目に関しては、現時点では改善を要する点は見あたらない。

³⁰⁶【A4】2012年度履修要項71頁。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成<法曹養成教育>

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 貴法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

法曹にとって「法曹としての使命・責任の自覚」、「法曹倫理」という2つのマインドと7つのスキルの涵養が必要であることは異論のないところであり、法教育の基礎をなすものであるととらえている。社会にあって一定の影響力を有する法曹は、法曹としての自覚のもとに、自らの良心と信念に基づき社会の実態とその動向をとらえながら、社会及び司法制度に対する使命・役割を果たさなければならない。これに加えて本法科大学院は、法曹は現在の国境を越える法的課題に対処していくべき使命・役割を果たすことが求められているととらえており、「地球市民法曹」としてのマインドをも涵養していくべきであると位置づけている(1-1-1参照)。

イ 貴法科大学院による検討・検証等

本法科大学院のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを踏まえ、教務委員会、教授会で審議した上で設定し、文書で配布している。マインド・スキルの適切性については、カリキュラムの改革の議論のなかで、毎年検証している。また、カリキュラムの見直しなどのについては、本法科大学院を修了し実務に就いている法曹からの意見をも反映させている³⁰⁷。

ウ 科目への展開

各科目で目標とされるべき水準は、1年次、2年次、3年次それぞれの段階的学習に応じて、設定されるべきと考えている³⁰⁸。1年次は講義科目で徹底して基礎を学ばせ、2年次は各法の運用能力を高めることをめざす演習によって、応用力を身につけさせる。3年次には、研究者教員と実務家教員が共同指導する公法・民事法・刑事法の実務総合演習を通じて、法領域横断的・複合的問題への対応能力を高める。さらに、専門性の涵養という点では、単に多分野の専

³⁰⁷ 修了生の評価、意見については【A2】2013年度法科大学院パンフレット4頁以下参照。

³⁰⁸ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット11頁参照。

門科目を断片的に学習しても専門性は身につかないので、先端・展開科目に「先端・企業法務」、「国際・公共法務」、「生活・人権法務」の3系統のプログラムによって重点的な力をつけさせることをめざし、それぞれに応じて、水準を設定している³⁰⁹。この基本的考え方は、カリキュラムを考え、見直しを担当している教務委員会、教授会を通じて共有している。

各科目において展開すべき内容、学生が最低限修得すべきマインドとスキルについては、法律基本科目を中心に「最低限修得すべき内容」を設定し書面化し、全教員及び全学生に周知している（前述 6-1 参照）。

エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

上記、アと同様。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

入学者選抜においては、豊かな人間性、外国語能力、理解力、説得力の有無などを確認しようとしている（前述 2-1 参照）。書類選考において英語等の外国語能力にも配点を行い、志望理由書と自己アピールを重視している。ここでは、さまざまな経験を法曹としてどのように生かすかを、きちんと分析し、説得的に述べられているかを評価している。未修者に課せられる小論文では、紛争において相手方や仲裁役を説得するという法曹に求められる理解力、分析力、説得力などの基本的な力を文章で表現できるかを試している。

法曹に必要なマインド・スキルの養成については、以下のような科目において行っている。

2つのマインド

(1) 法曹に必要なマインドの養成

「法曹としての使命・責任の自覚」を養成するために、「司法制度論」（選択科目、2単位）、「リーガルクリニック」、「」および「エクスターンシップ」（2単位、選択必修）を置く。とりわけ、臨床系科目である「リーガルクリニック」、「」および「エクスターンシップ」は選択必修であって、修了までに全学生が履修すべきものとなっており、これによって現場での職業法曹や法律専門家の具体的な職業イメージを得ることとする。

「法曹倫理」

これについては、「法曹倫理」（2単位、必修）を置いて、その涵養に努める。この科目では、法曹三者の倫理に関する法令、職業倫理、基準の内容を理解すること、弁護士倫理について、誠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持等の内容を理解すること、弁護士の綱紀・懲戒手続等の制度を理解することを求める。

(2) 法曹に必要なスキルの養成

³⁰⁹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット12頁以下参照。

法曹に必要なスキルとして、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力が挙げられる。これら7つのスキルについては、必修科目（法律基本科目の演習科目、実務基礎科目の総合演習科目）において、分野ごとに具体化して、これらの養成に努めるが、とりわけ、総論的には次のような科目で、これらの能力の養成を図る。

問題解決能力

とりわけ、先端的で日々の状況の変化が見られる領域での科目が重要である。立命館大学法科大学院では、「紛争解決と法」において、各種紛争の問題解決のための処理方法を含めて考える授業を展開するとともに、「生命倫理と法」、「法と心理」、「ジェンダーと法」といった基礎法学・隣接科目において、日々変化する状況に応じた問題発見と解決の能力を養成する。そのほか、「英米法」、「EU法」、「アジア法」（中国法）、「外国法務演習」、「外国法務演習」（いずれも2単位、選択）という先端・展開科目の共通科目において、国外から日本法を見る目を養う。

法的知識

基礎的法的知識や専門的法的知識は、主として、法律基本科目および先端・展開科目に配置された科目で、各論的に養成するが、法情報調査に関しては、総論的に、「リーガルリサーチ&ライティング」（2単位、必修）において養成するものとする。

事実調査・事実認定能力

この能力の養成は、総論的には、先の「リーガルリサーチ&ライティング」のほか、「要件事実と事実認定」（2単位、必修）において行う。また、2012年度からの新カリキュラムでは、「民事裁判総合研究」（2単位、選択）を設置して、必要のある者には、さらなる学習の機会を用意する。

法的分析・推論能力

この能力の養成は、主として各論分野で行われるが、先の「要件事実と事実認定」のほか、基礎法学・隣接科目の「現代法理論」（2単位、選択）において、現代の法哲学および法学方法論を学ぶ機会を提供する。また、同じく基礎法学・隣接科目の「法の歴史」（2単位、選択）においても、歴史的な法の考え方を学ぶ機会を提供する。

創造的・批判的検討能力

この能力もまた、主として各論的に、各種の演習科目で養成するものとする。同時に、実務基礎科目である「公法実務総合演習」、「民事法実務総合演習」、「刑事法実務総合演習」（いずれも2単位、必修）において、各分野を総合し、実務的観点を入れて、創造的・批判的検討能力を養成する。

法的議論・表現・説得能力

この能力は、主として、先端・展開科目の中の演習科目で養成するものとする。

る。そこでは、模擬裁判やディベートなども活用して、自己の意見を表明するとともに相手の意見を分析し、交渉を進める能力を養う場も提供する。

コミュニケーション能力

カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の能力は、先の先端・展開科目にある演習科目のほか、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」の臨床科目研修で養成する。加えて、「リーガルクリニック」の受講者には、併せて、本学応用人間科学研究科で開設している「司法臨床」(2単位、他研究科受講)の受講を勧めている。

修了認定においては、これらの能力は、法科大学院の履修カリキュラムで展開される、基礎力と応用力を養う講義科目や演習科目、あるいは実践力を身につけるための実務科目を履修し、最終的には修了に必要な単位を修得するのみならず、法律基本科目の半数以上でB評価以上を取得し、GPA2.5以上というさらに厳格な要件をクリアすることにより、得られるとみなしている。

(3) 国際性の涵養

国際性の涵養をめざす科目として、先端・展開科目の中に展開共通科目として、英米法、ヨーロッパ法、アジア法(中国法)、外国法務演習を開設している³¹⁰。また、先端・展開科目において、国際・公共法務プログラムに国際人権法務、先端・企業法務プログラムに国際取引法務をそれぞれバック科目として開設しているほか、国際法、国際私法、国際民事訴訟法を置いている。英米法は、米国ワシントンDCにあるアメリカン大学ロー・スクール(Washington College of Law)から毎年、派遣される現役教授が担当している。

外国法務演習では、アメリカン大学ロースクールとの提携に基づき、夏期休暇期間中にワシントンDCで集中的な授業と実地研修を行う。本学において事前研修を受けた後、2週間にわたり、同大学で講義、演習に参加するほか、連邦議会、連邦最高裁判所等の連邦裁判所、州裁判所、連邦・州行政機関、ローファーム(大規模法律事務所)等の見学が組み込まれている³¹¹。この外国法務演習受講者には、「地球市民法曹」の養成という本法科大学院の理念に基づき、受講者の経済的負担を軽減するため1名あたり15万円の奨学金を給付している。

例年2月には外国の法科大学院生や現職の法曹が参加する「京都セミナー」が開催され、本学法科大学院生もこれに参加することができる。2011年度の京都セミナーは、2012年2月6日から10日まで朱雀キャンパスで開催された。海外からの参加者27名、本法科大学院生9名等が参加した。授業は全て英語で行われ、8つのテーマについて内外13名の教員が講義を行った³¹²。その詳細はHPで紹介されている³¹³。

³¹⁰ 国際性の涵養については、【A2】2013年度法科大学院パンフレット18頁参照。

³¹¹ 【A2】2013年度法科大学院パンフレット18-19頁

³¹² 【B42】2011年度京都セミナー実施報告書。

³¹³ http://www.ritsumeij.jp/pickup/detail_j/topics/7720/date/2/year/2011

(4) 特に力を入れている取り組み

前述 6-3 で詳論したように、法務実践の場で法実務に関わっている法曹や企業・地方公共団体等のマインドを感得し、スキルを修得するためにエクスターンシップ、リーガルクリニック、のいずれかの科目を選択必修としている。これらの科目未習生の3年次、既習生の2年次に配置することにより、学生としても法科大学院における法学学習の途中から法曹としてのマインドとスキルの涵養を意識し、これを反映した学習が可能となるように工夫している。

(5) その他

特になし

2 点検・評価

教員においても学生においても、法曹としてのマインドとスキルの涵養の必要性と重要性を認識しており、その認識の下に、カリキュラムの設定、講義の担当教員の配置、講義内容、リーガルクリニック、エクスターンシップの臨床科目の選択必修などによりマインドとスキルの涵養を意識した教育が実施されていると自負している。

3 自己評定

A

4 改善計画

国際性の涵養に配慮した機会・取り組みには問題はないが、受講者が多いとはいえないのが現状である。地球市民法曹の養成というコンセプトの周知徹底とともに国際的な法的課題に取り組むべき法曹の使命・責任というマインドの涵養に関し、アメリカン大学との提携による研修、外国の法科大学院生が参加する京都セミナー等の実施時期などの参加条件を改善することにより、多くの学生の受講を確保する。